

平成27年第3回伊仙町議会定例会

会 期 日 程

平成26年度伊仙町一般会計他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成27年 9月16日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 認定第1号 平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 認定第7号 平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	—
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	—	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（1名）

6番 永田誠君

1 オブザーバー出席議員（1名）

13番 琉理人君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君

事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	—
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	益岡稔君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	永島均君	ほーらい館長	仲武美君
総務課主幹兼財務係長	前元広紀君		

～平成26年度伊仙町一般会計他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

日程第2 認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題とし、昨日の議事を続けます。

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。まず、決算書の最後のページを、お開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書ということで、歳入総額は11億5,256万2,000円、歳出総額11億4,894万9,000円、歳入歳出差し引き額として361万3,000円、実質収支額、同じく361万3,000円ということがございます。基金繰入額として、200万円を繰り入れするというようにしております。

なお、成果説明書については、43ページをお開きください。

まず、保険税については税務課のほうで行っておりますので、給付費関係についてご説明いたします。

療養の給付費ということで、真ん中の左の段にございますけれども、一般被保険者の関連したものでございまして、平成26年度においては、件数として2万391件、費用額として7億2,582万9,127円、保険者負担金として5億2,440万6,331円、一部負担金として1億8,352万1,933円、他方負担分として1,790万863円となっております、1件当たりの費用として3万5,596円となっております。

療養の給付費として、右の下のグラフにありますとおり、一般費用額ということで、給付については26年度においては費用額が下がっているとグラフから見てとれます。

成果といたしましては、右上のほうに文章化されておりますけれども、一般被保険者及び退職者被保険者の療養給付費は減少の傾向にある。

国民年金情報や国民資格情報の例月突合での保険給付の審査やレセプト点検により、再審査請求につなげ、保険給付の適正化に努めております。今後も点検強化が必要であるということでありませう。

医療費の抑制対策といたしまして、ジェネリック医薬品、これは後発医薬品について、移行についても利用促進を促しているということがございます。健康の保持のためには、疾病の早期発見、早期治療が大切であり、それが医療費の抑制にもつながる。疾病の早期発見に欠かせないのが健診である。さらなる受診啓発干涉も必要であるということ、問題点も見出してはおります。

次のページの44ページ、右のほうにグラフ化されておりますけれども、1件当たりの費用額ということで、退職者と一般被保険者の費用額が書いてございます。

これらを含めて、さらに保険料については、先日の一般質問の中でありましたように、繰入金が多いということでありましたけれども、あわせて繰入金についてもご説明いたします。

1億9,393万円の繰入金があるということでありまして、法定外繰り入れというのがございまして、このうちの56%を法定外繰り入れということで、1億801万2,000円が法定額繰り入れということで、これが純粋の繰入金となっております。

1億9,200万円の残りのお金については、法で定めるものに基づいて基盤安定基金、財政支援基金、事務費ということで、繰入金というふうに法で定められている金額に基づいて入っております。

純粋に一般会計からの繰り入れは1億円余りですけれども、これもやっぱりあるべき姿ではないということは認識いたしております。

こういうところを含めて、皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。質疑はございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてお尋ねをいたします。

歳入の72ページ、説明書の42ページ、国民健康保険税の不納欠損が452万8,200円となっておりますけれども、この中で、説明書の退職者の不納欠損が4万6,634円ありますけれども、退職者というのは公務員関係だと思いますが、なぜこういうような高額年金などをいただいている人が、こういう不納欠損になったか、その理由。

それから、この不納欠損全体の理由。どういう人たちが不納欠損なっているのか、また徴収等、徴収対策本部もあるわけですけれども、どういうような徴収方法をとったのかお尋ねをいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

ただいま美島委員の質問にお答えをいたします。

まず、退職者関係の不納欠損もあるということでありまして、まず、徴収についてですが、保険税にはそれぞれ納期がありまして、納期ごとにまず納入されない方には必ず20日以内に督促状を発送しております。それでも納めていただけない方には、過年度分等を含めまして、年1回催告状を発送しております。

それでもまだ納入していただけない方には、個々に面談等を行っておりますけれども、あと保険とか貯金等の調査等も行いまして、その中で貯金等があれば差し押さえ等の手続等ができるわけですが、滞納をされてる皆さんというのは、大概預貯金等、あるいは保険あたりの加入がなされてない方が多くて、なかなか差し押さえまでは至っていない現状にあります。

私が聞いているところによりますと、退職者等の皆さんもそれまでの手続を踏まえて、それでも納入していただけてなくて、時効が成立して不納欠損になっているという状況であるということをお伺っております。

○14番（美島盛秀君）

今の説明だと、なかなか難しい点もありますけれども、これも5年以前の滞納者の不納欠損と思いますけれども、この右の上、成果説明の上に、景気の低迷などにより生活保護世帯も増加傾向にありますということを書いてあるんですけれども、こういうような現状で徴収ができないということを描いておられますけれども、ぜひ退職者などからは、しっかりと退職した時点で滞納など、されないようなことを厳しく徴収条件をつけて徴収をして、滞納・不納欠損等にならないように、今後の対応もしていただきたいと思います。

この不納欠損額の448万1,566円の内訳等が、名前は要らないですけれども後で、住所不定とか、あるいは件数、資料で提出をお願いいたしたいと思います。

そして、この生活保護世帯ですけれども、今現在、保護世帯、何件あるのか。

そして、ここ4、5年、増加傾向にあると思うんですけれども、毎年何件ぐらい増えているのかお尋ねをいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

今、美島委員のご指摘がありましたように、生活保護世帯のような状況に陥って滞納されている皆さんも何名かいらっしゃいます、そういった方々は、基本的には生活保護の支給費の中には、支給開始以前のことということでありましてできないわけですが、何名かは相談して、少ない金額ながら、それ以上増えることはないわけですので、何千円程度で分納していただいている皆さんもおるといことは聞いております。

○保健福祉課長（松田一郎君）

生活保護の世帯数ということですが、大体200世帯前後で推移しております。

若干増えつつあります。特に若年層の生活保護の加入が上がっては来ております。

全体的は下がっている高齢者の方もおりますけれども、わずかながら多いということで、しっかりした数字をまた後から出しますけれども、200前後、170から200の間ということで把握していただければと思っております。以上です。

○14番（美島盛秀君）

この生活保護世帯のことですが、まさかと思われるような人が生活保護費をもらっているという話等も聞くわけです。

こういうような人等が、まさかこういう税金を滞納しているとは思われませんが、その生活保護を受けている人、私は名前も聞いて、この人なんか生活保護まで受けられるのかなという気もしました。この生活保護を受ける基準、そういうのはどこらあたりにあるのでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

生活保護の認定基準については、法律のほうで定められたとおり、一般的な社会通念上の生活ができない最低限の生活の方についてということで、貯金額についても30万円以下しか保有がなくて、資産は別として、預金高においては30万円以下ということになっております。

世帯の中では、勤務調査も入って、その中での採択の要件となりますので、そういったものを網羅したやつの全体の中での保護者の決定ということになっております。

結局、表面的に見てもどうもないと思われる方の中でも内部失陥がありまして、働くことができないとか、そういった必要条件がありますけれども、県のほうにおいても、なるべく就労を結びつけるような対策を講じております。

ただ、今の段階で就労できない方たちとか、金銭面的なものを網羅した中での生活保護の決定というふうな順序であります。

○14番（美島盛秀君）

この生活保護費、これは国、県、あるいは町の割合的なものはどうなっていますか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

医療扶助、生活扶助、住宅扶助もろもろありまして、これは国からのもので、町が負担するというのではありません。一部、事務費として2万円ほどありますけれども、その生活保護を支給されている方に対しては、町からの負担はございません。

○14番（美島盛秀君）

その件に関しては終わります。

成果説明書の43ページ、療養給付費ですけれども、最近、もう何軒も病院へ行っているとかいるようなですけれども、その薬を持って帰ってきたら、家にもう使わないで置いてあると。

その使わない、飲み切れなかった薬は、病院へ持っていけば、その分は差し引きをして医療費をとるということを聞きますが、そこらをちょっと事情がわかっていたら説明をお願いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

病院は、重複、頻回と言いますけれども、何回もあちこちの病院へ通っているというデータが、それは国保連合会でも把握していますので、その人たちに対しては、頻回についての注意喚起を行っております。

その中で、また薬を持って医療機関へ持って行って、それを調整するというを私は聞いたことありませんけれども、1回薬を出して、それが古いかどうかそれはわかりませんが、そういったのは、ちょっと私は問題なのかなと思ひまして、またそれに関しては把握しておりません。

○町長（大久保明君）

知る範囲内でお答えいたします。

今、医療費が40兆円を超しまして、その改革としてこのジェネリック医薬品を導入しようということになります。

もう一つは、いろんな薬をいろんな施設からもらっている方々に関しては、今、薬剤師協会が、新しい法律ができて、その患者さんの薬をチェックして、そしてこれとこれは類似医薬品ですからまとめてくださいとかいう指導が新しい法律のもとでできるようなので、そういうこととかしいていかないと、確かに薬がかなりやっぱり廃棄されているのは、これは現実でありますので、そう

いうことを一つの方向でやると同時に、もう一つは、今、国は、財務省も含めて厚労省も含めてジェネリックに、効果はほとんど変わりませんので、ただいろんな特許の問題とかがあるということと、あとはいろんな利害関係のある団体、薬剤師会とか、そういう方々を説得していかなければ、医療費はもう膨張する一方ですので、そういう改革が進んで行かざるを得ないと今、考えております。

その始まりとして、薬局の薬剤師がそこまで関与するような法律になってきたと思います。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決を起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について議題とします。補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算についての補足説明をいたします。

まず、最終ページの100ページのほうをお開きください。

実質収支に関する調書ということで記載してございます。歳入総額9億8,088万7,000円、歳出総額9億6,576万7,000円、歳入歳出差引額1,512万円、実質収支額として、同じく1,512万円。

6の基金繰入金ということで、地方自治法第233条の2の規定により、基金繰入額として実質収支の2分の1までは繰り入れできるということでありますので、1,000万円を基金として繰り入れしました。

現在3,900万円のほどの基金がございますけれども、これに合わせて1,000万円を増額し、基金として非常時の対応に使わせていただきたいと思います。

成果説明書の45ページのほうをお開きください。介護保険の成果説明書がございます。

概要といたしましては、要介護の認定が平成27年3月31日現在で、認定者数が583人というところでございます。

成果及び問題点については、右の欄のほうに書いてございます。

新規申請については、地域包括支援センターの協力のもと、家族等の了承を得ながら自宅訪問や聞き取り調査を行い、介護申請が必要か適切に判断をしております。

必要と判断した場合は、介護保険係にて受け付けを行い、徳之島地区介護保険組合へ調査を依頼し、調査員が調査を行っております。

目安としてほぼ30日を限度として調査を行いますが、件数が多いということで、平均的には34日ぐらいかかっているというのが現状でございます。

2番目の保険給付事業として、在宅サービス業者が3,402名、施設サービス利用者が1,236名、地域密着型サービス利用者973人ということで給付事業にかかわる人がいるところであります。

介護サービス費としては書いてございます。予防サービスについてもございます。右のほうもあります。

3番目の介護保険料として、今年から3年間についての保険料が改定されました。

給付と負担との関連から、400円ほど前期より上げていただきました。

特別徴収対象者、年金からの引き落としですけれども2,363人、普通徴収対象者ということで335人、第1号被保険者保険者現年度分ということで、調定額は1億1,898万5,550円、収入額1億1,521万1,840円、徴収率として96.83%、前年度と比較しまして若干は伸びてはいるが、25年度と比べては若干落ちてはおります。

過年度分として、調定額は3,921万2,390円、収入額は167万9,560円として、納付率、徴収率が4.28%ということで、過年度分については約2%伸びてはおりますけれども、まだまだ滞納についての対策を講じていかなければいけないのかなという課題点を抱えております。

次のページの46ページ、地域支援事業でございます。介護保険に伴う予防ということで書いてございますけれども、事業名として、真ん中に書いてありますうりたわっきゃ教室を社協、地域さわやかサロンということで包括の職員でしております。自主サロンということで、各集落が自主的に行っております。いっちも一れ教室が徳之島老人ホームということでございます。元気はつらつ教室がほーらい館、あとは介護予防研修会等で職員の研修に支援事業費をつぎ込んでおります。

右のほうに課題等が書いてありますけれども、23集落で行っております。

100%の集落の関与をさせて、要望につなげていきたいということで、包括のほう頑張っております。

包括と支援事業の真ん中にありますが、包括の年間相談件数は851件ということで、隣町に合わせて約10倍の相談件数がございます。職員として、日夜相談に乗っているということで、職員としては24時間携帯を離せないという状況もあります。

任意事業ということで、家族介護のおむつ関係、地域の自立生活支援事業ということで、これは

配食ですけれども、仙寿の里で食の自立支援事業ということで支援を行っております。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

45ページをお願いします。下のほうの介護保険料過年度分、調定額が3,921万3,390円、収入額が167万9,560円で、徴収率が4.28%。今の説明では、前年度よりも2%弱、また徴収率が悪くなったという説明でございましたけれども、この大きな原因としてはどういうことが考えられるのかお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

徴収率が上がった理由、主なものについては、滞納者についてはサービスの制限条例です。

滞納がされているということで、いろんなサービスについては、一括に払えない方については分納誓約をしながら、その中でサービスを提供するという理解をいただいて進めているのもありますし、夜間徴収とかも継続してやっていますので、その効果が滞納についてはあらわれております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

ちなみに一般会計の滞納分の徴収率が一番悪いのが住宅料で、それでも7%は収納できているようです。それに比べると4.28%は若干少ないような気もいたしますけれども、今後またどういう対策等を考えているのか再度、課長にお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

75歳以上の方ですので、収入も年金頼みということでありますし、なかなか徴収に結びつけないというのが現状で、いかんせんこれは所得の低さの影響もあろうかという考えはしております。

また、今後もその徴収をつなげながら、夜間徴収しながら、分納誓約できる方は分納誓約とか、一番大きな課題でありますけど、死亡者についても、今後これがまだ不納欠損されていない状況もありますので、ここら辺はきれいに解決していきながら、滞納については徴収できる分について極力徴収して、死亡者についても再度、2年の間の期間内の間で、取れるものについては遺族の方とか家族の方とか徴収を呼びかけて、徴収を進めていこうかなということで今、協議しております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

これについてはこれで結構です。

次に、47ページをお願いします。任意事業の地域自立生活支援事業、この給食サービスですけれ

ども、これを行っている、提携をしている事業者が町内何カ所ぐらいあるのかお尋ねします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

給食を配食されている事業所は1カ所ということで、仙寿の里であります。

理由といたしまして、一応百菜とか他のところにも呼びかけはしております。

ただ、中でその支援を受ける、配食されている方の健康状態で、薄味、濃い味、いろんなものが制限ありますので、その制限まで入って配食ができるかどうかという問題点がありますので、それをクリアすれば、他の事業者のほうにも広げていけるのではないかなと思って呼びかけはしております。

ただ、今、そういった事業者がなかなかあられないというのがありまして、今、仙寿の里で月900食程度配食しております。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

まず、89ページ。今の質疑に関連しますけれども、介護保険料の収入未済額が4,130万6,540円ありますけれども、こういう滞納している人たちの、保険料を払っていない人たちが介護を遠慮して受けられないと、受けていないという人等はいないでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

窓口のほうでそういった状況を調べながらですけれども、理由を聞いて、その中でサービスを停止するという事はしておりません。

また、はねることもなければ、ただその中で、こういった滞納がございますよということで、分納契約など、そういったものの中で理解を求めて、あからさまにもう断っているということはありません。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ国保税、あるいは介護保険料等、厳しい中で収入が少なくて払えないと、年金だけでは払えないという人もたくさんいると思います。

そういう人たちには、どうすればいいかというところを執行部のほうでしっかりと取り組んでもらわなければならないと思いますけれども、そこで成果説明書の46ページ、地域支援事業というところの一次予防事業というのがありますけれども、いろいろ予防するために事業をやっており、その中に、いっちも一れ教室というのがあります。状態の悪い高齢者をピックアップして、送迎して、運動など、いろいろやっている事業だということですが、この42名は、どこに連れていき、どういうふうな活動をしているのかお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

サービスを受ける人で、状態の悪い人は極力参加をしておりません。状態が、改善の見込みがあ

るとか、教室の研修の中で交流ができる人だけを一応呼びかけをしております。

強制もしていませんし、包括の車などで送迎しております。

場所については、徳之島老人ホームの専用の施設をつくってありますので、そこを利用させていただいております。

常時10名ぐらい参加しております、老人ホームの職員の方々が、健康についての体操とか、そういった筋膜マッサージとか、そういった日常の機能の衰えているところを回復するというところで行っております。

○14番（美島盛秀君）

その一次予防事業の予算額が576万4,538円ありますけれども、研修、燃料代、看護師ということでもありますけれども、この事業を進める中で、この予算内で、26年度は間に合ったでしょうかお尋ねいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

国から示された予算の枠の中でやるというのが現状で、介護保険の給付費の5%という枠が決まっていますので、その中でやるわけで、現実的に言えば、週1回の教室をもっともっと増やせば、週2回ぐらい増やせば、もっともっと元気な方も出てきますので、私たちとしては枠を大きく希望はしております。

その中で、受け入れ態勢については、施設のほうの職員の配置とか、包括のほうでの職員の配置とか、そういう対応ができればもっともっと伸びるのではないかなと思っておりますけれども、これは予算に合わせた組み方で、現実的にはやっぱり足りないです。

○14番（美島盛秀君）

これは保険料等々いろいろ関連しますので、この一次予防でこれを抑えて、いつも言っている長寿日本一の、子宝日本一の伊仙町ということ言うからには、こういうところにももっと予算配分をしなければいけないと思うわけですがけれども、事業内の5%で今のこの事業をやっているということですが、今後、町の補助金、負担金でこういう事業をやる考えがあるのかなのか、町長にお尋ねします。

○町長（大久保明君）

これからの社会は、社会保障の給付費をいかに縮減していくかということが最大のテーマになると。その分、子育て支援に回していくというのが、国の大体の方向性だと思います。

そういった中で、今回の地域さわやかサロンなど一次予防事業は、今、伊仙町がこれから取り組んでいこうと考えている地域さわやかサロンというのは、まさに集落で高齢者が集落の方々、また若い子供たちと一緒に元気を取り戻していこうということでもありますので、こういう事業を拡大していくことが、これからの地域の活性化、その中に、先ほど美島議員から一般質問であった共助とか互助とかいう形をいかに絡めていくかということの政策を進めていこうというのが離島版CCRCです。

そして、これは今、名前が変更になりました生涯活躍のまちづくりをしていくことが、最大のこの町の方向、政策になっていくと思います。

それにまた、いろんな方々が来た場合に、今、このCCRCで一番課題になっているのは、元気な人が来て、年金で生活して、農作業等にかかわって生産性を上げていくことは一番いいんですけども、それだけではなくて、いろんな施設に入所している方々を、東京では施設が足りなくなるから地方に移していこうとした場合に、その給付金を受け入れる自治体を持つのか、もともとある自治体が出すのかというふうなことで、それは引き受ける側の自治体が出すのが当然であろうという考え方を示したときに、地方が大反発したということですけども、その件については今後、地方創生の中で議論を進めていくことになりますので、このような事業は地方創生の中でもこれからどんどん事業化されていくと思いますので、伊仙町の財政状況をしっかりと踏まえた中でどうしたらいいのか、また地方創生の補助率が2分の1と国は発表していますが、現実にはそうしたらどこも事業できないわけでありますので、前回申し上げたとおり、地方財政計画の中にある今年の、来年もそうですけれども、1兆円という枠の中でいかにその事業費を補助率の高い形で取り組んでいくかというときに、このCCRCというのは離島版CCRCのモデルになるために今、いろいろ勉強もしている状況ですので、そうなれるようにやっていけば、まさに美島議員が話しているこういう事業は拡大していくし、それに本土から来た方々も参加できるようになるというのが理想でありますので、それに向かっていけたらと思っております。

○14番（美島盛秀君）

町長の説明のとおり、私もそう考えております。まず一番大事なことは、こういう事業を進めることで、地域自治、これを進めていかなければならないと。あるいは、それが地方創生に結びつけていけると思っていますので、まずその地方創生、これを成功させるためには、こういう地域での事業をきめ細かに進めていくということが大事だと思いますので、難しい言葉でCCRCとか言いますが、これを具体的にしっかりと説明をして、この地方創生に結びつける事業として、今後一層努力していただきたいと思えます。

終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○3番（牧 徳久君）

1点だけお聞きしてみたいと思えます。

介護保険料が伊仙町では高いという住民からの声が聞こえますが、近隣市町村、類似団体と比べてどうなっているのか、1点だけお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

郡内で保険料が一番高いのは、奄美本島のところにあります。あと6,200円ですけども、標準額で6,200円があるのは伊仙町と他の南3島の1カ町ありまして、あとは6,000円とか6,100円とか、そ

ういった状況下にあります。

ただ、あと2～3年後過ぎると、伊仙町はまた次の計画の中でも若干上げる程度で済むのではないかと思います。5,000台後半、6,100円になっている市町村については、大幅に上げざるを得ないという状況に多分落ちてくるという予測があります。

県のほうとしても、伊仙町は高いということではなく、それだけ給付費を払っているから、その分の保険料ということでの結局は判断だということで、まだ県のほう等もそういった支援をいただいているところで、県下全体の中でも高いところはもう7,000円を超えています。

そういった条件ありながら、やっぱり背負うところが低くければ、その負担についても住民としてはやっぱり大変だというのはわかっておりますけれども、その中で減免措置とかもありますので、それを町としても使っています。29年度からも低所得者のほうが、若干また保険料が軽減措置によって下がります。

○3番（牧 徳久君）

今後も上がる予定ということですが、伊仙町は長寿の町であります。高齢者の方から耳にするのは、この介護保険料が高くて、年金からこの保険料を引かれると年金は、最近は全然もらう金がないと嘆いておりますので、ぜひまた努力して、介護を受ける方が多過ぎるということですが、これも再度検討をして、認定にも仕方もあると思いますが、どうもない方が認定を受けることがあるかもしれません。こういったことに気をつけて、なるべく介護保険料が上がらないように、我々、若い世代はいいですけど、年寄りの皆さんはこの年金から介護保険料が控除されるということで、取るものがない、食べることもやっただということを聞いておりますので、今後よろしく願います。

以上です。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○7番（福留達也君）

この成果説明書を眺めてみますと、保健福祉課の皆さん、懸命に頑張っているのかなと、そういった気持ちであります。

先ほど町長も言ったように、社会給付費を抑えるために、いろんなことを前もって、要介護状態へ行く前にいろんな対策をとって、介護給付費を抑制していこうということであると思いますが、この成果説明書の47ページの課題のところ、保健福祉課長が書かれてありますけれども、きめ細やかな対応をするためには、今の人員体制じゃきついのかなと、もう少し職員配置を増やしてほしいと、そういった要望があると思っております。今後離島版CCRC、そういったことになっていった場合にも、その受け入れ体制、当初の窓口は保健福祉課あたりになっていくと思いますが、そこらを見越してもう少し職員配置を厚くする、そういった考えはないのか伺いたいと思います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

貴重なご意見をありがとうございます。おっしゃるとおり、高齢者の自立、健康づくりについては、包括ほうが一生懸命頑張っております。

その中で、包括は職員として必要なのは社会福祉士、ケアマネージャー、看護師ということでありますので、体制を町長とも話しておりますけれども、包括のほうとしてC C R Cを導入する中では、そういった人員、体制スタッフを整えていくということで町長とも協議しておりますので、そうやらなければ、またその事業としてはとれないと思いますので、極力また町長のほうにも私たちのほうからお願いしたいと思っております。

ありがとうございます。

○7番（福留達也君）

町長のほうにも、ぜひそういったところの考慮をよろしくお願いしたいと思います。

そのいろんな事業、先ほどのうりたわっきや教室や、地域サロンなどありますが、なかなか職員が周知していると思うが、昨日もたまたまそういった話があって、そういったうりたわっきや教室は老人ホームがやっているやつですけれども、そういったのがあるということで大変喜んで、教えた方に物すごく感謝されたとか、そういったことがありました。

ほんとにそういったところに、介護認定を受ける方ではなくて、その前の段階のそういう人たちはまだまだいると思うので、そういった周知を徹底していただきたいなと思いました。

それと、話は違いますが、いろんな特別会計、一般会計もそうですけれども、徴収の問題がずっと出てきます。これ、町で徴収対策室を設けてやっていると思うが、以前は課長ばかりでなく、町長もそういったところに行って、徴収対策に加わって、実際現場に行かれたことがあると思うわけです。

そういったことも含めて、我々議会も、これ個人的な意見ですけれども、議員もそういったところに加わって、難しい人はこの人が行けばできそうだとか、そういったのをピックアップして、議員も町長もどんどんそういったところに入っていったらいいのかなと、個人的な思いますが、そこらあたりどうでしょうか。

○町長（大久保明君）

先ほどの人員配置に関しましては、今回、職員採用試験で看護師、ケアマネージャーを各1名ずつ予定しております。

徴収対策に対しまして、町長がどこまで関与するかということで、以前は、徴収対策室の方々が、非常に徴収が困難な方々がいます。

そういう方々に関しましては、町長自らが要望をしたという過去の経緯があります。

徴収対策室を先般、開催いたしまして、夜間徴収を全職員でやって、国保税の徴収が93%近くあったこともあります。そのようなことを全職員でやったということでもあります。

議会のどこまで関与を法的にできるのかどうか。ただ、個人的に、一町民としていろいろ町に協力していただいけませんかということは何ら問題ないわけでありましてけれども、伊仙町徴収対策室を

今後、町職員だけでなく、一般の方々、有識者も含めた形での会議にした場合に、議会の代表が参加することは、これは問題ないと思いますので、今の意見を前向きにまた検討をしていきたいと思ひます。

議員の方々は、各集落でのいろいろな情報と、また個人的に生活の状況なども一番よく把握しているわけでありますので、啓発活動をしていくということは、議会にとっても重要なことであることには間違ひないと思ひますので、制度上をクリアして、そういう組織をつくっていくということは、可能ではないかと思ひますし、伊仙町議会は、議会報告会などもまたいろいろ集落でやっていくと。議会の地方創生も含めて、この前、後継者育成、人材育成という大きなテーマで取り組んでいるわけでありますので、そういった徴収の啓発活動なども十分やっていくことを期待したいと思ひます。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

委員長、先ほど生活保護についての資料を、人数、世帯数のはっきりした数字がわかりましたので、報告してよろしいでしょうか、先ほどの。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

はい。

○保健福祉課長（松田一郎君）

先ほどの美島議員のほうからありました生活保護の世帯数、きちっとしたのがありますので、伊

仙町の場合、4カ年間の中で、23年度が243世帯、24年度が242世帯、25年度が232世帯、26年度が219世帯となっております。世帯層については、また報告します。

続きまして、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての補足説明をいたします。

107ページをお開きください。実質収支に関する調書、歳入総額は1億8,000万1,000円、歳出総額は1億7,953万2,000円、歳入歳出差し引き額46万9,000円、実質収支額46万9,000円、同額です。

繰越金はありません。基金による繰入金はございません。

成果説明書は47ページのほうでございます。高齢者の医療費の概要ということで、医療費の状況が書いてございます。

目的としまして、1人当たりの受診件数は14.15件ということで、1件当たりの日数は2.9、約3日。1件当たりの診察費は5万2,725円、1人当たりの診療費は74万6,092円。

これが重症化と言われるゆえんでありましょうか、ちょっと高齢になるに従って、医療費がかかっているということでもあります。年間被保険者数は1,514名ということでもあります。

この中で、医療についても特定健診にあわせて高齢者の健診、長寿健診ということで、3年ほど前から行っております。

成果と課題については、右のほうに書いてございます。

長寿健診については、一番下のほうに受診者数が309名ということで、これも総事業費が195万1,731円ということで、以下、補助対象経費として、補助率が高くなって、県のほうでも高齢者の長寿健診を促進しているところであります。

以上で、簡単ではございますけど、後期高齢者の補足説明をします。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について採決します。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第5 認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計決算の説明をいたします。

115ページをお願いします。歳入総額1億2,179万8,000円、歳出総額1億1,486万5,000円で、歳入歳出差引額は693万3,000円で、実質収支額が693万3,000円となっております。

成果説明書については63ページ、意見書については19ページでございます。

以上です。よろしくをお願いします。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑はございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

成果説明書の63ページをお願いします。

ここに月別会員推移という集計がありますけれども、フルタイム、フル家族、フル夫婦、デイトタイム、デイトタイム家族、デイトタイム夫婦、この小計が6,458人で、12カ月で割りますと、平均538人になると思います。

また、教室会員を含めて1万40人でありまして、これを12カ月で割りますと840人、月平均になると思いますけれども、当初この運営をしていくためには、会員数が1,000人から1,200人という試算でこの事業を進めた経緯があると思います。

そこで、今の状況は運営が厳しいという状況だと思いますけれども、監査委員からの指摘もありまして、バス代金をどうにかできないかという話でありますけれども、このことについてまず、運営審議委員等で話をされているのかどうか。

これにつきましては、徳之島町、天城町、899人、合計で3,556人も年間来ているわけですので、非常に伊仙町のほーらい館に貢献はしてくれていると思います。

しかしながら、バスを運行している関係上、燃料費等、運転手の報酬等、経費もかさんでいると思いますので、このコストを落とすための方法等を考えているのかどうか、まずお尋ねします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

監査意見書の中でもあります、バスの運行については運営審議会のほうでも協議を行ってしまして、徳之島町においては亀津まで、天城町においては西阿木名まで運行したらどうかという意見等がございましたが、現在の会員の中で、年会費等を納められる方等もいますので、再度、運営審議会でバスの問題等については協議を重ねていきたいというふうに考えております。

また、現在は、徳之島町においては山から花徳まで、天城町については松原から浅間のほうまで運行をいたしております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

目的からすれば、これは徳之島全体をエリアとしてやっているわけでありますので、山、あるいは松原、これは結果的にはいい結果が出ているのではないかなと思います。

しかしながら、これ町の負担で運行しますので、他町村の人を無料で送迎するというのはどういふものかなと、ちょっと疑問になる点がありますので、こういう無料で運行して料金を取るというのを以前に質問をしたら、総合バスあたりから文句が出るとか、法的にいろいろ問題があるということですけども、これを私は今、会員の件でちょっと問題があるということですけども、3,556人も天城町、徳之島町から来ています。

これはありがたいことですけども、1人50円でも100円でも、この町外の方の会費を上乗せして検討できないのかどうか、お尋ねをいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

このことについては、運営審議会のほうでも協議を行いたいというふうに考えております。

○14番（美島盛秀君）

たびたび運営審議会で検討するということですけども、こう言われたらぜひ結論を出して、やるのかやらないのか、次回の運営審議会ではあともって報告できるようにしていただきたいと思しますので、ぜひ運営審議会を早急に開いて、ここらあたりも解決していただきたいと思します。

この月会員は、去年の4月から6,000円と、5,000円だったですかね、料金が上がってからの会員数が1万40人ということになると思しますけれども、その料金を値上げしたために会員数が減ったとか、そういう問題等はなかったでしょうか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

去年の4月1日から会費等については1,200円ずつ上げてありますが、そんなに大きく誤差が出てはおりません。

○14番（美島盛秀君）

その教室会員、これは水泳教室と思しますけれども、これを除いた会員が年間6,458人で、月平均538人ですけども、これは運営の努力の結果だと思しますけれども、以前はこの水泳教室とかはなくてこの事業を推進したときに、1,000人から1,200人だということを私は考えますけれども、そう

しますと、この会員が538人で、それで今の値上げをして会員が減らないと、変わってないということだと思います。

しかし、今後、まだまだ5,000万円以上一般会計から繰り入れをしていますので、これをきちんとするためには、運営をしていくためには、もっともっと会員を増やして、会費をとって、それで運営ができるようなこと等を考えなければいけないわけで、先般の6月議会だったですか、指定管理はもうしないと、当分は町でやるという答弁でありましたけれども、もっともっと会員を増やすか、料金を上げる考え等も将来的にあるのかどうかお尋ねいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

会費については、将来的には上げなければならないというふうに考えております。

○14番（美島盛秀君）

今、高齢化が進んで、人口も減ってきていますし、余り年をとってくると、この利用する人も減ってくると思われまます。私は、会員を伸ばしていくのは困難なことかもしれないと思います。

先ほどから言っている地方創生で人口が増える。そして、こういう施設も利用する人が増えてくる。そういう努力をしないと、私はこの運営もさらに厳しくなってくると思われまますので、ぜひそういう会員を増やす努力、そして今、料金を上げることも考えなければいけないというふうに言っているんですけども、そこらあたり十分これから検討をしていく必要があると思われまますので、運営審議会の中で、しょっちゅうこういう議論をして、将来の安定した運営ができるような方向にしたいと思われまます。

終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めまます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めまます。

これから、認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計

歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について議題とします。
補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算書の補足説明を行います。

決算書の124ページをお開きください。成果説明書は63ページから66ページを参考にさせていただきたいと思います。

実質収支に関する調書、歳入総額3億8,991万3,000円、歳出総額3億6,961万円で、歳入歳出差引額は2,030万3,000円でございます。実質収支額が2,030万3,000円となりました。

よって、実質収支額は、翌年度へ繰り越した状態となっております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

成果説明書の64ページをお願いします。3、費用構成について、右側、国では2028年度までに簡易水道事業を上水道と統合が進められる予定であると書いてありますけれども、現在の事業頻度で28年度までに合併条件が整うのかどうかをお聞きいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

29年度までには合併ということですので、今現在、作業を進めているところでございます。

大丈夫だと思います。

○4番（上木千恵造君）

28年度においては、ぜひ予算を多めにさせていただいて、なるべく28年度中に事業が終わるように努力をしていただきたいと思いますが、どうですか町長。

○町長（大久保明君）

この問題は、奄振委員会の中でも今、議論をされておりまして、仮に統合した場合においても、今話したように簡易水道の継続事業は、補助率はそのままの形で何年か猶予期間を置いていくというふうにならなければ、今簡易水道事業をやっている自治体は非常に持ち出しが多くなりますので、そうなるように要望をしていますので、統合は予定どおり統合すると思います。

○4番（上木千恵造君）

それでは例年どおり事業が終了するように努力をしていただきたいと思いますが、

終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

○3番（牧 徳久君）

西部地区においては、簡易水道において、水質の問題で非常に水道課にはありがたいと思っておりますが、この西部地区の簡易水道事業はもう完了したのでしょうか。

○水道課長（喜 昭也君）

木之香の県道沿い、犬田布にかけて県道改修工事がございますが、その部分だけ今残っている状態でございます。

○3番（牧 徳久君）

西部の上の小島から河地、西犬田布まで、石灰がなくなって非常に住民は喜んでいますが、糸木名と犬田布、木之香あたりだけが残ったんですが、これももう十分石灰はなくなったんですかね。

○水道課長（喜 昭也君）

あちこちを回ってみますと、もうきれいになったという話を聞いております。

○3番（牧 徳久君）

ありがとうございます。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

確認をします。この簡易水道、先ほどの答弁で、29年度までに簡易水道と上水事業と統合することとありますので、関連性がありますので、ちょっとわかりにくい点もありますと思いますけれども、成果説明書では63ページから66ページ。

この簡易水道特別会計で取り扱っている地区名、西部は、木之香から小島まで。

それから東部は、喜念から面縄、古里まで、上水道が中部を含めて阿権、検福だと思っておりますけれども、確認をいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

そうでございます。

○14番（美島盛秀君）

そこで、また滞納のことになりますけれども、26年度で上水の滞納が1億598万9,431円、調定額が1億598万9,431円で、徴収額が2,414万2,928円で、これ差し引くと8,184万5,003円は、上水と筒水の両方合わせた額でよろしいですか。

○水道課長（喜 昭也君）

はい、そうです。両方合わせて8,000万円ちょっとです。

○14番（美島盛秀君）

水は大事な命の綱でありますので、8,000万円以上の滞納があるということは、非常に町の財政も

圧迫していることだと思います。この徴収方法について今後、統合した場合にどういうふうに検討しているのか。徴収方法について、今後、お尋ねをいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

滞納についてはまだまだたくさんの金額が残っているわけですが、現在、水道課としては現年度を中心に、納期限が来たら即座に支払いをしてもらうと。その期限を守ってもらって進めているところでございます。

滞納に関しては、現年度の期限を守る意識が皆様に出てまいりましたら、滞納についても今後、力を入れていきたいと思っております。

今現在では、督促状の送付やら、給水停止の予告書の通知、または電話で支払いをお願いしたり、また防災無線等でもお願いをし、給水停止を含めて徴収率アップに頑張っているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

この中で、努力しているということでありませけれども、今後、徴収の不可能だと思われる、これはどうしても取れそうにないと思われるような件数等、あるいは額面等がある程度わかっていたら、説明をお願いいたします。そういうのがあるのかどうか。

○水道課長（喜 昭也君）

現在、徴収において給水停止等で訪問しているわけですが、件数的には調査中ですが、空家等、転出、死亡、まだ名義変更をしてないなどと、そういう方がいらっしゃっておりますので、その現在の調査をし、職権による閉栓等を考えているところでございます。今、調査中ですので、件数等に関しては、確かにそういう方がございます。

○14番（美島盛秀君）

この会計処理は非常に難しい点があると思っておりますけれども、しっかりとそれ法的根拠にのっとり、徴収するものは徴収をし、またそういうのがあれば、不納欠損だどうしても一つ一つ整理をして報告等もできるようにしていただきたいと思っております。

しかしながら、上水、それから簡易水道合わせて現年度が上水で5,200万円、簡易水道で4,900万円、1億円以上の調停がありますので、その中で、やはり私は、水道料は滞納しても、亀津あたり行って、あるいは何とか水を月2,000円とか3,000円で買っている人が大分いると思っておりますよ。

以前にもこういうことを言ったことがあります、これプライバシーにもかかわるとは思いますが、そういう調査等もある程度して、そういう人たちにお願いをして、その分、今、水道整備もやっていますので、おいしい水が飲めますよと、飲ませるようにしますよということ等を説明しながら徴収をしつつ、滞納の徴収に努力をしていただきたいと思っておりますけれども、私が試算すると、亀津あたりから飲料水を買っている人は、額にすると私は七、八千万円にのぼると思っております。伊仙町の3,200戸の半分ぐらいはその水を買って飲んでいる。そういうところの人が滞納などしてな

いかどうか、そういう努力も必要だと思いますが、今後のそういう検討ができるのかどうか、お尋ねをいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

美島議員が言われたとおり、そういうのをいろいろ調査し、徴収に頑張っていきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

聞いたら、頑張ります、努力していますと言いますが、結果を出さなければ何もならないわけです。いつも議員に言いますが、ぜひこういう徴収、あるいはいろんな予算執行に当たっては、結果を出すようお願いして終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第7 認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業特別会計歳入歳出決算書の補足説明を行います。

決算書の3ページの財務諸表から説明します。

営業収益が9,012万360円、営業費用8,020万5,112円、差し引いて営業利益が991万5,248円となります。

続きまして、営業外収入益が394万3,538円、営業外費用が344万3,136円で、差し引き利益が50万402円となり、これに営業利益の991万5,248円を加算すると、当年度の純利益が1,041万5,650円となり、当年度の未処分利益剰余金が1,041万5,650円のプラスになります。

以上、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明は終わります。

認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

これで、当特別委員会に付託されました7会計歳入歳出決算審査を全て終わりました。

当特別委員会に付託されました7会計歳入歳出決算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出します。

お諮りします。当特別委員会はこれをもって解散することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

異議なしと認めます。

したがって、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定しました。

お疲れさまでした。

閉 会 午前11時35分

平成27年第3回伊仙町議会定例会会期日程表

平成27年9月9日開会～9月18日閉会 会期10日間

月	日	曜	会議別	日 程	備 考
9	9	水	本会議	<p>○開会</p> <p>○会議録署名議員の指名</p> <p>○会期の決定</p> <p>○諸報告</p> <p>（1） 諸般の報告（議長の動静・総文厚・経建所管事務調査報告）</p> <p>（2） 行政報告</p> <p>○請願・陳情 4件（陳情第4号 経建委員会閉会中の継続審査報告）</p> <p>（請願第2号・陳情第8号・第10号総文厚委員会へ付託）</p> <p>○報告 2件（提案理由説明～質疑で終結）</p> <p>○同意 3件（提案理由説明～質疑～討論～採決）</p> <p>○議案 9件（提案理由説明～補足説明で審議中止）</p> <p>○議案 8件（提案理由説明～質疑～討論～採決）</p> <p>※過疎・辺地計画の一部変更、補正予算のみ初日に採決まで行う。</p> <p>○認定 7件（提案理由説明～決算審査特別委員会設置～付託）</p>	
〃	10	木	本会議	○一般質問（平議員、美山議員、美島議員 3名）	
			本会議終了後	新型インフルエンザ対策行動計画に関する説明会（全員協議会）	
〃	11	金	本会議	○一般質問（牧議員 1名）	
			本会議終了後	○各常任委員会付託案件審査	
〃	12	⊕	休 会		
〃	13	⊕	休 会	町内各中学校運動会	
〃	14	月	委員会	○平成26年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（現地調査）	

9	15	火	委員会	○平成26年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（室内審議）	
〃	16	水	委員会	○平成26年度各会計歳入歳出決算審査特別委員会（室内審議）	
〃	17	木	休 会	※決算審査特別委員会委員長報告書作成	
〃	18	金	本会議	<p>○議案 9件（質疑～討論～採決）</p> <p>※議案第42号～議案第50号までの採決を行う。</p> <p>○決算審査特別委員会審査報告（報告～質疑～討論～起立採決）</p> <p>○委員会付託案件審査報告（報告～質疑～討論～採決）</p> <p>○閉会中の継続審査・所管事務調査（議運・総文厚・経建委員会）</p> <p>○閉会</p>	

平成27年第3回伊仙町議会定例会

第 1 日

平成27年9月9日

平成27年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第1号）

平成27年9月9日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第1号）

○開会の宣言

○開議の宣言

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 諸報告

（1）諸般の方報告（議長の動静・総文厚・経済建設委員会所管事務調査報告）

（2）行政報告

○日程第4 陳情第4号 佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置について（経済建設常任委員会閉会中の継続審査に伴う審査報告）

○日程第5 請願第2号 し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第6 陳情第8号 要望書（西伊仙西集落公民館のトイレ緊急改修について）（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第7 陳情第10号 「NPO法人いせん1・1（伊仙町シルバー人材センター）の事務所移転に伴う町管理施設使用許可に関する陳情書」（総務文教厚生常任委員会へ付託）

○日程第8 報告第7号 平成26年度健全化判断比率（報告～質疑で終結）

○日程第9 報告第8号 平成26年度資金不足比率（報告～質疑で終結）

○日程第10 同意第1号 伊仙町固定資産評価審査委員の選任（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第11 同意第2号 伊仙町固定資産評価審査委員の選任（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第12 同意第3号 伊仙町固定資産評価審査委員の選任（提案理由説明～質疑～討論～採決）

○日程第13 議案第42号 伊仙町特定個人情報保護条例の制定（提案理由説明のみ）

○日程第14 議案第43号 伊仙町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定（提案理由説明のみ）

○日程第15 議案第44号 伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例（提案理由説明のみ）

○日程第16 議案第45号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（提案理由

説明のみ)

- 日程第17 議案第46号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例 (提案理由説明のみ)
- 日程第18 議案第47号 平成26年度伊仙町上水道事業会計の利益処分 (提案理由説明のみ)
- 日程第19 議案第48号 国民健康保険伊仙診療所設置条例を廃止する条例 (提案理由説明のみ)
- 日程第20 議案第49号 伊仙町立診療所運営審議会条例を廃止する条例 (提案理由説明のみ)
- 日程第21 議案第50号 国民健康保険伊仙診療所の費用徴収条例を廃止する条例 (提案理由説明のみ)
- 日程第22 議案第51号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第23 議案第52号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更 (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第24 議案第53号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算 (第5号) (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第25 議案第54号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号) (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第26 議案第55号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算 (第2号) (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第27 議案第56号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第28 議案第57号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算 (第1号) (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第29 議案第58号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算 (第2号) (提案理由説明～質疑～討論～採決)
- 日程第30 認定第1号 平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算 (提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第31 認定第2号 平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 (提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第32 認定第3号 平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算 (提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第33 認定第4号 平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 (提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)
- 日程第34 認定第5号 平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算 (提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託)

- 日程第35 認定第 6 号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）
- 日程第36 認定第 7 号 平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（提案理由説明～決算審査特別委員会へ付託）

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから平成27年第3回伊仙町議会定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（琉 理人君）

日程第1 会議録署名議員の指名をします。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、伊藤一弘君、美島盛秀君、予備署名議員を、平 博人君、岡林剛也君を指名します。

△ 日程第2 会期の決定

○議長（琉 理人君）

日程第2 会期の決定について議題とします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日9月9日から9月18日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。
したがって、本定例会の会期は、本日9月9日から9月18日までの10日間と決定いたしました。
なお、会期日程につきましては、お配りしてあります日程表のとおりであります。

△ 日程第3 諸報告

○議長（琉 理人君）

日程第3 諸般の報告を行います。
初めに、議長より平成27年第2回定例会以降本定例会までの諸般の報告を行います。
議長の動静等の報告については、皆様方のお手元に配付してあります。
したがって、主な項目についてだけご報告いたします。
6月27日、徳之島3カ町議会議員連絡協議会による第2回奉仕活動が、天城町B&G海洋センターで行われました。今回は、トライアスロンIN徳之島の開催に伴い、コース周辺の除草作業並びにごみ拾い等を行いました。参加者については、徳之島3町議会議員、議会事務局、天城町職員を合わせて60名の参加。懇親会では、大久幸助天城町長並びに森田副町長からも感謝のお言葉をいただきました。

7月28日、台風12号の影響による被害状況について、鹿児島県議会議員禧久伸一郎議員が来島し、本町を初めとする島内の被害状況について視察を行っていただきました。

視察当日は、町執行部からも詳細な被害状況についての説明があり、議長として今後の対策も含めて禧久県議と意見交換を行いました。

8月3日及び4日については、本町の県道未整備地区、義ノ津地区の早期拡幅工事着工に関する要望活動を行うために、町執行部との事前協議並びに鹿児島県大島支庁徳之島事務所へ要望書の提出をいたしました。ご承知のとおり、同地区については、町民の生活路線並びに通学路等の主要幹線道路でありながら、急カーブ等の地形的な問題により、交通事故が多発するなど、非常に危険な箇所であります。

また、豪雨による冠水被害等も発生することから、本議会としても視察並びに協議を行い、このたび県知事、大島支庁長、徳之島事務所長宛てに、もろもろの課題を解決頂く旨、要望書を提出いたしました。

県徳之島事務所長並びに担当課長からは、今回の要望活動を受け近く本庁へ報告するとともに、前向きに検討していただける旨の回答をいただきましたので、この場をお借りいたしまして御報告を申し上げます。

なお、詳細については9月発行の広報「議会だより」にも掲載してあります。

以上で、議長の動静等について報告をおわります。

伊仙町監査委員より、平成27年8月分までの例月出納検査の結果、事務事業については概ね適正であるが、改善されるべき点も見受けられるとの報告がなされております。

また、閲覧を希望される方は、事務局に常備していますので、ご確認いただきたいと思います。

次に、所管調査報告であります。

前回の第2回定例会時において議決されました各委員会による閉会中の継続審査の申し出に基づき、総務文教厚生常任委員会並びに経済建設常任委員会の報告を一括して求めます。

○総務文教厚生常任委員長（樺山 一君）

総務文教厚生常任委員会、建設経済常任委員会委員長報告を行います。

総務文教厚生常任委員会並びに建設経済常任委員会と合同で実施した閉会中の所管事務調査事項、「伊仙町商工会との地方創生に関する意向調査」の経過と結果を報告いたします。

調査の概要につきましては、先般伊仙町商工会総会において、新たに選出された佐倉功一会長を初めとする役員、事務局の皆さん10名にご出席をいただき、事前に各委員会より提案された質疑事項をもとに調査を進めてまいりました。

まず1点目に、商工会の今後の運営方針に関する質疑に対して、佐倉会長より「現在町内の商店街においては、後継者不足が課題であり、一部においては高齢者が経営していることで、消費者から元気がないなどの声を耳にしている」とのこと。

さらに、「大型店舗の進出により、一層経営状況が厳しくなる中で、各店舗によって営業時間を

延長するなど、自助努力がされているところも見受けられる」とのことでありました。

また、町内の各集落においては、日用雑貨や食料品を販売する小売店がない集落もあることから、特に若者が経営している小売店においては、宅配サービスを充実させて経営を維持している状況でありました。

次に、商工会の業務内容に関する質疑に対して、「現在加入している事業所の数については、業種別に小売業39軒、飲食店9軒、タクシーや運送業などのサービス業12軒、スタンプ会や金融機関等を含めたその他12軒、さらに8月に新たに加入した業者3軒を含めて、約130事業所が加入している」とのことであり、商工会として業種別に研修会等は行っていないが、日本政策金融公庫からの借り入れ、貸し付けに関する金融業務、確定申告、経営講習会を年数回行っており、町内事業所の経営支援等を主に行っている状況でありました。

その中で、特に商工会に加入するメリットとして上げられたのは、「政策金融公庫などから低金利で融資していただけるとのことで、各業種にこれらのメリットをPRしつつ、商工会への加入推進を図っている」とのことでありました。

その他の取り組みとして、経営改善復旧事業の一環として、青年部及び女性部の活動推進、育成指導を行っており、島内外で開催される研修会を通じて活発な情報交換を行い、各委員の意識啓発を行っている状況でありました。

さらに、特産品販路開拓事業として、徳之島3町広域で広域指導員の指導のもと、製造部の研修会も行い、今後新たな事業の導入を目指し、島外への販路開拓にも取り組んでいくとのことでありました。

2点目に、Aコープ伊仙店進出後の町内商店街の状況に関する質疑に対しては、「各店舗お客様が減少はしているが、営業時間の延長や宅配サービスの充実で影響を受けた分補填している状況でありました。

まだ、一部店舗においては、宅配サービスを充実させたことでサービス当初より2倍から3倍の需要があり、顧客が微増しているとの声もありましたが、一方で宅配サービスを利用する1人当たりの単価が安いと、顧客の増加に比例して売り上げが極端に上がっている状況ではないとのこと。

このようなことも踏まえて、なるべくお店に直接来ていただけるような仕組みを今後検討していきたい」とのことでありました。

3点目に、地方創生に関する商工会の考え方に関する質疑に対して、「先般販売された地域消費喚起交付金によるプレミアム付商品券の効果と検証についてマスコミ等の宣伝効果もあり、販売から5日間で1人当たりの購入限度額10万円の制限がありながらも、413名が購入するなど、予定していた3,500万円分が即完売した」とのことでありました。

さらに、商品別の効果については、食料品20%、自動車整備等19%、石油・ガス等15%、建設業務関係9%、自動車・農機具販売7%、電化製品4%の売り上げに効果があらわれている状況でありました。

また、大型店舗、Aコープ、大丸等での使用率は全体の21%であるとの検証結果でありました。

今後の販売については、10月ごろに3,500万円分の販売を検討しているとのことですが、「前回の1人当たり購入限度額10万円から5万円程度に下げ、町民の皆様幅広く行き渡る工夫をしていき、地方創生の事業趣旨に基づいて地域活性化に貢献していきたい」とのことでありました。

以上、3点について意向調査を行いました。今年度より商工会の補助金が前年度比20%削減されており、国においても地域活性化が叫ばれている中で、地域活性の象徴である商工会や商店街の衰退は、本町が目指す地域活性化対策の本旨を大きく損なう可能性があります。

また、私たち各委員会においても、現在の町の財政状況が非常に厳しいものであると十分理解しているところではありますが、地方創生にかかわる各種施策の実現に当たっては、国の補助率を勘案した上で本町の財源も確保しなければなりません。そこで、以下の点について提言いたします。

①地方版総合戦略の実施に当たっては、財源の確保も重要であることから、今後は国の補助率も勘案し、地域活性化の中心となる各種団体の選定、事業の峻別を行い、来年度の予算編成においては、本町の総合戦略の趣旨に即した団体へ効果的な予算配分を行うべきである。

②地方創生交付金の予算枠を考慮して、「まち・ひと・しごと創生法」第2条の基本理念に基づき、各種団体と町の既存事業の連携を強固にし、財源の伴わない新たな事業環境を構築すべきである。

③情報社会にありながら、民間団体においてはホームページの作成、管理・運営状況が十分であり、発信力が欠如している。町行政において本町の魅力を産業別に発信するツールを構築するため、情報発信に関する研修の機会を提供すべきである。

以上、3点について提言します。

今後も町民一人一人に地方創生に関する事業の効果が得られるよう、町行政と一体となって取り組むこととし、総務文教厚生並びに建設経済常任委員会の調査報告といたします。

平成27年9月9日 総務文教厚生常任委員会委員長、樺山 一。

経済建設常任委員会委員長 前 徹志。

○議長（琉 理人君）

これで、総務文教厚生常任委員会、経済建設常任委員会の所管事務調査報告を終結します。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（大久保明君）

おはようございます。6月議会以降の行政報告について、お手元の資料にある中から抜粋して説明をしていきたいと思っております。

6月21日に、関東伊仙町会総会が開催されまして、幼少時を伊仙町で過ごした地方創生参事官である塩田参事官の講演がございました。先ほど樺山委員長から報告があったとおり、地方創生は出身者も含めて、あらゆる町民全てで作り上げていくように今後努力をしてまいりたいと思っております。

6月22日に、徳之島愛ランド広域連合議会が開催されまして、そのなかで一般質問がございまして、ごみの分別率、そしてクリーンセンターの今後の計画等についての質問がございました。

6月25日に、鹿浦小学校90周年実行委員会に呼ばれまして、学校の今後の存続についての具体的なことなどの質問がございました。

6月26日に、さわやかサロン合流交流会ということが初めて各集落、社会福祉関係の全ての団体、事業所が一堂に会して交流会がございまして、この中に関西徳洲会の方々も飛び入りで参加して、これからの地域づくりはまさに集落が活性化していくと、そこには全ての行政も含めた団体が意見を出し合っていくというふうな形での交流会がございました。

6月27日に、奄美群島観光振興会議 in 徳之島、これは県の主催で開催されまして、島の若い各種団体の代表などが集まりまして、自然遺産をテーマとした観光の取り組み、地域づくりについて約3時間ほど実りある議論がなされたと思います。

6月29日には、これには書いてありませんけれども、380mmの記録的な豪雨がございまして、町内災害、冠水等の被害がございました。このとき、もう50年に一回の集中豪雨ということの発表がございました。

7月10日に、奄美群島今年初めての奄振の審議会がございまして、条件不利性事業の効果などについての説明、今後の世界遺産についての環境省の説明などがございました。

7月14日に、伊仙町が今回の地方創生の総合戦略の作成で委託いたしました南西活性化センター等、島内の各種団体との協議会がございました。この中で、伊仙町が何回か申し上げたとおり、高齢者の方々が地方に移住するというCCRCという形での議論を中心に行なっております。

7月16日には臨時議会がございまして、貸工場の契約議決を承認していただきました。

7月17日に、伊仙中学校剣道スポーツ少年団が全国大会出場ということで表敬訪問をしていただきました。また、この後選手の一人である富山選手が県大会優勝という快挙をなし遂げております。

7月22日に県の港湾協会の通常総会がございまして、県の方々に面縄港のことを強くアピールしてまいりました。

7月23日には、那覇の自然環境事務所長、新西村事務所長の表敬訪問がありました。

7月24日には、貸工場の地鎮祭が開催されました。

7月25日には、前回の集中豪雨を上回る24時間雨量が450mmという、これは過去最大の雨量だと思えますけれども、町内一帯で大変な被害がございました。約200カ所以上の畑も含めての災害の箇所がございます。

その中で、古里地区で床上浸水がございまして、また面縄小学校周辺の墓地が冠水するという形で、集落の方々、面縄地区全体から集まっていただきまして、後の復旧作業にかかわっていただきました。

7月28日に、今伊仙町がかんかんファームの黒糖工場横での今後の計画について、その中心となる山形県のセゾンファクトリーをかんかんファームの代表とともに視察に行きまして、この会社は

年間売り上げ100億円に迫ろうとしている大変大きな会社で、約600種類のジュースを製造しております。そして、そのうち150から200は毎年更新するという形で、このジュース業界では間違いなく最先端を行ってる会社でございました。今後、10月中にこのかんかんファームの出資するグループと協議をいたしまして、伊仙町の工場についての具体的な計画を推進していくところで話がまとまっております。

7月29日には、奄審の例年の要望活動がグループを分けて行いまして、この中で先ほど申し上げた条件不利性事業の今後の継続等について、そしてさらにそれがラックなどとの連携も大きく前進することが発表されました。

7月31日には、目手久の八月踊りが遅ればせながら県の指定を受けまして、その伝達式がございました。

飛びまして8月7日に、地方創生に係る県内市町村長意見交換会が開催されまして、担当の四本と2人参加いたしまして、C C R Cについての伊仙町の取り組みと、それから国の考え方を質問いたしました。

先ほど申し上げました面縄地区の今後の抜本的な解決法に関しまして、8月11日に地区の説明会を県とともに行いました。この中で、過去数十年にわたる状況を地元の方々から説明をしていただきまして、かなり厳しい指摘を受け、それに対しまして県、国とも協議しながら、解決できるように進めていきたいというふうに説明をしております。

8月17日には、8月18日に離島行政懇談会が開催されますけれども、その前日に県議会議員奄美議員連盟の先生方7名と市町村長との意見交換会等、県の企画部長による地方創生の説明会がございまして、大変画期的で前向きな意見交換ができました。離島振興協議会におきましては、天城町長からバニラ効果が各離島、各島々に波及できるようにとの要請がございました。

8月19日に、鹿児島県の町村会の県外視察が福井県の池田町で視察を行ってまいりました。

この町は、人口3,000人弱の町でありますけれども、米を中心とした有機農業が全体の6割近いというふうな町でございます。有機農業、農家の代表として30代で町長になった方が、約20年かけてここまで進めてきたということで、今全国から大変注目をされている町でございます。

8月20日には、鹿児島県の地方創生の研修会がございました。そして、その午後には九州地区の港湾協会の意見交換会総会が鹿児島市で開催されまして、これは九州全体の今後の港湾の物流の計画等、いろんな要望等がございまして、この中で九州地区の代表の方々にも、徳之島における面縄港の今後の可能性について説明をしてまいりました。

8月27日には、国交省の概算要求の中で奄審の概算要求の決定と、そのお礼に朝山市長とともに東京のほうに行ってまいりました。約240億の概算要求でございます。

そのうち、非公共が約40億という形で、これも前年度より伸びております。

8月28日には、肉用牛共進会、徳之島全体の研修会がございまして、荻田さんの「みなみ」号がグランドチャンピオン賞を受賞しております。

また、この日に長町伊仙様という、長町伊仙様は、伊仙というのは伊仙と書いて「よりひさ」と読むんですけども、小さいころから地図を見て伊仙町という名前があるということで、これは運命的な感覚でずっと思っていたということで、この方は今JR西日本の設計の責任者でございまして、ついに憧れていた伊仙町にやって来たということで、今後また関西のほうでも伊仙町会にも出席していただくということで話がまとまっております。

8月30日、地域女性連大会の徳之島全体の大会がございまして、伊仙町のほうから面縄の駐在員である池田様の発表がございまして、これは面縄地区の竜巻の災害についての発表で、大変立派な発表であったと思います。

9月5日には、金子衆議院議員、禧久県会議員が台風の災害視察、全島の視察に参りまして、町内においては古里地区の災害、そして面縄港の視察、そして東線の義ノ津の視察を行っていただきました。

9月6日、これには載っていませんけれども、環境省の出身で世界自然遺産に小野寺先生とともにかかわってきた星野一昭鹿児島大学の特任教授による「世界自然遺産の意義と地元の役割」という形で、1時間半にわたって講演をしていただきまして、ほーらい館に全島から約280人の方が集まって、啓発活動もかなり浸透してきているというふうな実感でございました。

翌9月7日には、奄美・琉球世界自然遺産候補地科学委員会がJA徳之島で開催されまして、これには科学委員会専門の教授だけでも12の方が参加して、自然遺産の今後についての議論を行いました。

また、この中でマスコミでも報道されましたけれども、国立公園の決定が、その場所の選定がなかなか前進しないということで、1年延びることになりました。早くても平成30年という形になったところであります。

しかし、このおくれた間に地元では、その受け入れ体制をさらに充実していくチャンスであるというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（琉 理人君）

以上で、諸報告を終わります。

△ 日程第4 陳情第4号 佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置について

○議長（琉 理人君）

日程第4 陳情第4号、佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置についてを議題といたします。

陳情第4号は、平成27年第2回定例会において経済建設常任委員会から伊仙町会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。陳情第4号、佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置についての審査結果について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

○経済建設常任委員長（前 徹志君）

陳情第4号、佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置について、経済建設常任委員会委員長報告をいたします。

去る9月3日木曜日、議会委員会室において委員7名、事務局2名、説明員として総務課長出席のもと、陳情第4号、佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置について審査を行いました。

同陳情は、佐弁集落の一部の地区において道路の幅員が狭く、特に夕方から夜間にかけては見通しが悪い状況にもかかわらず、町営住宅周辺に街灯が設置されていないことから、この状況下で予測されるさまざまな問題を解決するためにも、街灯の設置について検討していただきたいとの趣旨でありました。

この件について、当委員会は平成27年第2回定例会会期中に、全議員並びに町長、総務課長、建設課長と合同で現地調査及び審査を行いました。委員より設置に伴う財源や維持管理等に関する意見が出され、意見を集約した結果、町側と陳情提出者及び署名された地区住民との間で、設置及び管理に関する合意形成が得られるよう要請し、第2回定例会では継続審査するものと決定しました。

その後、町執行部より陳情書提出者及び関係者との間で協議が行われた旨委員長に報告があり、9月3日に再度委員会を招集し、陳情第4号に関する審査を行いました。総務課長より設置に当たっての電気料金や電球の交換などの維持管理について、陳情提出者及び地区住民において合意形成が得られ、町に確約書を提出するとの結論に至りました。

しかし、町側の見解としては、「他の集落の現状を考慮して、予算措置については平成28年度当初予算で適正な金額を予算措置していきます」との報告がなされました。

これらの報告も踏まえ、当委員会は町営住宅として最低限の整備は必要であり、自助努力にすることについて地区住民から合意が得られていることから、審査の結果、陳情第4号、佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置については、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、本会議において採択するものと決定した場合は、伊仙町議会会議規則第94条第3項の規定に基づき、町長へ送付されますよう申し入れます。

平成27年9月9日、経済建設委員会委員長 前 徹志。

○議長（琉 理人君）

これから陳情第4号の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

これから陳情第4号、佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第4号の委員長報告は採択です。陳情第4号、佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、陳情第4号、佐弁集落（町営住宅周辺）に関する街灯の設置については、採択するものと決定しました。

△ 日程第5 請願第2号 し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書

△ 日程第6 陳情第8号 要望書（西伊仙西集落公民館のトイレ緊急改修について）

△ 日程第7 陳情第10号 NPO法人いせん1・1（伊仙町シルバー人材センター）の事務所移転に伴う町管理施設使用許可に関する陳情書

○議長（琉 理人君）

日程第5 請願第2号、し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書、日程第6 陳情第8号、要望書（西伊仙西集落公民館のトイレ緊急改修について）、日程第7 陳情第10号、NPO法人いせん1・1の事務所移転に伴う町管理施設使用許可に関する陳情書の3件を一括して議題とします。

平成27年第2回定例会閉会后、これまで受理した請願書並びに陳情書は4件です。

したがって、お手元にお配りした請願、陳情文書一覧のとおり、請願第2号、し尿浄化槽清掃業の新規許可を求める請願書、陳情第8号、要望書（西伊仙西集落公民館のトイレ緊急改修について）、陳情第10号、NPO法人いせん1・1（伊仙町シルバー人材センター）の事務所移転に伴う町管理施設使用許可に関する陳情書の3件については、所管の常任委員会に付託しましたので報告いたします。

その他の陳情については、議会申し合わせのとおり文書配付をいたします。

△ 日程第8 報告第7号 平成26年度健全化判断比率

△ 日程第9 報告第8号 平成26年度資金不足比率

○議長（琉 理人君）

日程第8 報告第7号、平成26年度健全化判断比率、日程第9 報告第8号、平成26年度資金不足比率の2件について、一括して議題とします。

提出者より一括して報告を求めます。

○町長（大久保明君）

報告第7号及び報告第8号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、健全

化判断比率、公営企業会計の資金不足比率を監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

健全化判断比率につきましては、実質公債比率12.7%、将来負担率128.8%となりました。

公営企業会計における資金不足比率については、簡易水道特別会計、上水道事業会計ともに、資金不足比率がなかったことを報告いたします。

以上で報告を終わります。

先ほど「かたろわでー」について説明がありませんでしたが、そのときの質問内容と町が答弁したことをまとめてありますので、後でまた議会の方々に提出いたしたいと思っております。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

補足説明を行います。報告第7号、平成26年度健全化判断比率について補足説明をいたします。

すいません。監査意見書のほうをお開きください。11ページです。

監査報告書の11ページ、下の表でございますけども、平成26年度決算に基づく健全化判断比率について、実質収支または連結実質収支が黒字の場合は、実質赤字比率または連結実質赤字比率は負の値で表示されるとなっております。

この表におきますと、負の数字ではございませんので、赤字ではないということでございます。

なお、先ほども町長のほうから説明があったとおり、実質公債比率は12.7%でございます。

また、将来負担比率が128.8%、早期健全化基準では350%となっております。

早期健全化団体以下で将来負担が軽減されつつあるが、後年度以降の社会情勢、特に医療費の増加や町民所得の減少による経済状況を勘案し、将来負担比率が増加しないように健全なる財政計画を推進していただきたいとの意見を賜っております。

今後、鋭意努力してまいりたいと考えております。

続きまして、報告第8号、平成26年度資金不足比率について補足説明をいたします。

監査意見書の26ページをお開きください。

平成26年度資金不足比率につきましては、監査意見書のとおり、伊仙町上水道事業特別会計並びに伊仙町簡易水道事業特別会計とも、資金不足がないため黒字であるとの報告でございます。

なお、経営健全化比率の基準は20%であります。

よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

報告第7号から報告第8号まで、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。

これで、報告第7号から報告第8号の2件について終結します。

△ 日程第10 同意第1号 伊仙町固定資産評価審査委員の選任

△ 日程第11 同意第2号 伊仙町固定資産評価審査委員の選任

△ 日程第12 同意第3号 伊仙町固定資産評価審査委員の選任

○議長（琉 理人君）

日程第10 同意第1号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任について、日程第11 同意第2号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任について、日程第12 同意第3号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任についての3件を一括して議題とします。

○町長（大久保明君）

同意第1号から同意第3号の3件について提案理由の説明をいたします。

同意の3件については、伊仙町固定資産評価審査委員の任期満了に伴い、提案してございますので、議会の同意を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

同意第1号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任について、補足説明をいたします。

住所、鹿児島県大島郡伊仙町大字馬根230番地、氏名、稲隆仁氏、生年月日、昭和28年12月15日生まれ。

経歴につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

地方自治法第180条の5第3項の規定に基づき、伊仙町固定資産審査委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、同意第2号、同じく伊仙町固定資産評価審査委員の選任について、補足説明をいたします。

住所、大島郡伊仙町大字木之香516番地1、氏名、永岡和男氏、生年月日、昭和28年8月10日生まれ。

経歴につきましては、お手元に配付してあるとおりでございます。

同意第3号、同じく伊仙町固定資産評価審査委員の選任について、補足説明をいたします。

住所、鹿児島県大島郡伊仙町大字目手久349番地の1、氏名、宮永誠氏、生年月日、昭和54年8月8日生まれ。

経歴につきましては、お手元に配付しているとおりでございます。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

同意第1号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

同意第1号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任についての質疑をいたします。

何年か一度にこの同意の選任について提案されるわけですが、これ任期何年なのか、それからその内容について、決算の中でも固定資産税の不納欠損が大分ありますが、そういう評価をする委員の内容で、どのような評価をするのか、詳しい説明ができればお願いをいたしたいと思います。

また、その委員の選任における条件とか、そういうことがあれば説明をお願いいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

固定資産評価審査委員の任期に関しましては、3年でございます。

委員の任期に関しましては、3年でございます。

その中で、条件というのは特にありませんが、この評価委員の役割といたしましては、固定資産等による疑義といたしましては、税に関する疑義が生じたときに、この評価委員の方たちで審査をしていただくということで、不納欠損その辺に関しましては、この委員の方々の役割ではないということでございます。

○14番（美島盛秀君）

私が言っているのは、不納欠損の役割とかじゃなくて、その評価をする、今言った疑義ということですけども、その評価ですから、ここの土地はどれぐらいの価値がありますよとか、そういうようなことも評価委員の中で話し合われるのかなということだと聞いたかったわけですが、その今言った税に関する疑義が生じたときその内容をもうちょっと、どのようなことに疑義と言えるのか、お尋ねします。

○総務課長（樺山 誠君）

固定資産税に関して高いだとか、そういうことが生じた場合、そういうことが固定資産税を支払う方が、そういう異議を唱えた場合に、それをちゃんと適正な価格なのかどうかを審査するということございまして、過去もうこの委員会自体を開いたことは、ちょっと記憶にないようなぐらい、もうほとんど開いてないような状態です。

あと先ほどの質問の中で、資格っていうか、どういう人が選ばれなきゃいけないかということございまして、これに関しては、今回は農業委員会だとか、結局土地にかかわる人たちに関してお願いをしているということでございます。

○14番（美島盛秀君）

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第1号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、同意第1号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第2号、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第2号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、同意第2号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

同意第3号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第3号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、同意第3号、伊仙町固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

△ 日程第13 議案第42号 伊仙町特定個人情報保護条例の制定

△ 日程第14 議案第43号 伊仙町行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定

△ 日程第15 議案第44号 伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第13 議案第42号、伊仙町特定個人情報保護条例の制定、日程第14 議案第43号、伊仙町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定、日程第15 議案第44号、伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例の3件について、一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第42号及び議案第43号の提案理由の説明をいたします。

議案第42号及び議案第43号は、平成27年10月5日から施行される社会保障番号制度に伴う条例制定であります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第42号、伊仙町特定個人情報保護条例の制定について補足説明をいたします。

この条例は、国の社会保障番号制度導入に伴い、伊仙町における特定の個人情報の適正な収集、保管、利用及び提供を確保し、伊仙町が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講じ、よって特定個人情報の安全かつ適正な取り扱いを図るために制定するものでございます。

議案43号、伊仙町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について補足説明いたします。

この条例は、国の社会保障番号制度導入に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるものです。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○町長（大久保明君）

議案第44号の提案理由の説明をいたします。

議案第44号は、社会保障番号制度導入に伴い、手数料条例を改正するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

それでは、補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第44号、伊仙町手数料条例の一部を改正する条例について補足説明いたします。

第1条は、伊仙町手数料徴収条例の別表第1に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第7条第1項に規定する通知カードの再交付手数料1枚につき500円を加え、平成27年10月5日から施行するものでございます。

第2条は、伊仙町手数料徴収条例の別表第1に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円を加え、平成28年1月1日から施行するものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第42号、伊仙町特定個人情報保護条例の制定、議案第43号、伊仙町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定、議案第44号、伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例の3件について、審議を中止します。

△ 日程第16 議案第45号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

△ 日程第17 議案第46号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第16 議案第45号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例、日程第17 議案第46号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例の2件について、一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第45号及び議案第46号の提案理由の説明をいたします。

議案第45号は、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例を、議案第46号は高齢者等肉用牛基金条例を平成26年度決算に伴い、基金の額を改正するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○経済課長（上木義一君）

議案第45号、46号の2件について補足説明をいたします。

議案第45号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例、第2条第1項中、1億3,747万9,000円を、1億2,858万3,000円に改めるものでございます。

議案第46号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例、第2条第1項中、1,216万8,000円を1,216万9,000円に改めるものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第45号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例、日程第17 議案第46号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例の2件について、審議を中止します。

△ 日程第18 議案第47号 平成26年度伊仙町上水道事業会計の利益処分

○議長（琉 理人君）

日程第18 議案第47号、平成26年度伊仙町上水道事業会計の利益処分についてを議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第47号は、平成26年度伊仙町上水道事業会計の利益を平成26年度決算に伴い処分するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

それでは、議案47号、平成26年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について補足説明をいたします。

伊仙町上水道会計決算書の4ページを参考にしていただきたいと思っております。

平成26年度の伊仙町上水道事業会計剰余金の処分については、地方公営企業法第32条第2項の規定により、平成26年度伊仙町上水道会計未処分利益剰余金1,041万5,650円の全額を、建設改良積立

金に積み立てるものいたします。

以上、補足説明を終わります。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、議案第47号、平成26年度伊仙町上水道事業会計の利益処分についての審議を中止します。

△ 日程第19 議案第48号 国民健康保険伊仙診療所設置条例を廃止する条例

△ 日程第20 議案第49号 伊仙町立診療所運営審議会条例を廃止する条例

△ 日程第21 議案第50号 国民健康保険伊仙診療所の費用徴収条例を廃止する条例

○議長（琉 理人君）

日程第19 議案第48号、国民健康保険伊仙診療所設置条例を廃止する条例、日程第20 議案第49号、伊仙町立診療所運営審議会条例を廃止する条例、日程第21 議案第50号、国民健康保険伊仙診療所の費用徴収条例を廃止する条例の3件について、一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第48号は、平成14年4月1日より休止している国民健康保険伊仙診療所を廃止するものであります。

議案第49号及び議案第50号は、議案第48号に関連し廃止する条例であります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、議案48号、49号、50号については関連しておりますので、一括して補足説明をいたします。

提出理由といたしまして、国民健康保険伊仙診療所は、昭和59年に建設され30年が経過しております。平成14年4月より、長年の赤字経営のため休止状態であり、平成23年6月27日開催の伊仙町行政運営調査会で、診療所についての存続について諮問いたしました。

この中で、全会一致で廃止すべきという意見でございました。

また、長年の閉鎖状況や建物の老朽化により、シロアリ被害、雨漏りでひどい状況であります。今後再び診療所として再開の見込みはないと思われることから、平成27年6月8日開催、伊仙町国民健康保険運営協議会においても、全会一致で廃止すべきものと決定されております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（琉 理人君）

これで議案第48号、国民健康保険伊仙診療所設置条例を廃止する条例、議案第49号、伊仙町立診療所運営審議会条例を廃止する条例、議案第50号、国民健康保険伊仙診療所の費用徴収条例を廃止

する条例の3件について、審議を中止します。

△ 日程第22 議案第51号 伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更

△ 日程第23 議案第52号 伊仙町辺地総合整備計画の一部変更

○議長（琉 理人君）

日程第22 議案第51号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更、日程第23 議案第52号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更の2件について、一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第51号は、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更、議案第52号は、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○企画課長（池田俊博君）

議案第51号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について補足説明をいたします。

この変更計画は、各自立促進市町村計画の事業名の変更及び本年度事業実施とする箇所の事業量、事業費の確定により変更するものであります。

あけて1ページをお開きいただきたいと思います。基盤整備事業に関しては、事業名等の変更でございます。その他については、変更の箇所、あと事業量の変更等が確認できると思います。

続きまして、議案第52号は、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更について補足説明をいたします。

この変更計画も、本年度事業実施とする箇所の事業量、事業費の確定により変更したものでございます。

あけて変更箇所として、伊仙馬根線、第二西下線の事業量の変更ということになっています。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

議案第51号について質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

議案第51号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更について質疑をいたします。

5ページの下から3つ目の奄美農業創出支援事業ソフトと、下までの3つについてですけれども、3月に農業振興計画が策定されております。この中にも町長は、農業を振興することで産業が開かれるまちというようなことを言っておりますけれども、この中で27年度予算が予定されていない理由の説明をお願いいたします。

○経済課長（上木義一君）

質問にお答えします。

理由としては、要望がなかったということと、そしてまた28年度から見直しがありますので、そ

の中での段階等、そういったので説明をしながら5カ年計画に盛り込めるように、今推進しているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

要望がなかったと。これ平張りハウス関連だと思いますけども、なかったということでしたが、去年ですか、パイヤを振興すると。平張りハウスと、あるいは防風対策等予算化するという話で、パイヤ等も大分植えた人がいると思います。そういうような人たちに聞くと、この補助を受ける、とりたいたけれども、例えば税金の滞納があるとか、いろんな手続上難しくて、自分たちにはできない。やりたいことはやりたいという人が大部分なんです。

ですから、そこらあたりも真剣に考えていかないと、要望がなかったというだけでは、農業振興にはつながらないと。新規品目への振興はつながらないと思いますので、28年度以降考えていくことでもありますけれども、町長、このあたりをどう捉えているのか。お金がないからといつも言いますが、そういう予算の関連で予算を組んでないのか、考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えいたします。

議員が今申し上げたとおり、農家の方々このハードルが高いということで、少し前向きになれない状況があると思います。

例えば、この事業を特に推進したのは、ただいま沖永良部地区でございます。

沖永良部の方々の農業に対する長い歴史の中で培われた情熱、補助事業をいかに有効活用していくかという歴史の中で、こういうことを推進していると。

そのことは私たち伊仙は少し遅れていると思いますので、そういったハウス事業に関しまして、平張りハウスも含めて、鉄骨ハウスも含めて県としては推進していく中で、今話したとおり、いろんな滞納の問題は論外だと思いますけれども、いろんなこの事業をしたときの報告とか、そういう手続面でやってみればできると思いますが、そのことこの壁を突き破っていくことなどを、経済課を中心に指導をしていくということと、農業の形態がますます気候変動が激しくなってくると、この前報道がありましたけれども、そういったことを見据えて、強固なハウス事業でいろんな農家の方々の単収が上がるような、そういう協議会等を伊仙町単独でも作り上げて、そして農業研修もしていくなどということを今後やっていくということは、その農業振興計画の中に盛り込んであるわけですので、それに対する対応を、今年はまだ説明なども不十分だったということだと思います。

経済課長先ほども申し上げたように、次回以降はできるように、農家の方々が十分説明をして、そしてその自らが出資するその予算を、いろんな開発金でも、特に徳之島3町の農業に関する要望が少ないというのが現状でありますので、それをちゃんと返納をしていくという計画などを、しっかりと農家の方々もより厳しく考えて計画書を出していくような考え方を定着させていくことも、必要じゃないかと思えます。

この大変厳しい農家の方々のために、いろんな補助事業をしたとしても、その検証がなされてな

いのが現実でありますので、今後課題となる水管理組合のいろんな賦課金などについても、やはり負担とは給付の考え方がまだまだ足りないと思いますので、その辺の意識の改革などを含めて、頑張っていかなければいけないとは思っております。

○経済課長（上木義一君）

ちょっと補足説明をいたします。

パパイヤのハウスですけど、平張りハウスのほうはパパイヤとしては該当しないということで、防風ネットとしては果樹対策費を別の事業でこれは推進をしておりますので、それで組合の方々に説明会等をして、必要な方には申し込みをして、来ておりますので。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今町長のほうからもハードルが高いと、農家にとってはハードルが高いという話もありましたけれども、確かにハードルは高いと思います、補助金を受けるためには。

以前に、そういう農業関係、新しい品目を取り入れるとか、あるいは今後のその施策の中で追跡調査をしてほしいということは何回も言ったことがありますけれども、例えば、まあざくでもコーヒーでも植えさせる。それがどうなったかということを報告する。

あるいは、マンゴーのハウスを推進して、あるいはいろんな作物を推進してハウスを作らせた経緯がありますけれども、そのハウスの古いのが伊仙町にも何カ所かあります。

私が当初、当時行ったときに、も何カ所かあります。私が当初、当時行ったときに、14～15カ所あったと思いますけれども、そういう古いのが今あちこち建っておって、荒れ放題になっている。

だから、この過疎債等を利用して、それを再利用できるような事業をぜひ取り入れていただきたいと思いますので、どうぞ検討をしていただきたいと思います。

そのハウスや、あるいは追跡調査をして、今後こういう過疎債を利用した事業が考えられるのかどうか、お尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

ハウス等については、去年パパイヤの話が出たときに、全戸そういう空きハウスを調査をして、本人、地主のほうに、持ち主のほうに確認をしましたが、やっぱり貸すのはできないということで、何軒かはそのハウスの中でパパイヤの植えつけしたところもありますけど、あとはもうバレイショとか、年間を通して必要な時期に自分が植えつけるということで、貸すのはちょっと難しいという答えを得ているところであります。

あとまたそういった事業等を、また県のほうにちょっと指導を得ながら、そういう事業があればそういう空き家、ハウス、そして新規就農の青年の皆さんに貸し付けをおこなったり、そういう方向でいくように検討はしてみます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

やはり難しい点も地主、持ち主との難しい点などもあると思いますけれども、やはりそこらあたり真剣になって取り組む姿勢、努力、そこらあたりがあれば、やっぱり地主も理解してもらえると
思います。

また、あちこちそういう未使用のハウスを、荒れ放題になっているのがあちこち見えますので、
まだ使えそうなものもあります。環境的にも見て、ちょっと見苦しい点もありますので、ぜひそうい
うのを理解できるような計画等を進めていただきたいと思います。

6 ページの特産品製造販売プロジェクト事業の件ですけれども、先ほど町長が山形県の行政視察に
行ったという話がありましたけど、その中でもうちょっと詳しくどうかが話し合われて、28
年度以降と言いましたけれども、そのかんかんファームとの話し合い事項等、もうちょっと説明を
お願いいたしたいと思います。

○町長（大久保明君）

かんかんファームのグループ6社の方々が来月中に集まって、具体的な計画を年次的にどうして
いくかなどを話し合いしていくということが決まったということです。

ですから、当初計画を持ってきたときに、きびのジュース、それから黒糖のゼリーとかスイーツ
などの工場を、これはその6社が出社してやっていくということでありますので。その具体的な事
業の予算等については、まだ具体的には決定はしてないという状況です。

あと長命草に関しまして、今のところセゾンファクトリーがこれは青汁という形で今試行錯誤し
ている中で、そのジュースに関しては第一流の会社でありますので、いろんな実証実験といえます
か、どういう製品がいいかというのを今つくっている状況でしたので、それをこの会社があそま
で成長する間に、何回も何回も挑戦して、あれどうしたら最高のジュースができるかということの
ノウハウを熟知している会社ですので、完成は長命草のほうも、間違いなくいい形の飲み物ができ
ると思っております。

申し上げたように、今後その会社の方々、ご存じのとおり、もくもくファームを中心とした日本
の農業の最先端を行っているグループの方々が、あれほど英知を結集してやっていこうというこ
とで決定していますので、これが29年度中に実現できるかどうか、できるだけ早期にできるように、
今要望している状況です。

○14番（美島盛秀君）

今の町長の話では来月ですか、来月にそういう人たちが集まって話し合いをすると。

そこには、行政側も参加をして話し合いをするということによろしいでしょうか。

○町長（大久保明君）

これは、かんかんファームとその6社での協議ということでありますので、伊仙町が黒糖工場ま
では協力して、土地の造成まではやりましたので、今後しっかりした形の着実な工場ができるよ
うには、随時要望していきたいと思っております。

その中には、その6社が出資する6社でどのような内容にするかは、決定していくと思います。ただ、伊仙町との話し合い過去にも何回もしてきましたので、間接的な形で、これは大竹さんが代表で、東京で行うそうですので、参加もしていきたいとは思っています。

○14番（美島盛秀君）

この事業自体が、町が計画をした農産物加工・製造販売プロジェクト事業ですから、それは民間が今からやるにしても、行政がいろんな町内の事情の説明や、あるいは農家のことを調査をして提案をしていかないと、例えば議員で去年千葉に落花生の研修に行きました。

いろいろそういう議会報告等があって、議会広報を見て「今年から豆つくったらいね」という人が増えて、今年は落花生の生産が大分増えたようです。

今もう落花生の話で持ち切りです。だけど、値段がしないと。反当たりの収入が合わない。

労力が合わないというお話等で、何とかこれを確保して付加価値をつけられるようなことをしていかないとならないというふうに私も考えておりますし、また、さらには今年淡路島にタマネギの研修にも行きます。

議会としても、こういうような研修を重ねて、どうするかということを実際に取り組んでいる状況でありますので、ぜひ執行部のほうとしても動向、意向調査等をしっかりと、議会に報告ができるように、今後の計画をしっかりとやっていただきたいと思っております。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

6ページです。3つ港がありますね。全て29年度以降というふうに出ているんですが、その理由を。

○建設課長（中熊俊也君）

これは、財政的な都合でこういうふうな計画にしました。

○9番（明石秀雄君）

この計画が入ったとき、その気持ちはわかりますが、財政との計画はちゃんとできているということでしたが、この計画は。それが今日に、今年が変更になる理由をお願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

その後、財政担当とも話をしました。耕地課などの返還するというか、27、28、29までは大変厳しい状態なのでということで、こういう計画を立てました。

○9番（明石秀雄君）

もう平成28、29年度の財政危機が来るということは、22年度、その辺からもう既にわかっていたことで、そのときでも財政とはちゃんと調整しているのか、予算計上できるのかということで、この計画は認められているわけで、予算の見通しがあって、この計画が出ているわけです。この変更

がまたさらに次につながってきますが、予算の見通しなくしてこの変更を全部おこなっているのか。

○総務課長（樺山 誠君）

平成28年度からの過疎自立促進計画も、今作成をしているところでございますけれども、この中でも今指摘されている事項に対して、しっかり精査をしながら進めてまいりたいということと、22年に作成されたときに、計画ではあくまでもこういう形になりながら、事業ができなかったと。

その辺も含めて、これからまた同じような答弁になります。過疎、辺地におきまして28年から計画が始まりますので、財政的な裏づけがある計画だけに絞って、やってまいりたいというように思っております。

あと途中で、急に計画に入ってきたり、そういうことがないように、財政見通しを立てながらしっかり計画を作ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○9番（明石秀雄君）

変更前、前泊については22年度に作って、24年度に495万5,000円ですか、それから面縄288万、鹿浦が計画はしたけど、一向に24も、25、26もやってないぞと、こんな指摘があったけどやってないと。

今日この変更審査を行うに当たっては、こういうことのないようにしてもらわないと、特に面縄は今、先ほど町長もお話ありましたが、改修してほしいとか、貨物船が入れられるようにするとか、いろいろ港湾協会とも話をしたと言っているし、いわゆる言いながら、こういう状態をつくってしまう。やはり事業計画は財政と綿密な裏づけを持って提出してほしいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○2番（岡林剛也君）

6ページの特産品製造販売プロジェクト事業の備考のところ、農産加工施設整備事業を含むと、これ書いてあると思うんですが、新しくつけ加えたと思うんですが、これは今もう作って終わっている施設のことですかね。

○経済課長（上木義一君）

今の工場のことです。

○2番（岡林剛也君）

わかりました。

次に、その下の企業誘致促進整備対策事業費が2,680万ほど、ちょっと27年度上がっていると思いますが、この理由をお願いいたします。

○企画課長（池田俊博君）

最初の設計とか、そういう段階のほうと、あと土地関係が少し購入のほうをまたこのほうに入れたものですから、少し金額が上がっているところであります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第51号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更を採決します。

お諮りします。本件を可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議ありませんので、起立採決によって行います。

これから議案第51号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更する議案を採決します。

この採決は起立によって行います。議案第51号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更は、本件を賛成する方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、議案第51号、伊仙町過疎地域自立促進計画の一部変更する議案は、原案のとおり可決されました。

議案第52号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更を採決します。

お諮りします。本件を可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号、伊仙町辺地総合整備計画の一部変更は可決され

ました。

これで、しばらく休憩をします。午後1時より再開をしますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時05分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

- △ 日程第24 議案第53号 平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）
- △ 日程第25 議案第54号 平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第26 議案第55号 平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- △ 日程第27 議案第56号 平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第28 議案第57号 平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）
- △ 日程第29 議案第58号 平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（琉 理人君）

日程第24 議案第53号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）、日程第25 議案第54号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第26 議案第55号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）、日程第27 議案第56号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第28 議案第57号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）、日程第29 議案第58号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）の6件について、一括して議題とします。

提出者より一括して提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

議案第53号から議案第58号までの提案理由の説明をいたします。

議案第53号は、平成27年度伊仙町一般会計、議案第54号は、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計、議案第55号は、平成27年度伊仙町介護保険特別会計、議案第56号は、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計、議案第57号は、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計、議案第58号は、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計、以上の既定の予算に変更が生じたので、地方自治法第218条第1項の規定により提案しております。

ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

議案第53号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について、補足説明をいたします。
既定の歳入歳出予算の総額58億4,073万6,000円に、歳入歳出それぞれ5,844万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を58億9,918万1,000円とするものでございます。

6 ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入からご説明をいたします。

6 款地方消費税交付金、補正前の額4,720万9,000円に2,000万円を増額補正し、6,720万9,000円とするものです。

主な理由といたしましては、社会保障財源交付金の増額によるものでございます。

11 款分担金及び負担金、補正前の額5,811万5,000円に4万5,000円を増額補正し、5,816万円とするものです。

主な理由といたしましては、養育、療育費個人負担金の増額によるものでございます。

13 款国庫支出金、補正前の額6億802万7,000円に1,183万7,000円を増額補正し、6億1,986万4,000円とするものです。

主な理由といたしましては、農林水産施設災害復旧費負担金並びに老人福祉補助金の増額によるものでございます。

14 款県支出金、補正前の額5億5,398万円に542万4,000円を減額補正し、5億4,855万6,000円とするものです。

主な理由といたしましては、機構集積支援事業補助金並びに県議会議員選挙委託金の減額によるものでございます。

16 款寄附金、補正前の額1,245万2,000円に70万円を増額補正し、1,315万2,000円とするものです。

主な理由といたしましては、徳之島建設業協会からの指定寄附並びにきばらでえ伊仙応援寄附金の増額によるものでございます。

17 款繰入金、補正前の額1億5,659万3,000円に2,000万円を減額補正し、1億3,659万3,000円とするものでございます。

主な理由といたしましては、財政調整基金繰入金の減額によるものでございます。

18 款繰越金、補正前の額2,001万円に1,019万5,000円を増額補正し、3,020万5,000円とするものです。

主な理由といたしましては、前年との余剰金の繰り越しによるものでございます。

20 款町債、補正前の額9億2,200万円に4,109万2,000円を増額補正し、9億6,309万2,000円とするものです。

主な理由といたしましては、臨時財政対策債並びに農林水産施設災害復旧債の増額によるものでございます。

歳入合計、補正前の額58億4,073万6,000円に5,844万5,000円を増額補正し、58億9,918万1,000円とするものでございます。

7 ページお開きください。歳出についてご説明をいたします。

2 款総務費、補正前の額11億9,735万5,000円に1,469万9,000円を増額補正し、12億1,205万4,000円とするものです。

主な理由といたしましては、番号制度関連機器設定、ネットワーク変更委託料並びに徳之島交流ひろば「ほーらい館」運営拠出金の増額によるものでございます。

3 款民生費、補正前の額13億4,472万2,000円に636万4,000円を増額補正し、13億5,108万6,000円とするものです。

主な理由といたしましては、介護保険低所得者保険料軽減拠出金の増額によるものでございます。

5 款農林水産業費、補正前の額6億807万2,000円に284万5,000円を減額補正し、6億522万7,000円とするものです。

主な理由といたしましては、機構集積支援事業費の減額によるものでございます。

6 款商工費、補正前の額6,063万円に9,000円を増額補正し、6,063万9,000円とするものです。

7 款土木費、補正前の額3億5,038万8,000円に315万5,000円を増額補正し、3億5,354万3,000円とするものです。

主な理由といたしましては、住宅管理費の増額によるものでございます。

9 款教育費、補正前の額3億8,473万1,000円に317万1,000円を増額補正し、3億8,790万2,000円とするものです。

主な理由といたしましては、小中学校の管理費の増額によるものでございます。

10 款災害復旧費、補正前の額1億3,720万6,000円に3,389万2,000円を増額補正し、1億7,109万8,000円とするものです。

主な理由といたしましては、農林水産施設災害査定費並びに公共土木施設災害査定費の増額によるものでございます。

歳出合計、補正前の額58億4,073万6,000円に5,844万5,000円を増額補正し、58億9,918万1,000円とするものでございます。

4 ページをお開きください。第2表債務負担行為の補正についてご説明をいたします。

事項、農業経営基盤強化利子補給費、期間、平成27年度から平成32年度まで。

限度額を20万円とするものでございます。

次項、口蹄疫経営維持緊急利子補給費、期間、27年度から29年度まで。

限度額を4万7,000円とするものでございます。

次項、きび不作対策利子補給費、期間、平成27年度から平成36年度まで。

限度額を9万6,000円とするものでございます。

5 ページをお開きください。第3表、地方債の補正についてご説明をいたします。

起債の目的、(4)臨時財政対策債、補正前の限度額1億3,000万円に3,709万2,000円を増額補正し、補正後の限度額を1億6,709万2,000円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

(5) 災害復旧事業債、補正前の限度額3,540万円に400万円を増額し、補正後の限度額を3,940万円とするものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。

合計、補正前の限度額9億2,200万円に4,109万2,000円を増額し、補正後の限度額を9億6,309万2,000円とするものでございます。

以上、ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、議案第54号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額13億4,584万2,000円に、歳入歳出それぞれ997万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額13億5,581万9,000円とするものでございます。

5ページをお開きください。

まず、歳入4款国庫支出金2項国民健康保険助成費1目財政調整交付金ということで、1節の財政調整交付金、2節の特別調整交付金をそれぞれ増額するものであります。

既定の予算に171万5,000円を増額補正し、2億2,258万円とするものでございます。

6款療養給付費交付金1項1目療養給付費交付金ということで、退職者の医療費交付金として100万円を増額し、4,164万3,000円とするものでございます。

10款繰入金2項基金繰入金1目基金繰入金ということで、従前の額1,000円に564万9,000円を増額補正し、565万円とするものでございます。

11款繰越金1節繰越金ということで、前年度繰越金の161万3,000円を増額補正し、161万4,000円とするものでございます。

次ページの歳出のほうをお開きください。6ページであります。

主なものについてご説明いたします。

1款の総務費1目の一般管理費でございますけれども、旅費については普通旅費ということで、これは介護保険関係に関するもので、これは東京までの旅費ということで、介護保険の包括支援センターの職員研修で、介護・医療連携に向けての大事な会合ということで、国のほうからの招集であります。県から全員参加するというのであります。

13節の委託料、システム改修委託料として32万4,000円組んでありますけれども、これは国保情報データベースということで、システム改修費、法改正対応によるシステム改修委託料ということであります。相手方は南日本情報処理センターでございます。

既定の予算に55万4,000円を増額補正し、253万4,000円とするものでございます。

2款の保険給付費、2項の高額療養費、2目の退職被保険者等高額療養費ということでありますけれども100万円。これは、特定疾病についての方がいるということで、100万円を増額補正いたしました。

既定の予算に増額補正し、800万とするものでございます。

3 款の後期高齢者支援金、1 目後期高齢者支援金ということでございます。

特定健診についての見返りも予定はしておりますけれども、見通しとして少し足りないのかなどということがありまして、後期高齢者支援金ということで、既定の予算に919万2,000円を増額補正し、1 億4,318万1,000円とするものでございます。

6 款介護納付金 1 目介護納付金ということで、介護納付金を減額するものでございます。

618万8,000円を減額し、7,492万9,000円とするものでございます。

11 款諸支出金 1 項償還金利子及び還付加算金 3 目の償還金でございますけれども、療養給付費分として510万9,000円、特定健診分として31万円を国庫に返納するということであります。

実績に伴うものであります。

続きまして、議案第55号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額9 億7,307万4,000円に歳入歳出それぞれ735万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額9 億8,042万5,000円とするものでございます。

5 ページのほうをお開きください。先ほど総務課長のほうからありましたとおり、一般会計のほうからの低所得保険料軽減措置繰入金ということでありましたけれども、1 款の保険料と5 款の繰入金、これは組み替えでございます。

理由といたしましては、低所得者の保険料の軽減措置繰入金が国のほうから支援がありましたので、これを組み替えとするものであります。

1 款の保険料 1 項介護保険料 1 目第1 号被保険者保険料、既定の額から505万5,000円を減額補正し、1 億903万9,000円とするものでございます。

先ほどの低所得者の保険等との組み替えでございまして、特別徴収分が436万2,000円減、普通徴収ということで69万3,000円の減ということであります。

これに伴って、5 款の繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目低所得者保険料軽減措置繰入金、既定の予算に505万6,000円を増額補正し、同じく505万6,000円とするものであります。

先ほど申したとおり、低所得者保険料軽減措置繰入金ということで、低所得者の方について保険料を減免すると、国のほうから減免した分の2分の1、県から2分の1、町が2分の1ということで負担するわけであります。保険料の組み替えでございました。

5 款の繰入金 2 項基金繰入金 1 目介護給付費準備基金繰入金として、既定の予算に361万3,000円を増額補正し、361万4,000円とするものでございます。

7 款繰越金 1 目繰越金で、既定の額に373万7,000円を増額補正し、409万8,000円とするものでございます。

次のページ、歳出でお開きください。3 款の地域支援事業費ということで、1 項介護予防生活支援サービス事業費 1 目サービス事業ということで、既定の予算72万減じますけれども、これは次の

3 款の地域資源事業費の一般介護予防事業費との組み替えでございます。

これいっつも～れ教室委託料ということで、徳之島老人ホームへの委託料の減と相殺するんですけども、いっつも～れ教室を年度途中から総合事業で行う予定だったが、一人一人のケアプラン作成などの手間が発生するため、一般介護予防に行くこととしたためでございます。

3 款地域支援事業、同じくこれは今申したとおり、1 目の一般介護予防事業費、既定の予算に72 万円を増額補正し、855万6,000円とするものでございます。

5 款の諸支出金 1 項償還及び還付加算金 2 目の償還金でありますけども、過年度分ということで、返還金であります。地域支援事業過年度精算償還金ということで、373万8,000円、介護給付費過年度精算償還金ということで、361万3,000円ということであります。合わせて735万2,000円とするものでございます。

続きまして、議案第56号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額 1 億8,369万9,000円に歳入歳出それぞれ 4 万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 億8,374万6,000円とするものでございます。

5 ページのほうをお開きください。歳入でございます。財源として、繰越金を財源としております。既定の予算に 4 万7,000円を増額補正し、54万8,000円とするものでございます。

これは前年度からの繰越金を財源といたします。

次の 6 ページになります。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費ということで、これは印刷製本費ということであります。保険証と保険料額の決定通知書印刷費ということであります。

当初予算が10万5,000円に 1 万7,000円ということで、12万2,000円というふうになっております。一般管理で 1 万7,000円増額補正し、29万8,000円とするものです。

1 款総務費 2 項徴収費 1 目賦課徴収費ということで、これは通信運搬費です。

先ほどの保険証、保険料額の決定通知に伴う送料ということで、当初は20万で 3 万増額補正するものでございます。賦課徴収費として既定の予算に 3 万円を増額補正し、29万9,000円とするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額9,837万6,000円に、歳入歳出それぞれ841万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 億679万5,000円とするものです。

1 ページをお願いいたします。

2 款繰入金、補正前の額3,794万3,000円に505万5,000円を増額し、4,299万8,000円とするものです。

3 款繰越金、補正前の額1,000円に206万4,000円を増額し、206万5,000円とするものです。

4 款諸収入、補正前の額949万7,000円に130万円を増額し、1,079万7,000円とするものです。

歳入合計補正前の額、9,837万6,000円に補正額841万9,000円を増額し、1億679万5,000円とするものです。

6 ページをお願いいたします。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費の節の 8 報償費については、包括事業の元気はつらつ事業で、毎週木曜日に行います送迎のための報償費等であります。

節の11、12の修繕費については、施設も 8 年目になり、電気系統または軟水器、非常灯、誘導等、ろ過器等、またはバスの修理等によるものであります。

次に、施設の13委託料については、無圧ヒーター部品交換によるものです。

このことについては、無圧ヒーター劣化診断調査を 7 月27日、28日に昭和ネオス株式会社様をお願いをいたしまして、点検等を行っております。その結果、要注意、部品交換、修理を推進しますということで、こういう形になっております。どうぞよろしくをお願いいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

それでは、議案第58号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額は、5億5,461万円に、歳入歳出それぞれ78万6,000円を増額し、歳入歳出予算の増額を5億5,539万6,000円とするものでございます。

5 ページをお開きください。まず、歳入から説明いたします。

4 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正前の額246万8,000円に78万6,000円を増額補正し、325万4,000円とするものでございます。

続きまして、歳出について説明いたします。6 ページでございます。

1 款水道事業費 1 項一般管理費 1 目一般管理費、補正前の額4,113万8,000円に78万6,000円を増額し、4,192万4,000円とするものでございます。

主な理由といたしましては、11節需用費20万、これは建設課、環境課より譲り受けた公用車の車検整備費でございます。12節役務費55万、これは水道使用料の納付書及び督促料等の通信運搬費でございます。

以上で、簡易水道特別会計補正予算についての説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（琉 理人君）

議案第53号について質疑を行います。

○1 番（平 博人君）

11ページのきばらでえ伊仙応援基金事業の役務費、クレジットカード決済手数料が11万8,000円計上されておりますが、これは前回の一般質問でも質問させていただきましたけど、この伊仙町においてもクレジットカード決済を導入したというふうに考えてよろしいでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

6月議会のほうで平 博人議員からクレジット決済に関して一般質問がございまして、その結果進めているという答弁をしましたが、その結果、こういう予算が生じたということでございます。

○1番（平 博人君）

ちょっとよくわかりませんが、もうそのようなクレジット決済ができるようになったというふうなことでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それともう一点、14ページ、商工振興費のところ、負担金補助及び交付金のところで、奄美群島大島紡ぎ振興基金協議会負担金というのが1,000円今回負担になっております。

これ当初のほうでも9,000円組まれておりましたけど、合計で1万円。

今回のこの大島紡ぎっていうものは、鹿児島国体等を含めてお手伝いの女性の方に、そういった紡ぎを着ていただいたり、メダルにかける紐に使っていただいたりとか、こういったことで今後PRをしていく時期に来ていると思いますが、これも今回も1,000円負担、合計で1万円ということなんですけど、このような負担金でどのようなPRができるのか。

また、今どのようなPRをしているのか、お尋ねしたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

お答えします。

PR活動とかそういうのをこの協議会の中では行っていると思いますが、いかんせん金額的なのが、大島郡の12市町村のほうで行っているものですから、それほど大々的なPR活動等は、ちょっとできないような状況で、あと会の運営等の事業等に回っているような状況でございます。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○3番（牧 徳久君）

16ページ、農林水産業費と公共土木の策定費の中に、重機借り上げ料それぞれ1,500万と500万組まれているわけですが、これ前回も当初予算でも相当な経費が組まれたと思いますが、これを重機借り上げ相当な金額にのぼるのであれば、これからまた補正があるかもわかりませんが、リースするという考えはどういうものでしょうか。

○耕地課長（穂 浩一君）

牧議員からのご質問にお答えをいたします。

重機借り上げ等のリースについてということでございますが、これは先般の議会でもそういうご質問がありまして、来年度から耕地課、建設課ともにそういうような維持管理をする職員を雇いながら、できればこういうような常勤、件数にもよりますが、リースするとか、借り上げてそういうふうな別途町である程度できるように、来年度からしたいと今考えているところであります。

○3番（牧 徳久君）

隣の天城町でも、重機、例えば大車両とか、いろいろ大型のダンプとか町で持参して、建設課に

専属の職員を置いて、もう年がら年中町道とか農道の壊れた箇所を補修していると聞いているんですが、ぜひ来年から人件費を臨時職員のを含んで実施されたら財源の縮減になるかと思しますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）について質疑をいたします。

まず5ページ、第3表、地方債の補正、今回4,109万2,000円起債で総額が9億6,309万2,000円になっているが、現時点における起債総額は幾らになっているのか、お尋ねいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

現時点、26年度末ということで82億1,829万8,000円でございます。

成果説明書の16ページのほうの下から2番目のほうに記載してございます。

○14番（美島盛秀君）

10ページの基金繰入金の財政調整基金繰入金の2,000万が減額されておりますけれども、この減額の理由をお願いします。

○総務課長（樺山 誠君）

余剰金から出たために、基金の補正前の額が1億5,659万2,000円ですけども、これは戻し入れたということですので、戻し入れをしたということです。基金に対してです。

ですから、戻し入れをして、基金が初めに繰入金が1億5,659万2,000円を予定していましたが、余剰金が出たために基金繰り入れが減ったということです。ですから、基金にそれだけ残っているという意味でございます。

基金を残して入れる予定でしたが、全額戻したということです。

○14番（美島盛秀君）

ああ、わかりました。

14ページの農林水産業費の5款の機械集積支援の特定財源の472万4,000円の減額の理由、お願いします。

○農委事務局長（益岡 稔君）

美島議員の質問にお答えをいたします。

3月31日付で補助金申請をするわけですが、そのヒアリングの段階で、不採択ということで減額になった分でございます。

○14番（美島盛秀君）

県の補助金ですが、申請をしてヒアリングの時点で中止になったということで、予算が取れなかったということによろしいですか。

○農委事務局長（益岡 稔君）

これは、相続図という相続権のある人のずっと辿っていくための委託金でしたが、現在のところ昨年から50件ぐらい申請を上げていますが、機構との契約が成立していませんので、調べることができないということです。

○14番（美島盛秀君）

今の説明では、30何件申請をしたけれども、機構のほうを受け入れてくれなかったと、だめになったということですね、単に言えば。

そうすると、その機構に申請するための今まで事業としてやった分については認められて、あとの分はこれだけ残った分を減額したということによろしいですか。

○農委事務局長（益岡 稔君）

そういうことでございます。

○14番（美島盛秀君）

国の政策のもとでこういう事業が進められたわけですが、町としては30何件申請をしたと。ところが、中間管理機構でこれが認められなかったと。機構のほうで認めなかったと。

その理由についてはどういう理由でしょうか。

○農委事務局長（益岡 稔君）

理由としましては、登記簿謄本と実質の面積が違ったりとか、あと相続が未登記だったりとか、そういうことで機構のほうを受け入れをしなかったということです。

○14番（美島盛秀君）

ということは、地籍の集積がきちんとできてないということ等が考えられるわけですが、地籍調査の予算等も大分組まれていたわけですが、その地籍調査あたりでこれを解決する、予算を増額してやるとか、あるいはこの機構の資金を今後活用できるというようなこと等を勧告して、今後早急にこれを解決していかないことには、今後の畑総事業、畑かん事業、それから人・農地プラン、これに私は影響を及ぼすと思いますが、そこらあたりの町長の政策の中でどう考えているのか、お尋ねをいたします。

○耕地課長（穂 浩一君）

美島議員のご質問にお答えをいたします。

地籍調査事業の関係のご質問であります。地籍調査事業につきましては、もう年度ごとに計画地区が決まっております。また、予算の関係上と、あとはまたその職員数の関係で大体毎年できる範囲内が決まっているところであります。

今年度も、中伊仙地区の一部と、去年からしております馬根の一部という、そういう小さい範囲内で進めているところでありますが、急々に全町内をするのは難しいと思われまので、今の計画どおり伊仙町を、大字の伊仙のほうを順々完了していきたいと思っております。

畑総事業につきましては、もう畑総事業が終われば、いわゆるその地籍調査をしたのと同じ法務

局に登記ができるようになるわけであります。今後畑かん事業等もありますが、畑総はちょっとこれもなかなか登記名義人がいらっしゃらない、死亡された方々が多くて、登記名義のみが残っていたり、そういう地番が残っていたりしている状況であります。

この辺につきましても、何とか地籍の予算の増額をしていただくようにするのとあわせて、そういう業者も委託しながら、調査面積を増やしていきたいと今考えて、来年度以降のちょっと財政との相談もしていけないといけないなと思っているところです。

○14番（美島盛秀君）

ぜひこの予算は復活をしてもらわないと、今後の町の農業振興に大きな影響が出てくると私は懸念しております。

先ほどから登記人名義上にないという、そういう相続的なことがあるということと、地籍がきちんとできてないということ等が関連していると思われまますけれども、これをきちんとこの予算を復活させて、整理をして努力をしないことには、私は今後の畑かん事業も、それ相当の無理が来るのではないかと、事業推進には無理が来ると思っておりますので、今後のこの対策や対応、見通しについてどう考えているのか、お尋ねをします。

○農委事務局長（益岡 稔君）

今後はまだ1件も機構のほうに上げて、契約は成立していない状態です。

それで、今年以降もしそのような契約できるような貸し手がいらっしゃいましたら、また県の方へお願いをして、予算を組んでいただけるようお願いはしていきたいというふうに考えております。

○14番（美島盛秀君）

ぜひこの予算を復活できるように、そして農業委員会、そして職員が一体となって農家の皆さんにもっと徹底した説明をして、中間管理機構に集積できるという流れをつくれるようお願いをいたします。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第53号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号、平成27年度伊仙町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

議案第54号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第54号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第54号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号、平成27年度伊仙町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第55号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第55号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号、平成27年度伊仙町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

議案第56号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第56号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号、平成27年度伊仙町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第57号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第57号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第57号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第57号、平成27年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

議案第58号について質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第58号について討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第58号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第58号、平成27年度伊仙町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

- △ 日程第30 認定第1号 平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算
- △ 日程第31 認定第2号 平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第32 認定第3号 平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第33 認定第4号 平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第34 認定第5号 平成26年度伊仙町徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第35 認定第6号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算
- △ 日程第36 認定第7号 平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（琉 理人君）

日程第30 認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第31 認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第32 認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第33 認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第34 認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、日程第35 認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、日程第36 認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の7件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

認定第1号から第7号までは、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を作成しましたので、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで提案理由の説明を終わります。

質疑に入る前に、提案理由のあった7件については、後ほど決算審査特別委員会に付託する関係上、1回1項目の質疑をお願いいたします。

これから質疑を行います。

○5番（美山 保君）

平成26年度決算審査において質問いたします。

平成26年4月1日より、消費税率が5%から8%に引き上げられ、社会保障施策に要する財源とされているが、本町においては幾ら交付され、どのような用途として使われているかお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

ご質問にお答えいたします。

決算書の7ページと、成果説明の22ページをお開きいただきたいと思います。

地方消費税交付金といたしまして、本町に26年度に5,942万3,000円の交付がなされました。

その中で、22ページのほうで中心に説明をしてみたいと思いますけども、下のほうに米印がございまして、平成26年4月1日より消費税が5%から8%へ引き上げられました。

引き上げ分の消費税収入については、社会保障経費4経費に使っていただきたいと思います。

その他、社会保障施策に要する経費に充てるといふふうにされておりまして、この中で歳入が社会保障財源交付金といたしまして、1,214万9,000円ございました。

この使い方でございますけれども、社会福祉費関係に502万6,000円、社会保険関係に657万7,000円、保険衛生関係に54万6,000円を充てたということでございます。

トータルで1,214万9,000円ございました。

以上で、説明を終わります。

○議長（琉 理人君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第30 認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第36 認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、日程第30 認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算から日程第36 認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算までの7件については、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で構成する平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定し

ました。

これから平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時07分

○議長（疏理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長に、樺山一君、副委員長に前徹志君が互選されましたので、ご報告申し上げます。

これで、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

次の議会は9月10日午前10時から開きます。議事日程は、一般質問であります。

なお、本日本議会終了後、議会委員会室において全員協議会を行いますので、議員の皆様はご参集ください。お疲れさまでございました。

散会 午後 2時08分

平成27年第3回伊仙町議会定例会

第 2 日

平成27年9月10日

平成27年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第2号）

平成27年9月10日（木曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第2号）

- 日程第1 一般質問（平 博人議員、美山 保議員、美島盛秀議員）3名
- 散会后 新型インフルエンザ対策行動計画に関する説明会（議会委員会室）

平成27年 第3回伊仙町議会定例議会一般質問通告一覧表

順位	質問者	質問事項	質問の要旨	質問相手
1	平 博人 (議席番号1)	1. 今後の住宅整備・管理について	① 現在伊仙町においては、低所得世帯に対して家賃低廉化事業を活用し、家賃の半分を補助されていますが、特に子育て世帯においては、経済的負担が軽減され、また本町への移住・定住を推進する観点からも、効果的な事業であると考えます。このように、子育て世帯や若年層の都市部への流出を防ぐためにも、今後の住宅建設に合わせて家賃低廉化事業を継続していくのか。さらに、今後の住宅建設に係る計画について具体的に問う。	町 長
			② 町営住宅敷地内に廃棄物等（廃車や家電製品等）が放置されている箇所が見受けられる。今後のまちづくり（移住・定住推進）にあたって、このように町営住宅周辺の環境が損なわれている状態であれば、希望者の移住する意思を削ぐ可能性もあります。移住定住の推進については、行政支援も必要であるが、移住希望者を受け入れる集落の体制、いわゆる住民自治に対する理解も重要だと考える。これらの件を踏まえて、町営住宅及び集落への美化活動に対して、町並びに教育現場がどのような方針で啓発されているのか問う。	町 長 教育委員長
		2. 今後の移住支援制度について	本町は、「第5次伊仙町総合計画」のなかのプロジェクトの一環として、町外の子育て世帯をはじめ、U・Iターン者向けにPRして取り組んでいく旨の計画が策定されているが、策定にあたっては他の自治体にはない、本町がモデル地区となりえるような斬新な政策が期待される場所である。そこで、この計画に関して、現在検討されている移住支援策についてどのようなビジョンを持たれているか、町長の見解を問う。	町 長

2	美山 保 (議席番号5)	1. 徳之島農業高等学校跡地利用について	① これまで、徳之島農業高校の一部跡地が県より譲渡されてから、教育委員会部局・歴史民俗資料館の移転以来、効果的な活用がなされていない状況にあります。本町議会においても、県議会改選前の平成23年度と平成26年度の奄美群島市町村議会議員大会において、「徳之島農業高校跡地に大島養護学校分校の設置」についての要望を行い、いずれも改選に伴い審議未了廃案となっている。今後、要望書の趣旨も踏まえて、農高跡地の利活用について町執行部と改めて協議する必要があると考えるが、これまでの要望書の趣旨について、町としてどのような捉え方をしているか見解を問う。	町	長
			② 農業高校跡地利用について、農業高校が所有していたビニールハウスの施設や農場、加工作業施設を利用した「農業研修センター」の創設について検討できないか。同センターの創設に向けて計画を進めることで、徳之島用水事業における水を利用した農作物の研修や、特別支援を必要としている児童の就労支援にもつながることが期待され、いずれも町民所得の向上に寄与するものと考えられるが、町長の見解は。	町	長
	2. 古里集落海岸の砂流出について	古里集落の海岸においては、台風の度に砂が東面縄の海岸方面へ飛ばされており、また突堤の基礎が洗掘されたり、岩礁が波に洗われてむき出しになり、さらには、消波ブロックが沈下するなど、様々な被害を受けている。古里集落の海岸においては、毎年ウミガメの産卵が確認されており、環境的にも安全な場所であるということを生物が証明しています。また、古里集落の皆様からも、砂の流出を防止して頂きたいとの要望もあります。そこで、今後砂流出を防止する方策として、海岸事業で国や県に補助事業で突堤や離岸堤を建設することを協議できないか問う。	町	長	
3	美島 盛秀 (議席番号14)	1. 地方創生について	国が進める地方創生について、「地方版総合戦略」の策定が求められているが、伊仙町における「まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定状況(内容等)について具体的に問う。また、地方創生に関する事業申請から交付決定に至るまでの計画についても問う。	町	長

3	美島 盛秀 (議席番号14)	2. 農業振興計画について	① 本年3月「伊仙町農業振興計画(平成27年～31年)」が、農業振興を中心とした産業が立ち上がるまちを理念に策定されました。本町は、農業立町であり、農業生産額の95.6%が基幹3品目(さとうきび・肉用牛・ばれいしょ)であります。今後、農業生産額50億円達成を実現するには、農業施策への取り組みが優先されなければなりません。そこで、計画の再確認と推進のために、農業振興戦略会議(仮称)を組織することとなっているが、今後の計画について問う。	町	長
		② 本町は、群島内で最大の耕地面積がありながら、平成12年度以降農業従事者は30%も減少している。農業生産額も平成23年度以降極端に減少しているが、原因について検証しているか問う。	町	長	
		③ 基幹3品目のさとうきび・畜産・ばれいしょの実績について、さとうきびのH26/27年産の実績、H27/28年産の見込み、畜産のH25年と26年の購売実績とH27年との比較、ばれいしょのH25年・H26年の出荷実績を問う。	町	長	
		④ さとうきび部会の担当員制度廃止に伴い、今後の計画並びに今期夏植えの目標は達成できるのか問う。	町	長	
		⑤ 農地中間管理機構、人・農地プランの制度の現状について問う。また、ハーベスター機能向上の促進やプランターの導入状況についても問う。	町	長	
		3. 自助・共助・公助について	地方創生の目的を達成するための施策には、自助・共助・公助があって実現可能であると考えますが、町長は客観的にどう受け止めているか問う。	町	長
4	牧 徳久 (議席番号3)	1. 農林水産業の振興策について	① 相次ぐ台風の襲来や、メイ虫被害、害獣被害などで徳之島の基幹作物である、サトウキビは2年連続減収となっている。この状況が続けば、2製糖工場が一つに集約され、1工場体制にもなりかねない。また、南西糖業も担当員制度を廃止し、農家は不安を募らせている。これに加えサトウキビの種苗補助事業もなくなり、営農意欲の低下に拍車をかけている。この状況を踏まえ、打開策は考えられないのか問う。	町	長

4	牧 徳久 (議席番号3)		② 台風など荒天続きで、漁業者には欠かせない浮魚礁が流出し、少なくなっている。漁業振興のため、各関係機関とも連携し、浮魚礁の設置は考えられないのか問う。	町	長
			③ 農業生産額50億円達成に向けては、鋭意努力されているとは思いますが、目途はあるのか問う。	町	長
		2. 観光の振興について	① 平成29年度に、奄美・琉球諸島が世界自然遺産登録を目指し、官民一体となって取り組んでいます。これが実現すれば、大勢の観光客の来島が予想されますが、受入れ態勢は考えているのか問う。	町	長
			② これらを受け、新たな観光資源の発掘や、町内各地区に点在する鍾乳洞など、伊仙町には、まだ未開発の宝が数多く存在するが、これを再開発し、魅力ある観光地づくりに貢献できないか問う。	町	長
			③ 徳之島なくさみ館で8月に闘牛大会が開催されましたが、スピーカーの故障で観客に多大な迷惑を掛け、お叱りを受けました。町の職員では、専門的な知識がなく困惑していましたが、緊急時に備え、電気や音響の専門家の待機は考えられないのか問う。	町	長
		3. 土地基盤整備事業の早期着工について	県営畑総糸木名地区の着工予定はいつ頃なのか。また、相次ぐ集中豪雨や50年に一度の大雨被害で糸木名地区では畑が水没し、未だに水が引かず、ため池と化している。早急に対策を講じる必要があると思うが、出来るのか問う。	町	長
		4. 人事について	① 副町長が体調不良を理由に7月31日付けで退職したと新聞報道がありましたが、後任人事は考えているのか。また財政状況が非常に厳しい中で財政が好転するまではしばらくの間据え置く考えはないか問う。	町	長

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、平 博人君の一般質問を許します。

○1番（平 博人君）

皆さん、おはようございます。1番、平 博人でございます。

今回も一般質問を通しまして、町執行部の皆様と政策論議を交わし、暮らしに優しいまちづくりに全力で頑張っていこうと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、このたびの大雨にて被害に遭われた町民の方々に心よりお見舞いを申し上げまして、ただいま平成27年度第3回定例会におきまして一般質問の許可がありましたので、通告書に従いまして順次質問をいたします。答弁者の皆様方の明快なる答弁をお願いいたします。

それでは、まず1問目、今後の住宅整備・管理についてお伺いいたします。

現在、伊仙町においては、低所得世帯に対して家賃低廉化事業を活用し、家賃の半分の補助されていますが、特に子育て世帯においては、経済的負担が軽減され、また本町への移住・定住を促進する観点からも、効果的な事業であると考えております。このように、子育て世帯や若年層の都市部への流出を防ぐためにも、今後の住宅建設にあわせて家賃低廉化事業を継続していくのか、さらに今後の住宅建設に係る計画について具体的にお伺いいたします。

続きまして、町営住宅敷地内に廃棄物等特に廃車や家電製品が放置されている箇所が見受けられます。今後のまちづくり（移住・定住推進）に当たって、このように町営住宅周辺の環境が損なわれている状態であれば、希望者の移住する意思を削ぐ可能性もあると考えられます。

移住・定住の推進については行政支援も必要ではございますが、移住希望者を受け入れる集落の体制、いわゆる住民自治に対する理解も重要だと考えております。これらの件を踏まえまして、町営住宅及び集落へ、美化活動に対して、町並びに教育現場がどのような方針で啓発されているのかをお尋ねいたします。

次に、今後の移住支援制度のについてお伺いいたします。

本町は、第5次伊仙町総合計画のプロジェクトの一環として、町外の子育て世帯をはじめU・Iターン者向けにPRして取り組んでいく旨の計画が策定されてはおりますが、策定に当たっては、他の自治体にはない、本町がモデル地区となり得るような斬新な政策が期待されているところでございます。そこで、この計画に関して、現在検討されている移住支援政策についてどのようなビジョンを持たれているのか、町長の見解をお伺いいたします。

1回目の質問を終わりました、2回目からは自席で質問させていただきます。

○町長（大久保明君）

おはようございます。一般質問、平議員の質問にお答えしてまいります。

低廉化事業に関しましては、担当課長のほうから詳細に答弁させていただきます。

今後は、町営住宅の整備をあわせて民間活力を生かしたかたちでの住宅政策をどんどん取り入れていきたいと思っております。

移住者が島に来るために、空き家対策などもいろいろ視野に入れている中で、先進的な取り組みをしている海士町に先般視察に行ったときに、約百数十棟の住宅を、これは民間そして町営も含めたかたちで建設をしておりました。ほとんどが一戸建てで、大きな団地も形成をしていますけれども、山内町長の言葉が印象に残っているのは、とにかく住宅をつくって待っておくんだと。

いろんな移住者が来たりだとか、いろんな相談をしたときに空き家を探すとか、そういうことではもう全く対応できなくなるというふうな話がありましたので、今後、小規模校を存続の意味も含めて、町内均衡ある形での住宅政策が必要ではないかと思っております。そういった場合においても、民間資金を活用した住宅政策においても、今、上限3万円にするか3万5,000円にするかなど議論をしている状況でございます。

それから、町内の不法投棄などについて、町営住宅に関しまして質問があったんで、一昨日ですか、視察に行ってまいりました。以前から問題になっていた住宅は、かなり、町のほうからの指導もありまして、改善をしております。また、今度、仲里住宅も行きまして、棟ごとに班をつくって、班の責任で住宅周辺を草の伐採などをしていくように指導していったところでございます。

では、1番の住宅整備・管理についての答弁を終了いたします。

○建設課長（中熊俊也君）

平議員の質問に対しての補足説明をしたいと思います。

家賃低廉化事業を今後も継続していくのかという最初の質問ですが、家賃低廉化事業が対象となる限り申請はしていきます。対象となる限りっていうのは、用地の所有権を有する場合、要するに建てる前に、町の所有地に建てた場合は10年、そして用地を購入した場合は20年の助成っていうことが決まっています。それで、10年もしくは20年の助成の期間は申請して家賃低廉化事業で対応していくつもりであります。

続きまして、今後の住宅建設に係る計画についてということですが、以前にも町営住宅計画についてはお話ししましたが、伊仙町の住宅建設計画は、平成23年に10年計画で作成されました伊仙町公営住宅等長寿命化計画に基づいて建設を行っています。ちょうど今年が10年のうちの5年目に当たりますので、中間見直しということでその計画を見直して、27年度中に新たな公営住宅の建築計画を策定する計画になっています。

見直しに当たっては、新たに要望のあった地区、阿権や小島が上がっていますけれども、そういうところも検討し、また住民と話し合いながら計画に上げていきたいと思っているところです。

以上です。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

現在、伊仙町の町営住宅に入居待ちをされている世帯の方が49世帯あるとお聞きしているんですけど、町としての考えは、町外の方を優先にして移住してもらおうっていうようなことを考えられていると思うんですけど、町内の入居者待ちの方々も首を長くして待たれているという方も結構いると思います。今後、どのような対応をしていくのか。また、現在その49世帯待機をされている方々の町内と町外の割合そういったものがわかるのであれば、今後の進め方と一緒に教えていただきたいと思います。

○建設課長（中熊俊也君）

先ほどもありましたように、建設計画ですが、この計画に則ってやる部分と、先ほど町長からもありましたが、住宅を建ててリースするっていう会社がありまして、一応話聞いたんですけども、そういうメーカーとも詰めて、同時に進行できるなら同時に、来年、再来年、計画していきたいと思っていますところなんです。

町外と町内っていうのは、ちょっと調べてみないとわかりません。また、後ほどお答えします。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

この低廉化事業で家賃のほう補助されて住んでいる方も結構いらっしゃると、大変すばらしい事業だと思うんですけど。

聞いたところによりますと、今現在の町営住宅の家賃は、伊仙町では最高が6万9,000円、最低が4,000円だと聞いておりますけど、高額とその安い方との差が6万5,000円ほどございますけど、これは近隣自治体とも比べて妥当なのかどうか、また今後もそのような形でいくのか、お伺いいたします。

また、ちなみに徳之島町が、最高が6万円で最低が2,000円、天城町にいきますと、最高が3万5,000円の最低が3万8,000円になっているみたいです。

○建設課長（中熊俊也君）

この家賃の算定は、3町とも同じ査定をしていると思います。計算方式がありまして、一番問題なのは所得でありまして、所得に応じた計算方式がありまして、国から補助をいただいて作っている関係上、国からこういう計算方法で算定しなさいよという式がありますんで、簡単には説明できないんですけども、そういう式にのっとってやっていますんで、収入が多いほど家賃は多くなるようになっていきます。だから、最高が6万円って決まっているわけではありません。

以上です。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

その家賃の最高額を払われている方が河地住宅に住まれている方っていうふうに、ちょっとお伺いしているんですけど、河地住宅のほうはこの低廉化事業で作られた住宅だと思うんですが、そういった家賃の補助もありながら6万円を超える高額の家賃を払うと、このような方が伊仙町内の他にも何人かいらっしゃるのでしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

共働きをしたり収入が高かったりする家庭は、かなりの家賃を払っています。これも低廉化事業の対象になったりならなかったりするんですが、本当は低所得者用ですので、かなり所得が多い人たちに対しては、こういった低廉化事業も100%対応になってはいないと思います。

○1番（平 博人君）

それと、最後に、民間の企業に勤められていたり、あと学校の教職員をされている先生の方たちは、家賃のほうは、給与のほうから補助されているような方々もたくさんいらっしゃると思うんですけど、そういった方々っていうのは町として把握をされて、それに応じて家賃の計算をされているのか、お尋ねいたします。

○建設課長（中熊俊也君）

この家賃の低廉化事業っていうのは、要するに、近傍同種家賃っていうんですけども、要するに近くのと似たような建物に住んでいる人たちを参考にして、その半分もしくは差額、今現在住んでいると民間企業が作っている家賃との差額の半分以上を国が払い、またその半分、半分の半分、それを町が負担しているわけでありまして。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

本当に、今後のこの住宅建設に関しましては、先ほどもお話がありましたように、小規模校存続ということも考慮されて、糸木名小学校校区には河地団地、馬根小学校校区には馬根団地、また今後、喜念と阿三と進んでいくようにお話は聞いております。

ほんとに、小規模校存続のことを考えますと、阿権集落、この学校を存続していくのに集落の皆さんがほんとに大変な思いをされております。また、阿権集落からは、この住宅建設に際して集落の方から土地のほうも無償で提供されているというお話も聞いております。ほんとに、今後、住宅建設を進めていく中で、先ほど阿権、小島というお話が出ていましたけど、このような計画を今後きちんと進めていくのか、町長のほうからちょっとお話を聞きたいと思います。

○町長（大久保明君）

具体的に、喜念校区はもうほぼ設計して、28年度に建築いたします。その次、阿三、鹿浦校区とそれから阿権校区、糸木名校区になるわけでありまして、それは鹿浦校区も阿権校区も、それから糸木名校区も、この町の計画を見据えて、どうしたほうが、民間資金を活用したほうがむしろ有利ではないかという、リース事業をやっていくことが、その中には解体料、それから土地の買収もリースの中でできる状況であります。これは、最近ある民間の方といろいろ勉強会をした中で明確

に、既に全国的に始まっておりますので、これはさらに拡大をしていけば、校舎の新築・改修、そして庁舎などもそういった事業でやる自治体はかなり出てきていますので、いよいよ規制緩和が始まって、そういった形で民間資金を活用するという時代が来るのではないかと考えておりますので。

あと、住宅建設に関しましては、糸木名に、今度、来年4月にオープンします予定の日本マルコ株式会社は、10戸程度の社宅が民間で建築したらそれを借用するという話もありますし、そういったことも視野に入れて、伊仙町に多くの方が住めるように、また先ほどの、話はちょっと飛びますけども、家賃の問題は、これは、やはり若い人が、子育て世代が、6万というのは高いわけでありますので、これをどういう形で補助していくか。

今、子育て支援の補助のために、県内において中学校まで医療費を全部無償化しようという提案が、先日町村会の理事会で提案いたしまして、今度の地方自治促進協議会の中で、そのことを私が知事に代表して県の考えを伺っていきたいとも考えておりますので、そういった形で、積極的に進めていきますので、具体的に、この民間資金の事業がいつになるかは、これはリース事業でありますので、町が年次ごとに、例えば10年リースそれから15年リースとかいろいろありますので、前向きに推進をしていきたいと思えます。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

それでは、1番目の質問を終わらせてもらいます。

○町長（大久保明君）

先ほど少し答弁いたしましたけれども、平議員の話している住民自治は、今後、特に伊仙町の住民自治は行いやすいような状況にあると思えます。特に、これも小規模校区ではありませんけど、まとまっている集落は既にそういった住民でクリーン作戦を積極的にやっていますので、来られた方が、いろんな島の状況、環境状況を見て、住みたくないと思わないようなことを今後やっていくことが大事だと思います。

住民自治は間違いなく底力がありますので、ただ、島におったら案内板がないと今後交流人口も含めて増えるときに、案内板など、それから道の交差点などにいろいろ伊仙町の特徴のある看板などを設置していくことも大事だと思います。

先ほど申し上げたように、環境面や住宅周辺などは、かなり改善はしてきていると思っております。

○教育長（直章一郎君）

平議員の質問にお答えします。

集落の美化活動に対して学校現場でどのような方針で啓発しているかということですが、学校教育の中で児童生徒に環境についての意識を高めることは大変重要なことだと考えています。

各学校では、総合的な学習の時間に環境問題を取り上げ、事前、事中、事後指導の中でごみの分別やリサイクルなどについて学習しています。また、クリーン作戦への参加については、毎月の実

施日や場所などを含め、意義や意図を説明し参加への呼びかけを常に行っているところです。

また、校長会や教頭会においても積極的な参加を要請し、啓発活動に努めているところです。

○建設課長（中熊俊也君）

住宅の管理についての啓発、どのような啓発活動をしているかっていうことなのですが、平議員がおっしゃるように、その団地ごとの話し合いってというのがなくて、全員が出て掃除したりとかしないで、みんな投げ合いみたいな感じになっているのが現状だと思います。定期的に建設課住宅係の者が行って掃除はしているんですが、今後、団地ごとに定期的に話し合いを持ち、団地の敷地内及び周辺の清掃作業に取り組んでいくよう、今後啓発していきたいと思います。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

住宅のほうを見ますと、どちらかっていうふうな場所はちょっと伏せさしていただきたいんですが、もうほんとにもものすごい状態になっているところも中にはございます。比較的、これは町の真ん中のところはきれいにしているように感じるんですが、その中でも駐輪場のほうにだめになったオートバイがそのまま止めてあると、このようなことも見受けられます。

ほんとに、先ほどもお話があったように、班ごとに掃除をしていくというようなお話もございましたが、町には町長、集落には区長というふうにいっちゃいますが、この団地一つ一つにもやはりそのような集落代表住民のような方を1人あるいはないし2人でもつけていただいて、その人たちを中心になってその集落を美化していくようなことも考えていかなければいけないと思いますが、今後、そのような指導をしていく予定のほうはありますでしょうか。

○建設課長（中熊俊也君）

古い団地のほうはそういう共益費を集めたりっていうのがないもので、そういう代表者とかは決めてないんですが、新しいところは各棟に代表者を決め、また代表者の中で代表者を決めて、その管理者っていうことで、その方のもとでいろいろ行事したりを行うように啓発はしています。

古いところも、先ほどお話ししましたように、代表者を決めて話し合いを持って、どのようにしていくかっていうことを建設課も参加した中で取り組んでいきたいと思っています。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

それと、その美化活動の中でなんですが、ほんとにひどいところになりますと、だめになった車、そういったのも何十年も置いてあるような感じの団地も見受けられます。なかには、本当にもう所有者がいなくなってみたり、また高齢になられてみたりというようないろいろ不具合があってそうなっているような可能性もあるかもしれませんが、今後あれをこのまま置いていくのは、そのままにしとくのはどうかと考えております。本当に、所有者がわからなくて対処できないんだったら、町のほうででもそういったものは処分していく必要があると考えておりますけど、そのような予定は今後どうなってますでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

今の質問にお答えいたします。

町営住宅に関しては建設課のほうでやっていくんですけども、集合的に作られた建設、団地的に建設された町営住宅に関して、古くなってもう貸せない分に関して住宅の除却を行っていくんですけども、そのときにやっぱりこういう問題が発生してくるんです。

なぜかといいますと、除却をした後の空き地がそういう廃車を、あるいは廃車にする前に車を止めて放置されるというような結果になりますので、今、平議員のおっしゃっている地区に関しては、特にこれから、まず放置車両に関してナンバープレートのついている部分はもう調べてあります。

調べている中で、この方たちにまずは通知をしてまいりたいと思っています、撤去するように。

あと、住宅に住んでいる方々に対しては、家電製品だとかあるいは建築資材だとか、そういうのを町有地に放置されている方がいらっしゃるんですけども、これは誰が放置しているというのがしっぴかり判明しないものですから、住宅に住んでいる方々全員にこの家電製品だとかあるいは、建築資材を撤去していただきたいというふうに文書を出して話し合いをする予定です。

文書を出してそのままっていうことじゃなくて、話し合いを一回して、どうしても持ち主が判明しない部分、自分で片づけられない部分、その辺をしっぴかり精査しながら、しっぴかり撤去をして、一回クリーンな状況に持っていきたいと考えております。今年度内でしっぴかりした整理ができるように努めてまいりたいと思っていますところでございます。

○1番（平 博人君）

今の廃車を含めた車の件なんですけど、現在、今新しくできている住宅は比較的駐車場も区切りがしてあって、きれいに車のほうも並んでいると思うんですが、この住宅に入居される際に、その家庭に車は何台持っている、どの車とどの車はどこの家の車だと、こういったことも確認されているのか。もしくは、一世帯何台までとか、そういった規定があるのか、お尋ねします。

○建設課長（中熊俊也君）

事業的には1戸1台っていうことでやっていますが、多少大目につくってはいるんですが、最近では2台持ったり3台持ったりしている家庭もありまして、そういう対策等も、今後、その住宅内の話し合いで解決していこうかなと思っています。

○1番（平 博人君）

本当に、その住宅に住んでない方の車もよく止まっているような状況で、迷惑だという話も中には出てきたりしておりますので、ぜひ今後このようなことも注意しながら指導のほうをしていただきたいと思います。

2番目の質問、これで終わります。

○議長（琉 理人君）

次は、大きな2番目の今後の移住支援制度について答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

平議員の移住支援制度については、今、企画課のほうで総合戦略を進めております、人口ビジョンも含めて。そういう中で、伊仙町がCCRCのモデル地区ということを考えていますけれども、これは若者だけでなく、若者から高齢者、元気な高齢者も含めた形での総合的な移住計画に考えておりますので、そのことも含めて考えていきたいと思えます。

もう一つは、先般、教育委員会のほうで、宇検村の阿室小中学校を視察していますので、この点に関しまして、また教育委員会のほうから答弁をしていただけたらと思っております。

○企画課長（池田俊博君）

平議員の質問に、町長の補足をいたしたいと思えます。

U・Iターン者向けのPR活動としては、今、一般社団法人移住・交流推進機構とあって、JOINというところのほうとか、あと奄美群島広域事務組合の移住支援サイト、ねりやかなや等のホームページで広く行っているところであります。

さらに、今回、全国町村会主催の町村で暮らそう、町イチ！村イチ！2015の鹿児島県のブースの中でも紹介、伊仙町で暮らしませんかというPR活動をする予定としております。

現在検討されている移住支援対策としては、町長が話ありましたが、国が進めている日本版CCRC構想、生涯活躍のまちを目指していく予定でございます。生涯活躍のまち構想は、東京圏を初めとする地域の中高齢者が、希望に応じ地方に移り住み、地域住民や他世代と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療、介護を受けることができるような地域づくりを目指すものであります。

伊仙町としては、全国で唯一、離島版CCRCとしてこのモデル事業ができるように現在取り組んでいるところでございます。

以上です。

○教委総務課長（仲島正敏君）

今、先ほど、報告、町長からありましたように、8月に大山教育委員と私のほうで、宇検村の阿室校区のほうの親子山村留学のほうを視察してまいりました。現在7年目で、延べで、阿室小中学校で20名、名柄小中学校で12名の実績があるということでした。その中で、現在、移住っていか留学されている親子と話を聞くことができまして、一番、やはり山村留学するに当たっての問題というのは、仕事が、補助はもちろん出ているんですけども、それにプラスして仕事があるかどうかというのが一番大きな問題だという話でございました。あと、宇検村の場合、高校進学に際しまして、村内に高校がないということ、また通学するに当たっても奄美市のほうに通学しないといけないということで条件があるので、そこの15歳のときの進路についてどうするのというのが一番ネックになるということで、お母さん2人と話ができただんですけども、お二方とも、徳之島の場合は、伊仙町は日本マルコのお話をしたところ、そういう仕事があればやはり行ってみたい方という方は全国にいらっしゃるのではないのでしょうかという話と、徳之島高校、あと樟南第二高校の話もしましたところ、そういうバスで通学できるということであれば、いろいろ事情があっ

てやはり留学しているわけですのでございますから、親御さんとしても安心して留学ができるので、町として一生懸命頑張ったほうがよろしいんじゃないでしょうかという話を伺いました。

以上でございます。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。ほんとに、他の自治体のそのような先進的な事例も考慮しながら今後進めていていただきたいと思いますが。

現在、伊仙町のホームページのほうでも、移住・定住の参考として、とくのしま女子旅レポートですか、このようなものを発信されていまして、伊仙町内の食堂の紹介や観光スポットの案内等を女性の人たちが旅をしながら皆さんにレポートしている大変すばらしい企画を発信されております。

これ、3町、有名どころの紹介をしているんですが、こういったことも移住・定住促進の一環として今後も引き続き第二弾として続けていくのか、お伺いしたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

今、旅レポートというのが町のホームページに掲載してありますが、また、これは奄美群島広域事務組合のほうとも連携しながら、南3島、また奄美本島のほうの旅レポート等をしながら、広域組合のほうと連携しながらこれからも続けていく予定でございます。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

本当に、この移住促進に関しては、今後の地方創生にもかかわる大きな問題になってくると考えております。また、先ほどの阿室集落等の宇検村のほうの話もございましたが、ほんとに各全国自治体で、移住体験、古民家でお試し、田舎暮らし、1カ月から最長3年間までスパンをとってお試しで移住していただくこのような策もとられているようでございますが、我が伊仙町でも、ゲストハウスあむとうで島暮らしの案内をされているようでございます。また、ホームページのほうで紹介されていて、ほんとに充実していて、大変いいんじゃないかなと思っているところでございます。また、この9月から10月にかけてあむとうの予約状況を確認したところ、ダイエットアイランドエコツアーと芝浦工業大学の皆さんでほぼ埋まっているような状態だとお伺いしております。

本当にこのような活動が、また一回来た人たちがまた伊仙町に行ってみたいと、このように思ういい機会じゃないかと思えます。まだ、どんどんあむとうのほうも活用していただきたいと思えます。

9月、10月はこのように埋まっておりますけど、今後の予約状況また年末にかけて、あむとうの動きがわかれば教えていただきたいと思えます。

○企画課長（池田俊博君）

あむとうの管理のほうはNPOいせん1・1のほうに委託してございます関係上、今現在私のほうのところでは予約状況等は把握している状況ではございませんので、また確認次第連絡できるような態勢を作りたいと思えます。

○1番（平 博人君）

ありがとうございます。

先ほどからありますけど、今後の地方総合戦略この辺も深めまして、本当に町にいかにして人を呼び込むか、このようなことは今後伊仙町の課題だと考えておりますので、我々もですけど、執行部の皆さんも一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

それでは、私の一般質問はこれで終了させていただきます。

○議長（琉 理人君）

これで、平 博人君の一般質問を終了します。

次に、美山 保君の一般質問を許します。

○5番（美山 保君）

おはようございます。台風災害に遭われた方々に心からお悔やみ申し上げます。

9月議会一般質問の通告どおり、第3回定例会において、町民の声として一般質問を行います。答弁者の明快なる答弁を期待します。

1、徳之島農業高等学校跡地利用について、①これまで徳之島農業高等学校の一部跡地が県より譲渡されてから、教育委員会部局・歴史民俗資料館の移転以来、効果的な活用がなされていない状況にあります。本町議会においても、県議会改選前の平成23年度と平成26年度の奄美群島市町村議会議員大会において、徳之島農業高等学校跡地に大島養護学校の設置についての要望を行い、いずれも改選に伴い審議未了廃案となっている。今後、要望書の趣旨を踏まえて、農高跡地の利用について、町執行部と改めて協議する必要があると考えるが、これまでの要望書の趣旨について町としてどのような捉え方をしているか、見解を問う。

②農業高等学校跡地利用について、農業高校が所有していたビニールハウスの施設や農場、加工作業施設を利用した農業研修センターの創設について検討できないか。同センターの創設に向けて計画を進めることで、徳之島用水事業における水を利用した農作物の研修や特別支援を必要としている児童の就労支援にもつながることが期待され、いずれも町民所得の向上に寄与するものと考えますが、町長の見解はどうか。

2、古里集落海岸の砂流出について、古里集落の海岸においては、台風のたびごとに砂が東面縄の海岸方面へ飛ばされており、また突堤の基礎が洗掘されたり、岩礁が波に洗われてむき出しになり、さらには消波ブロックが沈下するなど、さまざまな被害を受けている。古里集落の海岸においては、毎年ウミガメの産卵が確認されており、環境的にも安全な場所であるということは生物が証明しています。また、古里集落の皆様からも砂の流出を防止していただきたいとの要望があります。

そこで、今後、砂流出防止策として、海岸事業で国や県に補助事業で突堤や離岸堤を建設することを協議することはできないか、伺う。

1回目の質問を終わります。2回目からは自席において質問します。

○町長（大久保明君）

美山議員の質問にお答えしてまいります。

農業高校の跡地については、協議会を設立いたしまして、歴史民俗資料館、教育委員会が移設ということで決定しております。その後に関しましては、再開してない状況でありますので、教育委員会と協議をして、今後県の動向などを見ながら、再開をしていく必要があると思います。

この養護学校に関しましては、県のほうと過去何回か要望書を含めて要望してきている中で、県のほうはいろいろな理由、例えば生徒さんが少ないとか、教職員を配置しなければいけない等、いろいろ施設が開所しなければいけないなど話をしていますので、今後は新しい協議会の中でいろいろ議論をしていかなければなりません。

2番目の質問で、ビニールハウスなどの活用なども出ておりますので、鹿児島県教育委員会といろいろ協議をしていく中で、大きな前進がない場合は、町としては先ほど申し上げた民間資金の活用などをして、町が今後フリーハンドでいろいろできるように、もうできると思いますので、ただ、校舎の半分は徳之島高校の管理になりますので、その辺の徳之島高校の今後の計画なども明確に確認しながらやっていかなければいけないと思っております。

○5番（美山 保君）

町長から答弁いただきましたけども、この徳之島農業高校跡地は、これは社会教育課が事務局を持っているのでしょうか。

○社会教育課長（明 勝良君）

ただいまの美山議員の質問にお答えをいたします。

平成26年までは、農業高校跡地利用検討会という組織がございまして、企画課のほうで担当していたんですが、平成26年度以降に関しまして、教育委員会ということで、特に譲渡関係の手続等を含めて、県の教育委員会との話し合い等もございましたので、教育委員会のほうに今現在は事務局がございまして。

以上です。

○5番（美山 保君）

今、社会教育が一応担当しているということで、この譲渡した建物、面積、そういうのは幾らになっているか、示していただきたいと思っております。

○社会教育課長（明 勝良君）

平成25年5月1日に、県のほうから伊仙町のほうに農業高校跡地に関しまして一部無償譲渡ということで契約が成立いたしております。面積につきましては、土地のほうが2万1,060m²、建物のほうが5,624m²ということで、お尋ねの美山議員のほうにも資料を一応お渡ししてございますが、現在、徳之島高校と伊仙町の譲渡分につきましては、金網のフェンスで区切りをされた状況で区画がなされております。

建物につきましては、現在の歴史民俗資料館の使用をしている4階建ての校舎と、あと西側、現在、教育委員会部局等がございまして建物、前後3つの棟、あと駐輪場、体育館、武道館、グラウン

ド、テニスコート、そして弓道場の敷地が、現在伊仙町のものとして譲渡されている状況です。

以上です。

○5番（美山 保君）

今聞いたところでは、4階建て校舎、そして今民俗資料館のある施設、そしてグラウンド、この図を見れば、屋内運動場、道場、それとか今教育委員会のある施設、そういうところが譲渡をされておりまして。そして、今度はその東側そしてまた西側の施設については譲渡をされていないと、そういうことで、今後、農業研修センターを要望して設置するに当たり、その東側、西側の土地、そしてビニールハウス、いろいろな施設がありますけれども、そういうのを廃止して、東側は撤去したりしなければいけないでしょう。西側のハウスは、今マンゴーを中に植えてみたり、いろいろ使っているようでございます。徳之島高校とも協議をし、県の教育委員会とも協議をし、そしてその活用ができないかということ。

それと、今、中山にも結構大きな圃場があり、義名山の運動場の下のほうにも土地があります。そういう土地についても無償譲渡できるのであればそういうことをして、農業研修センター、結局は、今後農業研修センターとして使えるようなことを町で無償譲渡できないかどうか。

○町長（大久保明君）

フェンスがありますけれども、今いろいろ地方創生の中でも産学官の連携ということがかなり強調されておりまして。そして、また、高校ではなくて大学が、先ほど出ましたけれども、この夏休みに相当数の大学が徳之島にも来ております。4つの大学が来て、観光連盟とのいろいろな協議会などが出ております。

要するに、大学はこれから地域貢献しないと予算が削られていくという状況で、初めて大学も地域と協力していこうという流れが出てまいりました。それは、高校教育においても、そういった過去の、例えば県立高校であるから、しかし徳之島農業高校の時代にはいろいろ野菜を作って販売したり、豚みそを販売したりしていたわけでありまして、今後、そのようなことを、要するにあのフェンスは必要であるかないかということです。あれ、本当に、何か冷たい壁ですよ。

同じ校舎をあのフェンスで何のために区切りしたのか、あれはないほうがいいんじゃないかと思っておりますので、そういう、これは、それこそ、やはり地元の高校と地元が協力していくと、徳之島高校は徳之島農業高校の歴史と伝統を引き継ぐと当初明文化されているわけでありまして、それを復活させるためにも、伊仙町が島の農業発展のために、美山議員の話しているような共同活用などを、むしろ管理も含めて協力していったほうが有効活用できるような気はいたしておりますので、研修センターを、農業総合開発センターの中にもありますけれども、より有効に生かしていったってその価値を高めていくためにも、美山議員のこの意向を県と交渉はしていきたいと思っております。

○5番（美山 保君）

町長からもお話がありましたけれども、農業試験場や改良普及所の職員の協力を得て、町の経済課が音頭をとり農業研修センターを設置して、町民が農業研修をして野菜を作ったりいろんな作物を

作ったり、農家の所得を上げることが大事だろうとこのように思います。そして、県営農業研修センターの設置を陳情はできないのか。

そして、また今現在ある農場、中山の農場、結構大きいんですよね、6反ぐらいあります。

少なくとも1町2反ぐらいはあると思います。

そういう圃場を町が譲り受けて、そして、農業研修センターの職員を使って、試験場や普及所そして農家の皆さんと一緒に研修ができる、そして作物植えつけができる、そしてまた徳之島用水が来れば、その水を活用した農業ができる体制が作れないのか、そして県のほうにそういうことを陳情して対応することはできないのか。よろしく。

○経済課長（上木義一君）

美山議員の質問にお答えします。

私どもとしても、美山議員のおっしゃるとおりだと思います。なぜかといいますと、まだ青年給付金をもらっている皆さんも同業の技術支援とかそういう要望が非常に多くて、一日でも早くセンターが立ち上げられたらいいかなと考えております。

そういうことで、今後、①に、改正に伴い審議、廃案となっているということですので、経済課としても今後農業センターの創設ができるように検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○5番（美山 保君）

今、経済課長からも意見がありましたとおり、本当に町民のために町民のための政治、農業をするように。そして、今、徳之島用水が、ほんとに散水されるのがもう間近になってきました。

そうして、その水が来た後に何とか作物をみんなが作れるようなことを考えて、町民のために頑張っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（琉 理人君）

よろしいですか。それでは、2番目の古里集落海岸の砂流出についての答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

美山議員の質問にお答えいたします。

ここも先般見てまいりましたが、古里の砂が減ってきたと。ウミガメの件で関係者もちょっと困っているというふうな話などを聞いておりますので、県との交渉等含めて、担当課長のほうから答弁をしていただきます。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問に対して町長の答弁にちょっと補足してみたいと思います。

この砂浜がなくなっているというのは、全国的な現象であるようです。これはインターネットで調べたことなんですが、毎年160haぐらいの砂浜が消えていっているということであるんですが、現状を調査して、こういう対策はどのようにするのかっていうのを検討しながら、国、県と話し合っていきたいと思います。

ただ、ウミガメ保護のためのこういう対策っていうのは余り数が少ないっていうこと、この海岸事業でこういうのを対応するしかないかなと思っているところでもあります。

以上です。

○5番（美山 保君）

これ、ウミガメだけじゃなくて、結局は砂が移動するということは、面縄港の船だまり場、あそこにも砂がたまっているんですが、結局は古里の砂が移動して船揚げ場の前のあたり、浚渫した船着き場に砂がたまる、そうした場合にどうしても浚渫船を持ってきて大がかりに掘削をしなければ対応ができないとそういうことになります。

ただ、ウミガメというのは、ウミガメがそこに寄りますよということをお話だけで、実際に突堤がもう西側は満杯にたまって、東側は本当に岩盤が見えるんです、基礎が見えて、そういう状態で、台風の度に砂が移動していると、流れていると、そうすることによって消波工ブロックが沈下したりいろいろしております。そういうことで、集落からもいろいろ砂の止まる方法はないんだろうかということをお話されております。そういうことがあって、集落が、大きな災害でも来たら、消波工が飛び、防波堤が飛び、そして集落自体が災害を受けるということをお話されております。

そういうことで、県の港湾課に、一応、とりあえず土木出張所の港湾担当に相談をし、そしてどうしてこの砂がとめられるかを聞いて、そしてあと離岸堤とか突堤を建設することになるかどうかのように思いますけども、その県の出張所、県の港湾課あたりにちゃんと要望していけるのかどうか、お願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

県の徳之島事務所の港湾河川港湾係と今の話の古里のところ、見たりしているんですが、もうちょっと詰めた意味で、今、美山議員からありましたように対策等を考えていきたいと思えます。

○5番（美山 保君）

建設課長が、一応、県の土木港湾係、河川港湾係、そして県のほうに行くということでございますので、そういうことを踏まえて、集落の皆さんにも、一応、質問ではこういうことになりましたということをお報告したいとこのように思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、美山 保君の一般質問を終了します。

次に、美島盛秀君の一般質問を許します。

○14番（美島盛秀君）

おはようございます。美島盛秀でございます。第3回定例会において、議長のほうからただいま一般質問の許可がございましたので、質問をいたします。

地方創生とは一体どういうことだろうかという町民の不安な考え方のほうが多いのではないかと思います。このことに関しましては、いろいろと説明等もありますけれども、急激な日本の人口

減少問題、いわゆる少子高齢化が言われております。このことは二、三十年前から言われていたことでありますが、しかしながら余りに気にされないということもありました。今は、地方消滅とさえ言われるようになったわけであります。

地方総合戦略、まち・ひと・しごと創生の策定は、執行部と議会が車の両輪となって推進していかなければなりません。ともすれば、我が伊仙町においては、首長主義的考えで議会は追認機関でしかなかったかのように考えられることもあります。地方版総合戦略、いわゆる伊仙町総合戦略の策定やその効果検証に十分な審議を行い、議会としての責務をしっかりと果たしていかなければなりません。先ほど来、同僚議員のほうからも一般質問がありましたけれども、こういうことも含めてこれも地方創生の議論の一つではないかなという感じをいたしております。

平成27年度集落座談会の意見や要望をしっかりと受けとめて、町民の声が反映できる、町民が期待できる議会を目指してまいります。今回の集落座談会への住民の参加者が19集落、377名でありました。今後、さらに多くの町民の皆さんが参加をされて活発な話し合いができますようお願いをいたします。先日は、議会から委員長報告としてありましたけれども、今後は議会報告等ができるように、議会改革にも努めていかなければなりません。住民から信頼される議会を目指して頑張っていく所存であります。今後とも議会に対するご理解とご協力を心からお願い申し上げ、質問をいたしていきます。執行部の明快なる答弁をお願いいたします。

それでは、通告順に従って質問をいたします。

まず、国が進める地方創生についてであります。地方版総合戦略の策定が求められております。伊仙町におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略策定状況について具体的にお尋ねをいたします。また、地方創生に関する事業申請、4月に対策本部ができたわけでありますけれども、それからの経緯、どのような現状なのか、交付決定に至るまでの計画についてもお尋ねをいたします。

2番目に、農業振興計画についてであります。先ほど農業高校跡地利用についての質問等もありますけれども、この農業振興におきましては私もずっと質問等してまいりました。

しかしながら、なかなか所得が上がらないということ等も含めて、やはり執行部は謙虚に議会の一般質問等、町民の声を反映できる体制づくりをしていただきたい、このことを申し上げて農業振興計画についての質問をいたします。

本年3月、伊仙町農業振興計画、平成27年から31年でありますが、農業振興を中心とした産業が立ち上がるまちを理念に策定されております。私もその委員の一人でありましたので、良かったというふうに思っております。本町は、農業立町であり、農業生産額の95.6%が基幹3品目、サトウキビ、肉用牛、バレイショであります。今後、農業生産額50億円達成を実現するためには、農業施策への取り組みが優先されなければなりません。そこで、計画の再確認と推進のために、農業振興戦略会議、これは私が提案したことでありますけれども、委員を中心としたオール伊仙町でこういうことに取り組んではどうかということをお願いして、そして会議を立ち上げるということが盛り込まれておりますけれども、今後の計画についてお尋ねをいたします。その農業振興戦略会議が立

ち上がっているのか、お尋ねをするものであります。

次に、本町は群島内で最大の耕地面積がありながら、平成12年度以降農業従事者は30%も減少しているという結果が出ております。農業生産額も平成23年度以降極端に減少しておりますが、その原因についてどう捉えているのか、また今後どう進めているのか、検証しているか、お尋ねをするものであります。

次に、基幹3品目の、サトウキビ、畜産、バレイショの実績について、サトウキビの平成26年、27年産の実績、また平成27年、28年度産の見込み、畜産の平成25年度と26年の販売実績、27年との比較、バレイショの平成25年、26年の出荷実績等をお尋ねするものであります。

次に、さとうきび部会の担当員制度廃止が決まっております、今後の計画並びに今期夏植えの目標は達成できるのかどうか、また糖業部会においては、この役員の改選に伴い総会を持つということになっておりますので、その流れ等についてもお尋ねをいたしたいと思います。

農地中間管理機構、人・農地プランの制度の現状についてお尋ねをいたします。

この人・農地プラン制度の現状につきましては、現在どのような状況に置かれているのか、問うものであります。また、ハーベスター機能向上の促進やプランターの導入状況をこの農業振興計画策定の中に盛り込んでおりますけれども、今後どのような事業の進行をしていくのか、お尋ねをいたします。

次に、大きな3番目といたしまして、自助・共助・公助にということについてでありますけれども、私はこの自助・共助・公助につきましては、この国が進める地方創生、このことこそが自助・共助・公助なくしては進んでいかないと思っておりますので、地方創生の目的を達成するための施策にこれが生かされているのかどうか、今、伊仙町に多くあるあらゆる問題点、このようなことの解決をしていく、伊仙町がもっともっと発展していけるためにも、私は、先ほどから住民自治という言葉はよく出ておりますけれども、このようなことに関して町長は客観的にどう受けとめ、今後どのように施策を進めていくのか、お尋ねをするものであります。

これで、1回目の質問を終わります。

○町長（大久保明君）

美島議員の質問にお答えをしてみたいです。

地方創生に対しまして、町民の方々はほんとはよく理解できてないと思います。町内の集落の19カ所で開催をいたしまして、今377人、もっといたと思いますけれども、450人ぐらいでしたけれども。このことを説明いたしまして、担当のほうからプロジェクターを使って各集落で説明をしました。

それは、住民がそのことを理解しなければ行政とコンサルタントだけで勝手に策定しても、それは現実と現場の声が反映されない場合が出て、こういったかたちの説明会でございました。

説明会で昨日資料を配付しましたがけれども、要望の時間を設けましたら、そちらのほうにほとんど質問が集中いたしまして、地方創生に関して、危機感を含めて、まだまだ十分に理解されている

とは思っておりません。議会のほうも、また住民と報告会などを含めて、車の両輪としてやっていかなければいけないと思います。

詳細については企画課長のほうから答弁をしていただきます。

今後、その理解も含めて、今コンサルタントと協議して、いろんな情報を集めて考えているのを、各種団体の代表者など、また議会の代表者などを含めたかたちでの最終的な取りまとめをしていかなければならないと思っております。

以上です。

○企画課長（池田俊博君）

美島議員の質問に、町長の補足をいたしたいと思えます。

今現在の現状を申し上げますと、人口ビジョンに関しましては、当町の地方創生にかかわるあらゆる統計資料、数値を分析していただいて、2060年の人口形態を推計してもらっている段階であります。総合戦略の策定作業に関しましては、推進会議を2回開催し、委託業者である南西活性化センターと、昨年度計画策定した第5次伊仙町総合計画等各種計画から総合戦略の中心となり得る施策を拾い上げ、推進会議及びプロジェクトチームの会議のたたき台となる原案を作成していただいているところでございます。

これから、各分野におけるプロジェクトチーム会議、推進会議を開催し、具体的な内容を決定していく予定としております。さらに、産官学金言労による有識者会議を開催すべくメンバーの選定作業に取り組んでいるところであり、早期の有識者会議の開催を検討しております。

これらの作業を経て、総合戦略の作成ができるものと思えます。

さらに、今、計画策定期間について10月を目途としておりましたが、これは国の追加事業、追加募集に絡み10月までに計画がされてないと追加の事業が得られないということで早目の策定を目指しておりましたが、採択に当たりまして効果、目標数値の確定とハードルが高いタイプの事業と先駆的な事業、モデル的な事業を推進していくタイプ1の事業があり、今回は平議員の質問の中で少し触れたんですが、CCRC構想、生涯活躍のまちということを目指して、このタイプ2のほうの事業に申請することとしました。

このCCRC構想事業の概要としましては、伊仙町は長寿子宝日本一のまちとして知られていますが、人口の減少が大きいことが背景にあり、赤ちゃんからお年寄りまで健康で安心して暮らせるまちづくりのため、組織横断の地域包括ケアシステムを確立し、集落の活性化、島外からの交流、移住機会に生かしたいということを目指しております。

事業の内容としましては、4点ほどございます。集落住民と移住対象者のニーズを調査、分析し、地域包括ケアシステムを核としたコンパクトビレッジに必要な要件を明確にすること。

2番目として、地域住民との交流や組織横断の健康増進プログラム等活用で、生活の質の向上が体験できる移住のモデル事業を実施する。その延長として、地域移住等の伊仙町版CCRCへ発展させていくこと。さらに、3つ目として、ICTを活用した人材育成を行い、健康長寿や生活の質

向上を目指すとともに、さまざまな職種の人材拡充により地方創生に結びつける。

4番目として、コンパクトビレッジを連携した地域包括ケアシステムの運用及び小規模校連携に活用する、バス等の購入ができればいいということで、この事業に申請することとし、この事業の計画と作成に少し物理的に時間を要した結果、今回策定期限を12月に遅らせるということにしております。

この件に関しても、県のほうとの協議のほうもありまして確認済みでございますが、事業進行については影響がないということでございます。

あと、総合戦略策定後の事業申請、交付決定、事業実施となるわけでありましたが、現在、会議において詳細な工程が示されていないのが現状であります。そこで、昨年度の先行型の事業決定に沿う形となるものと思われ、総合戦略に掲示をされた事業はもう確定しておりますので、県との協議を通じ、国に申請、交付決定を受け、予算執行となるものと思われま。申請から予算執行のほうには一月ぐらい、結構早い時期に時間的にできるものと思われま。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今、企画課長のほうから説明がありましたけれども、60年度の人口ビジョンに考えながら事業を検討していくということで、南西活性化センターですか、これに委託をするということでありまして、よく出てくるCCRCという事業の中で4件の事業を計画しているということでもありますけれども、10月までは間に合わない、12月に策定を完了して事業申請をするということでもありますけれども。

国のこの地方創生における予算も1,115億と思えますけれども、事業ベースで2,300億ぐらいになると思えますけれども、そういうような、これは2分の1補助だと思えます。

ですから、このことに対してどれぐらいの、この南西活性化センターとの委託した事業内容で予算的にどれぐらいを考えているのか、お尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

この事業の内容にもよるものと思われまますが、多分、先行型の事業のほうでも交付の金額として市町村割と頭割みたいなやつと、あとは事業の内容割みたいなので多分分割されてくるものと思われて、それがどれぐらいになるかというのはちょっと今のところ検討はつかないんですが、できる限りその地方創生に役立つためにはその事業の量を増やせるような努力はしてまいりたいと思いま。

○14番（美島盛秀君）

今までもいろいろ事業の申請をすれば補助金、助成金の活用ができたわけでもありますけれども、この地方創生、私は期待をしていたんですけれども、100%あるいは80%以上の補助率じゃないかなという期待をしていたんですけれども、あけてみれば2分の1、全国で1,115億2,000万ということでもありますので、大してその効果が出せる事業ができるのかなと、地方創生、地方創生と騒いでい

るけれども、できるかなということがありますので、ぜひこの南西活性化センターなる委託業者と真剣に取り組んでこの事業効果が出せるように話し合いを進めていただきたいと思いますし、また先ほども言いましたように、町民にしっかりと知らしめて、どういうことをやっていくのか、どういうふうにすればいいのかということを、町民サイドとも話し合いを真剣な形で取り組んでいただきたいということでもありますけれども。これはモデル事業として申請をするわけでもありますので、この事業だけが一方通行になって、この4件の事業だけにその予算が集中しないように、他にも農業振興とかあるいは、いろんな面で多方面にこの地方創生というのは、生かされていかなければなりませんので、この4事業以外にどのような事業が考えられるのか、お尋ねをいたします。

○企画課長（池田俊博君）

今、私が申し上げましたこのCCRC事業という事業に関しては、平成26年度の国の補正予算に関して二次募集があったということで、そこに上限5,000万円枠ということでこの事業を申請したということであり、地方総合戦略のほうに事業の計画を計上するものに関しては、あらゆる地方創生に関連する事業をこれから各課分野別に取り上げてまいりたいと思います。

そのときには、また住民へのアンケート調査等も予定しておりますので、そのときにはまた議会の皆様との意見の交換をしながら策定をしていきたいと思っております。

○14番（美島盛秀君）

町民の皆さんは期待をしながらもどういう事業なのかなと不安もあると思いますので、しっかりと住民に説明をし、また私たち議会にも報告等をして、しっかりと本当の意味で執行部と議会が車の両輪の役割が果たせる事業を進めていただきたいと思いますと思っております。

次に、農業振興計画についてお願いいたします。

○議長（琉理人君）

もう1番の地方創生については、これでよろしいですね。

それでは、地方創生についての最終の答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

今、企画課長の答弁、先ほど予算の問題がありましたけれども、これ各市町村、県との、国との交渉のときに、もうほとんどがこれ話全然違うじゃないかというふうなことで質問をいたしまして、先般、東京のほうで鹿児島県の町村会の研修に行ったとき、参事官を講師として招いていったときの情報では、要するに、最初地方創生を持ち出した、国が言ったときに、5年間で3兆円という予算を組むということでありました。それにみんな期待したわけでありました。

この前、県の企画部長とも確認しましたがけれども、地方財政計画に1兆円の予算があるわけですがけれども、その予算を今後活用していくことになるだろうということで、要するに、石破大臣も申し上げていたのは、地域間競争だと、知恵の出ず競争だというふうな表現がずっとありました。

地域間競争を煽ったという批判もありましたけれども、これは継続事業とかそういうことには一切活用できない事業を計画の中に入れることになるんですけれども、そのCCRCをなぜ強力で推

進していくかっていうことは、モデル地区を全国で5カ所選定すると国は発表していますので、離島版CCRCは何としても伊仙町で獲得していこうということでもありますので、先ほどもう難しい言葉があったんですけども、地域包括ケアシステムというのは、まさに先ほど美島議員が話した地域の自助・公助・共助であります。これは、高齢者が今さわやかサロンというかたちで、各集落でもだいぶ盛り上がってきています。あそこで、介護者がさらに元気になりながら子供たちも含めて、包括というのは地域全体でみんな介護をしていこうということでもあります。CCRCの一番の目的は、元気な日本版CCRCは、都会にある出身者でも元気な方々を地方に移住してもらって、そしてそこで生産を行うということでもあります。その中に盛り込んでいくのは、農業をしてもらおうと、都会で今まで公務員であった方が、土地とか住むところがあれば、菜園という形ぐらいしかないと思いますけれども、そういった生産をしていかせるような離島版CCRCを目指していきたいと思いますので、そして予算は、どういうことかと簡単に言いますと、こんだけしかありませんよと言ったときに、諦めた自治体はもうそれだけしか来ないということだと私は国の方々に確認したら、地域間競争とはそういうことでしょうかということですから、議会の方々もそういうつもりで一緒になってこのモデル地区に選定されるようにお願いしたいと思います。

○議長（琉 理人君）

農業振興についての答弁は午後に回したいと思います。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時05分

○事務局長（佐平勝秀君）

午後の会議を始める前に、1番、平議員の住宅の申請状況、町内町外について建設課長が調べてきてあるみたいですので、本会議始まる前に建設課長から答弁していただいて、本会議を再開したいと思います。

あと携帯電話のチェックをよろしくお願いします。

傍聴されている方に申し上げます。携帯電話のチェックをよろしくお願ひいたします。

○議長（琉 理人君）

それでは建設課のほうから答弁をお願いします。

○建設課長（中熊俊也君）

平議員の町内待機者、町外待機者は何人いるかということだったんですが、待機者は49人と平議員は話していたんですけど42人が正解で、あと町内の希望者が34人、町外が8人です。

以上です。大変失礼しました。

○議長（琉 理人君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、農業振興についての答弁をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

美島議員の農業振興計画についての答弁をいたしたいと思います。

伊仙町は、農業を中心とした農業立町であります。細かい答弁は課長のほうから答弁をしていただきますけども、今回この伊仙町農業振興計画が5年間の計画でございます。

強く高付加価値のある伊仙町農業の構築に向けてということで、過去にこういうかたちで町の代表の方々、議会の代表、農業の代表者たちを集めて、しっかりと議論した中で相当現実味のある計画書ができたと思っております。

内容的には、農家の方々の具体的なヒアリングを行った中でのこの計画書であります。

この中の最大のテーマは、農業生産額50億をいかにして達成するかということが盛り込まれておりますので、これを美島議員が質問の中で農業振興戦略会議等を開いて、毎年そういうことする必要があるので、そのような会議が必要だということ、それはやっていくようにしていきたいと思っております。

○経済課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えします。

2番の農業振興についてですけど、①から補足説明をいたします。農業振興戦略会議を組織することになっているが、今後の計画について問うということですけどお答えします。

農業振興戦略会議とは、昨年度策定した伊仙町農業振興計画において、計画推進のための組織として設立をうたったものであります。内容としては、新規品目の選定と町農業全般に関して多角的に検討し、戦略的な議論をするものであります。また、農業振興計画の立案、推進、評価、改善、見直しをする組織でもあります。

具体的に、メンバーの選定は振興計画の策定委員の中から絞り込む予定であります。

開催頻度につきましては、3カ月に1回程度を決定したいと思います。

今年度の日程としましては、10月、12月、2月と3回にわたって開催をしたいと考えております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

町長のほうとしても、以前にも一般質問を通して考え方をただしたことがありますけれども、伊仙町は農業立町であるということを再度町長は表明をしております。

また今、課長のほうからこの農業振興戦略会議の立ち上げに準備をしているということでありまして、4月からもう何カ月ですか、5カ月経っております。今年の計画に沿って、早目にこの会議を立ち上げて、この計画に沿って進めていけばいいかということ等、オール伊仙町的な感覚で取り組んでいかなければ私は50億達成には程遠いのではないかと、道半ばでないかと思っておりますので、ぜひ早急に立ち上げて事業の推進等に役立てていただきたいと思っております。

その中で地方創生農業支援整備計画策定事業ですか、となるものが当初予算であったと思うんで

すけれども、この事業の推進に当たってこういう予算等の利用、活用等がありましたらお尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

地方創生の繰越予算として700万円計上してあります。そういうことで、若干戦略会議の開催が遅れたのは、その地方創生との絡みがありまして、現在検討しているのは美山議員からの質問がありました農業支援センターですね、当初はその当時は診療所跡地を利用するというものでありましたので、今そういうかたちで進めているわけでございますけど、今後はまた農高跡地も廃案になったということでその検討もしながら、あと新規品目、J-GAPですね、あとヘルパー制度は畜産と、それとまた高齢者に伴うサトウキビ、いろんな多目的にそういう作業受託ができる組織的な立ち上げができないかというのもこの戦略会議等の中で検討して、実施ができるように進めていきたいとそうように考えております。

○14番（美島盛秀君）

今地方創生の時代と言われておりますので、こういう事業等も、これ26年度の繰越ということでありますけれども700万、こういう整備計画事業もありますので、今後これに沿って計画をして事業を提案していく。そうした場合に、今後この予算の増額、恐らく今言われた農業研修センター等をこれから作っていく、立ち上げていくということになれば、これぐらいの予算では私は到底無理があるだろうと。

診療所跡の増改築等ともなれば、相当な予算等が考えられるわけですけども、今後この地方創生におけるこういう事業策定の中で申請をしていけば可能性があるのかどうか、お尋ねをいたします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

今企画課長からの答弁がありましたように、その地方創生の各種事業に向けて今どの事業を申請するかというのを、経済課の中でも補佐、係長級、主管で今議論しながら一番いい事業を導入したいと考えております。

○14番（美島盛秀君）

町長も農業立町ということを言いきっておりますので、ぜひ私普段から足元を見直さないと、この農業をなくして伊仙町の発展はないよ、ということ常日ごろ言ってきたつもりでありますけれども、やはりこの農業振興においてはこういう予算措置など、財源の少ない我が町でありますのでぜひ地方創生にもこういう補助事業を取り入れられるように取り組んでいただきたいと思います。

そして、農業振興戦略会議を早く立ち上げて、この中で議論をしながら将来の伊仙町の農業をしっかり確立できていけばいい、50億達成ができると思いますので、ぜひ早急な農業振興戦略会議を立ち上げられるようお願いをいたします。

これで1番目は終わります。

次、2番目をお願いします。

○議長（琉 理人君）

それでは、2番目の②の答弁をお願いいたします。

○町長（大久保明君）

農家戸数の減、農業生産額が減になっていると。その原因についていろいろ要因があると思えますけれども、1つはやはりこのような農業振興計画をしっかりと立てて、それを着実に実現、行動していくということは今足りなかったとは思っております。

また、いろいろ台風等は、これは今までなかったような台風が来たことなども、サトウキビを中心に思うように農業生産額が伸びなかった状況だと思います。

詳しくは、また課長のほうから答弁をしていただきますけれども、美島議員が申し上げるとおり3つの品目を中心にやっています。その中で、努力をしたらかなり伸びるだろうと思うのはやっばキビの単収アップだと思っておりますので、それを全てのキビ畑の単収が上がるようになるためにはどうしたらいいかなども、あらゆる団体等との協議をして進めていくことが重要ではないかと思っております。

また、先ほど美山議員が話したように、徳之島ダムの水管理組合が立ち上がりましてけれども、過去の伊仙町の県営畑総の水管理組合を、私は今その理事長をしていますけれども、それを徹底して検証して、それをただしていくという作業を、これは避けて通れない状況だとも思っておりますので、その中で出た結論、課題をしっかりと見極めて分析して、それを今後の徳之島ダムの水管理組合にも給付と負担との、給付というか農業生産額と自ら負担すべきところは負担していくと、いうことを徹底して農家の方々と理解をしていくということなどが重要ではないかとも思っております。

昨日も話があったように、いろいろハウスを有効利用していくと、奄振のソフト事業でハウスを多くの農家の方々が作れるようにするためにはどういった補助事業、そして貸付金を活用したりするなどやっていくということなど、また沖永良部においては農業共済の加入率が非常に高いわけがありますので、今回伊仙町のほうも40%近くまで今加入していますけれども、こういうふうにしてセーフティネットなどをしっかりと作り出していくということも、台風災害は必ず来ますので、そういったことなども多くの農家の方々に理解をしていただくと。

ちょっと話が長くなりますけれども、バレイショに関しましては今農産物輸送コスト事業がある中で共販率が非常に低い状況でありますので、これをいかに多くの農家の方々が活用できるためにはどうしたらいいかなどもいろいろ質すべき点は質していきながら、また新しい品目をどうしたら導入できるかなども検討しながら、農業研修センターなどがこれは必ずつくり上げて、遠い将来の島の農業のためにも後継者、人材をいかに育成していくかなどは全力で取り組んでいけば、50億ということは十分可能だというふうに考えております。

○経済課長（上木義一君）

美島議員の②についてお答えします。

平成12年度以降、農業従事者は30%も減少している。農業生産額も平成23年度以降極端に減少しているが、原因について検証しているかということですが、お答えします。

原因については、農業従事者のまた減少について、町の人口のほうも相当の割合で減少しているということと、あと想定外の台風災害が発生したということも考える。しかし、農業従事者の60%以上が65歳以上、若手の農業従事者を増やす取り組みは今後最重要ではないかと考えています。

また、新規就農支援青年就農給付金、担い手育成支援対策として人・農地プラン中間管理事業などや農業支援センターの整備等で農業従事者増加施策を積極的に講じていきたいと考えております。

農業生産額の減少については、子牛価格の高値安定で畜産部門は右上がりの状況であります、サトウキビに関しては23年度以降病害虫の発生、自然災害、台風、干ばつ等相次いだため、生産額は減少をしています。

バレイショに関しても、24、25は価格の低迷、26年度は12月から1月にかけての冬場の干ばつ等により単収が減となったために、また生産額も減少したものと考えられます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

農業従事者の減少、また農業生産額の減少、このことについては町長のほうも、要因としては計画的にこの事業が進められなかったという反省の念もあるような気がいたします。

その上で、今課長からその原因等についての説明がありましたけれども、町の人口減少とかあるいは高齢化とかいうこと、これはもう日頃から言われていること、想定されていることでもあります。

そういう中で、自然災害とかあるいは病害虫が発生したとか、これはその言いわけにしか過ぎない、いい言いわけをつくっているなというふうにしかなれない。今町長も計画的にできなかったということがありましたけれど、やはりこういうのに災害があったからとか、あるいは高齢化が進んだからとか人口減少があったからでなくて、こうなった場合にどうするんだというやはり危機的な状況を想定しながらこの計画を進めていくというのが、私本当の農業振興計画ではないかと思っておりますので、ぜひそういうことを反省の上に立って、さっき言いました農業振興戦略会議の中でこういうことも議論をしていただきたい。

なかなか町民と執行部、あるいは執行部と議会、私は距離があり過ぎると思っておりますので、やはり距離を縮めるということは本当にオール伊仙町的な感覚で話し合いをしていく、いろいろ議論をして重ねていくということが大事だろうと思っておりますので、ぜひこの点を考慮して今後取り組んでいっていただきたいと思っております。

それはそれにして、私はこの農業生産額を上げていくためには、やはり今後は値段を上げていく、サトウキビももう20数年、反当り品質取引になって変わってない。

その中で、今民間が進めている制度補助当たりでは糖度に関係なく2万2,000円とか、あるいは聞いている話ではかんかんファームは2万5,000円で買っているとかいう話も聞いております。

そういう民間競争力とよく町長は言いますが、南西糖業は国からの補助金をもらって買付

をしている。そこらあたりもやはり、これからの政治的交渉の中で単価アップということも考えていかなければならないのではないかなという思い等もしますので、ぜひそこらあたりも考えながら農業振興には取り組んでいただきたい。

さらには、化学肥料とかあるいは除草剤だとかあるいは薬剤、こういうのも相当高いです。

こういうことに対する奄振予算をもっと利活用しやすく、農家へ還元できるような予算措置等に取り組んでいただきたいんですけど、そこらあたりの町長の考えを今後どのように進めていくのかお尋ねをいたします。

○町長（大久保明君）

トン当たり今交付金が1万5,000円前後ですね、あとは市場価格が決定するんですけども、市場価格がこれから上がっていくかどうかというのは、いろんな流動的だと思いますけれども、その交付金をどうする、上げていくような要請活動ということですけども、これはまだこういうことを県とも相談したことありません。もちろん国とも相談をしたことはありませんけれども、TPPでどうなるかということなど今後まだまだ予断を許さない点もある中で、サトウキビとテンサイが守られたのは他の品目に比べて地域的に限局しているということで、それがTPPで自由化になればその地域が衰退するという事などが最大の今、戦略品目の中で5番目、最後の最後だということになっている状況があるわけですね。

ですから、そういう中であえてまたその単価、価格を上げてほしいということは現実的には難しいかもしれませんが、ただ要望とかそういう話は南西糖業だけでなく、これ交付金は国から出るわけですから、その辺のことも含めて交渉はしていきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、町長は12市町村の会長も務めております。リーダーシップを発揮して、この奄美のサトウキビの価格交渉等々努力をしていただきたい。また、今までそういうことを言ったこともないということでもありますけれども、言うことから始まらないと事は始まらないと思います。

ですから、町長のその会長というリーダーシップを十分発揮して、今後こういう交渉等にも取り組んで、何年かかろうともやってやるという気持ちをもっていただきたいと思います。

2番目についてはこれで終わります。

3番目お願いします。

○議長（琉理人君）

それでは③の答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

主要3品目の出荷状況について、担当課長の経済課長のほうから答弁をしていただきます。

○14番（美島盛秀君）

皆さんに資料を配付してありますけれども、南西糖業、農協からの資料であります。

これを私が試算をしてみたときに、サトウキビの26年27年産が2万2,994と、27年28年これ見込み

でありますけれども今年は台風、いろんな災害等も少なく、これ6月1日付の見込みでありますけれども3万9,201tという見込額が出ておりました。この差が1万6,207t、これを平均単価2万円とすると3億以上の差が出るんですよ3億円というお金が来年は伊仙町に農家のほうに入ってくる。

こういうことを考えれば、やはり農家の努力もさることながら、やっぱりこれを支援してきた去年、肥料とかあるいはサトウキビ飼料の補助とかこういうことがあって、今年来年にかけての見込みがあるものだと思いますので、こういうことをただ災害があったからとか人口減少したからとかじゃなくて、今後はこういう数字をもって説明をしていただきたい。

そうすることによって、農家にももっと真剣に取り組んでいけるとと思いますので、これは資料としていろんな場で配付もされておりますけれども、農家の皆さんはこういう余り細かいことまで目を通さないんですよ。ですから、やはりここらあたりにもっと役場のほうも行政のほうも力を入れなければいけないんじゃないかなと思っております。

3町で言えば9億近く、9億2,000万も徳之島に来年は金が今年よりも多く落ちるという試算が出ておりますので、そういうことを数字で見ながら、こうなりますよ、このようにしたらこうなりますよということをやらないと、数字が証明するんです。ですから、行政としてもしっかりと今後そういう質の向上に努めていただきたいと思っております。

それから畜産については、これはご存じのように平成25年7月から去年の6月までの売上が11億8,000万、約12億になります。そして去年の26年、これ畜産関係は7月1日から6月30日までの計算でやっているそうでありますので、去年の7月から今年の6月までが12億4,500万、1億近く今年売上は伸びていると。

また、畜産農家が減った、そして頭数も減った、その上でこれだけ1億近い売上が伸びているということは、市場の要因もあるでしょうけれども、やはりこういうことをしっかりと数字で農家にも伝えられるようなことを今後努力して、農家にも元気を出させてやる気を出させていただきたいと思っております。

それからバレイショにつきましては、先ほどもありましたけれども今年が3億1,000万ぐらい、農協の扱いがですね。日頃は9億10億、そして安値のときには、26年度は6億から7億あったということは聞いておりますけれども、26年度の半分しか今年はなかったと。

これはいろいろ個人のバイヤーがいるということで、私も農協の運営委員をしている関係上農協で聞きましたら、今年からは現場買い、畑での買い取りも検討していくと、農協も検討していくということでありますので、個人業者との競争も出てきていい結果が出てくるのではないかなと思っておりますので、注視していきたいと思っております。こういうことに関連して、今後行政としてこのような取り組みについてどう努力されるのか、また努力するのかお尋ねいたします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

非常に昨年度は、今美島議員からお話もありましたようにバレイショに関しては、非常に高騰はしたんですけど、雨不足ということで小玉傾向にあって、そして単収が上がらなかったと。

畜産に関しては、売値は高騰、いい値段で売っているんですけど、非常に経費等がかかってお金が残るのは少ない状況にあるということで、また各部会等でも畜産等に関してはその飼料作物、3町のほうで、伊仙町のほうではローズグラスにまた散水をする試験とか、ソルゴーの4種類の試験と、徳之島町ではサトウキビ、天城町ではトウモロコシの試験をしながら、その中で経費を削減しながら、そしてお金が残せるように今推進しているところでございます。

あと、今後は各分野の単収向上に関しては、サトウキビに関しては単収向上推進室を、あとまた牧議員の質問にもこれありますけど、南西糖業のほうに事務局を置いて、その中でいかにして単収を上げるかというのを推進しながら、そして各町また実証圃をしながら、伊仙町のほうには4農家を実証しながらそして反収アップをするということで、また時期的に現地で研修もしながら推進をしていきたいと考えております。

あと、先ほどから話しております支援センターですね、農家の新規就農の皆さんに対してはきめ細かな指導、支援体制をしていかないと農業での生計は厳しいという声も聞かれますので、それをまた実施に向けて推進していきたいと考えております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今後、項目ごとにいろいろ品目ごとに努力をするということでもありますけれども、先ほど町長が言いましたジャガイモの輸送コストの件、大分農協ともう1件組合に助成されたということで、予算も相当余って返納しなければならないということになったわけでもありますけれども、返納じゃなくてこれもやはり努力次第ではこの農協に出した人に、もっと輸送コスト手助けできるために、額を倍にするとか3倍にしてあげられるとか、この予算の範囲内でできる仕組み、そしてまた他の品目についてももっと額を上げて、この予算は消化ができる。予算を獲得しても、それが消化できなかったら高価出ないわけですから。そういう今後の努力も考えられるわけですけども、そこらあたり町長の輸送コスト問題についての考えをお尋ねいたします。

○町長（大久保明君）

このことはそういう議論も出ておりましたけれども、そしたら共販率の高いところと低いところではいろいろ予算はいつも変わってくるわけですね。これは生産量に関して出すわけですから、共販率の非常に低いところの農家の利益が高くなるわけですね、そうなるわけですよ。

わかりますか。

例えば、共販率が半分だとする、そしたら輸送価格は2倍農家に来るわけですね。

輸送コストの費用だけしか援助しないわけですよ。ただ輸送コストの2倍その他に補助を出すということは、これはもう財務省もどこも絶対認めないわけですから。それは1つのアイデアだとは思いますが、そういう話もありましたけれども、全く相手にはしてもらえなかったと思います。

それと、先ほどから話しているそのデータをもって数字を毎年ずっと見て、それとにらめっこしていればいろんなアイデアが出てくるというのは、これ正しい考え方だと思いますので、数字が全てでありますから、そのことは各農家の方々にも自分の畑の面積とそれから単収がどれだけあったかとか、それから今年はバレイショがどれだけ生産できたかとか、それから今後水管理組合をしっかりローテーションを守っていくためには、例えば今塩害になった場合にローテーションは1週間に1回しか畑に来ないわけですから、その場合に今議論しているのは塩害防止のためにその期間だけは従来のローテーションを守らなくて、一斉に3時間3時間ぐらいずつ分けるようにしていこうとか、これも全て数字で割り出していることになるとと思いますので、先ほど美島議員のこういうデータを大事にしていくと。いうことであれば、もっともっと目標がわかってきますので、モチベーションが上がってきますのでいい話だと思います。

それから、あえて言えば農家の方々に簿記をしっかり理解していただくことが大事だということ、県の普及センターの方々も申し上げていましたので、そういったことなども行政のほうも今まで以上にしっかりと取り組んでいかなければいけないと思いますので、また今後ともご指導よろしくお願ひしたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

輸送コストについては、もっと検討といいましょうか勉強、研修を進めていく必要があると思いますので、このことを念頭に置いて今後のこの輸送コスト問題については努力をしていただきたいと。予算の返納等がないような、農家に還元できるような予算措置をしていただきたいと思います。

これで3番目は終わります。

○議長（琉 理人君）

3番目、答弁が残っていますので。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

輸送コストの件ですけど、せんだって大島支庁のほうから町のほうに出向いていろんな指導を受けたんですが、もっとも民間の方々の理解、そして組合員の農家の方々の共通理解を持たした中で、またちょっと入り込んだ推進をしたいと考えております。

そうしないと、今非常に厳しい中での国からいただいておりますので、補助金返納となった場合が大変ですので、強く今指導をいただいておりますので、今担当のほうでまた、今回ながら非常にダブリが、こっちが高いから向こうに持っていかとか、そういうのではだめですのでちゃんとした、組合が決まったらもうその組合が固まっているわけですので、そういったところをもっと指導してちゃんとして、そうして法人を増やすように努力はしたいと考えております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今の答弁ですけれども、まずどの町村においても民間業者がいるわけですし、民間の業者の活力

と利用と活用というのは非常にいいことで、競争力が生じてくると思います。

しかしながら、伊仙町においては特に民間業者が多いような気がしまして、その中で農協とある1社しかこの支援事業を受けられなかったということになりますと何か問題がありますので、ぜひ行政側としてもこういう民間業者との話し合い、あるいは今後の指導そういうことも、農協、それから業者、行政が一体となって取り組んでいただきたいということをお願いしておきます。

次に、4番目お願いいたします。

○議長（琉理人君）

④の答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

5番に関しましては、担当のほうから説明をしていただきます。

○経済課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えいたします。

サトウキビ部会の担当員制度廃止に伴い、今後の計画並びに今期夏植えの目標は達成できるのかという質問ですがお答えします。

まず担当員制度とは、南西糖業のほうのコストでサトウキビに係る調査業務委託として、今までJAのほうに委託したもので、それで6月の1日付で廃止しということになったわけですけど、廃止に伴い今期、また夏植えに向けて関係機関がその対策として話し合いを持ちながら検討した結果、単収向上推進室を立ち上げるということで、いち早く情報提供、そうして先ほどからお話しております実証圃場や色んな作業受託班とかそういうのはできないかということで、今いろんな面で進めて推進しているわけでございます。

また、今後種子島のほうに視察等もその推進室のメンバーで行く予定で今進めております。

また、農協のほうが実施をしている押印作業等がありますけど、その中で農家のほうから申告をするわけでありまして、その中で夏植えの面積とかそういうのを把握しながら整理しているところでございます。

次に、夏植え目標面積について達成できるかということですけど、今期夏植えの目標面積としては200haで予定進めているわけですけど、8月の26日から28日にかけて南西糖業の全職員、これは徳之島3町一緒です。糖業振興会の職員による農家訪問で、あと経済課内での種苗申し込み状況から、9月4日現在で受付農家戸数が200戸、面積が84haとなっており、目標面積としては現在達成ができていない状況にあります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

担当員制度については、聞いているところによりますと、南西糖業としても人件費がかさみ過ぎている、赤字経営が続いているというようなこと等も聞いておりまして廃止したということなども聞きました。

その話し合いの結果、役場が2人、農協が2人、工場から2人、これ各町単位でこういう人員を派遣して、今までの担当員の仕事を受け持つのか、これ聞いた話でありますので確認をしたいと思います。まずその件についてお尋ねします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

先ほども説明しましたとおり、7月の2日ですれ設立をして、3町の行政にJA、南西糖業から各2名、総勢12名で今推進室の構成メンバーを立ち上げながら、この方々が担当員にかわって仕事するんじゃないで、この方が制度廃止したのに伴い早目の状況を共有したり、協議、そして早目の実施にできるように会議をしながら、そして各町に帰って糖業部会等で今度実施ができるように、単収アップにつなげるようにする会議であります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

この担当員というのは、今まではハーベスターのどこの圃場にキビがどれだけありますよとか、あるいは夏植え推進においては種苗を申し込んで、何日には準備しますから取って植えつけてくださいとか、いろんな相談員的な立場で便利だったんです。

農家さんはしょっちゅう電話をして、連携をしながら取り組んでいたんですけども、今後この制度がちょっと変わったということになれば、農家のほうとしてもなかなか厳しい点が出てくると思いますので、今後こういう計画について徹底して農家さんにも連絡をして、農家に迷惑がかからないような手だてを考えていただきたいと思います。

それと、今期夏植えの200ha目標、3町で530haだったと思いますけれども、目標達成にはほど遠いと。夏植え、全町で200haがまだ84haということで半分にも達してないわけなんですけれども、なぜこういう推進ができないのか、どういう理由があるかと考えられますか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

私もいろいろ聞くんですけども、春植えまではいろんな補助事業がありました。

ところが、春植えについてはジャガイモとかあるいはサトウキビの出荷でお金が入ってくるけども、現金が手元にあるけれども、夏植えの場合は現金が手元にない。だから現金で種苗を買わないとできないと。

だから、現金じゃなくて何とか町としても考えられてもらえないものだろうか、という大半の意見であります。

ですからこういうような、現金でなくてサトウキビから支払ってもらえるような考え方などはできないのかどうかお尋ねをいたします。

まず、今期は増産基金が廃止になってセーフティネット事業にかわるということで、春植えまでは助成があったんですけど、夏植えに関しては3町糖業部会と営農対策本部等での話し合いの結果、

3町とも堆肥を助成するという事で決定して今期は進めている中で、非常に堆肥センターの申し込みは今多い状況であります。

あと飼料についてのサトウキビからの徴収はできないということですが、これは今の段階ではちょっと厳しいというお答えしかできません。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

こういうことは、例えば滞納者が多いとか徴収するのが難しいんじゃないかと思われますけれども、やはりこういう農家の苦しい立場等を考慮すれば私は町単でも、わずかと言えはわずかかもしれませんけれども、試算では出るわけですけど、そういうのを試算で出してこれぐらいの予算は確保できるんじゃないかという額を出して、財務とも相談できると思います。

こういうようなことで農業振興をしていかなければいけないと思うんですけども、こういう予算措置について町長、今後できる可能性があるのか、またやるのかどうかお尋ねします。

○町長（大久保明君）

夏植えの場合は種苗の代金が手元がないということでもあります。今までは助成があったけども今年急にできなくなったということは3町で決定したことでありますので、伊仙町単独じゃあまたそれを出すかどうかということについては3町で決めたこと、伊仙町がそれは決定したこと破ったということにもなるわけですから難しいんじゃないかと思っておりますので、堆肥を補助する、援助するようになったてことらしいですけど、これは町も本当に厳しい状況の中で、農家の方々もっと厳しいわけであります。それについては、今後検討していく意味はあると思います。

○14番（美島盛秀君）

この200haにもし飼料の補助金を出した場合幾らかかるのか、あるいは今現在で、夏植えを推進が終わってからもいいですけども、100haできたらそれに対して補助金が幾ら必要だったのかということを検証して、どれぐらいの額なのかということをおもって報告をしていただきたいと思っております。

4番目についてはこれで終わります。

5番目。お願いいたします。

○議長（琉理人君）

それでは5番目の答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

この人・農地プランに関しましては、郡内においては非常にこう推進が厳しい状況であります。本土の水田地帯と違って耕作放棄地が非常に少ないなど、また高齢者の方々が土地を貸すということに関して非常に不安などがあることをいろいろ払拭していかなければならないとは思っております。

ハーベスター、プランターの件に関しましては、また人・農地プランに関しましても担当のほう

から詳細に説明していただきます。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

農地中間管理機構、人・農地プランの制度の現状について問う。またハーベスター機能向上やプランターの導入状況についての質問ですがお答えします。

農地中間管理機構については、事業を周知すべく事業の説明や経済課通信などの広報紙で農家の皆様へ通知を図り、昨年度は43名から相談がありました。しかし、相続未登記や地籍の問題等で申請の段階には現在は至っておりません。

今年度についても、現在20名ほど個別で相談に来ていただいております。本事業の趣旨である担い手の集積等を推進していきたいと考えております。

人・農地プランについては、昨年度プラン策定、集落18区域におきまして、人・農地プラン及び中間管理機構についての事業説明を各地区2度実施しております。回数として39回、参加者が延べ344名。その後、平成27年3月2日に開催しました検討委員会の中で検討委員の皆様にご協力をいただきまして26年度の伊仙町人・農地プランを策定しました。

話し合い活動の中で、中心経営体となる地域の今後を支える担い手が157名、そのうち認定農業者が65名となっております。8月現在で認定農業者は約10名いらっしゃいますけど、その差額としては同意が得られなかったということがございます。

今年度の推進計画としては、昨年度策定されたプランの中身をより具体的なプランにするための話し合いの中で、地域における現状の課題や対応策なども農家の皆さんとともに考えていきたいと思っております。

この2つの事業は、話し合いを行った地域の中から中心経営体となる担い手へ地域の農地を貸し出し、地域農業を地域で守っていくための事業であります。行政と集落だけではなく、関係機関の協力体制を強化しながら、今後も推進を図ってまいりたいと考えております。

あとハーベスター機能向上の推進やプランターの導入状況についてお答えします。

ハーベスターの機能向上については、平成25年度に1台、26年度が2台事業を行っております。今年度27年度と28年度についてはまだ耐用年数が経っていないということと、そして全組織の皆さんに確認をしながら、そして営農会議の中でもお話をし申し込みを募りましたが、27、28については申し込みがなかったということがございます。

プランターの導入状況についてですが、現在東部地区のほうで6台、中部地区のほうで7台、西部地区で5台、計18台が今現在夏植え推進に向けて今作業中であります。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

今の説明の中で、農地管理機構の事業については、昨日の補正予算の中でも事業の予算の返納ということで、事業中止という答弁がありましたけれども、国との何か差があり過ぎているような気

がします。

しかし、農家のほうとしては非常に期待をしている人もいたと思います。10年間安心して貸せるという期待もあったと思いますけれども、これもってまたいろんな問題が関連してできないということになって事業中止ということでもありますので、やはり全町民にこういうことも理解をしていただけの十分な説明等が必要だと思いますので、早急な対応をしていただきたいと思います。

人・農地プランの制度の現状でありますけれども、やはり担い手、それから認定農業者、こういう人たちを中心に計画策定されるプランが立てられるわけでありまして、やはり認定農業者、あるいは担い手、これはもっともっと増やしていかなければならないと思います。

そして、この研修指導等をしっかりしないと、認定農家が158名から110名、相当もうやめているということでもありますけれども、やはりそういうことが私は行政の努力不足とっておりますので、やはり職員の皆さんは事務事業等いろいろ増えたという話等も、忙しいという話等も聞いておりますけれども、やはりこれは町民あつての皆さん職員でありますので、ぜひそこらあたりをしっかりと認識して今後認定農家、それから担い手農家を増やす努力をして農業振興に努めていただきたいと思います。

またハーベスター機能向上とか、あるいはプランターの導入状況、これなぜ私がこういうことを聞くかという、町長が8月30日の地域女性連の挨拶の中で、畑総地区整備事業が進んだり大型機械化されてハーベスターが導入されて働く場所がない。若い人たちの働く場所がないから、私はマルコを誘致して働く場所も誘致できたというような内容の挨拶がありました。

私は、農業振興計画の中にハーベスター、大型機械化導入あるいはプランター導入というのを入れているのに、町長はそれ働く場所がないから、私はちょっと町長の、どういう観点からそういうことが生まれたのか。そのあとにまた、今後は手かさがぎでできることもやっつけていかなければいけないということも言われておりましたけれども、そういう高齢化が進み、手かさがぎができなくなって人口が減ってきた。だから、畑総事業や畑かんを推進してハーベスター、大型機械事業、そしてプランター、そういう導入等々やって農業振興を図るといのが大きな国の政策でもあり、県や町の政策でもあったと思います。

そういうところ、その場その場で町長のそういう言葉が出るということに対して私は疑問を感じましたのでこのハーベスター導入と、あるいは町長の言う手かさがぎにしなければいけないという、どういうあたりからこういう考え方が出てきたのかお尋ねをしてみたいと思います。

○町長（大久保明君）

農業生産額をもっともっと増やしていくためには、サトウキビの単収を上げていくだけでは不可能です。ですから、もう1つは機械化大規模化した結果が、人が手間暇かけてやる農業は、他の品目を作ってやればいいんですけれども、サトウキビ中心にして機械化大規模化したために人がどんどん減っていったというのは間違いのない事実でありますので、ですからそれをいかにして人口を増やしていく、多くの人が農業に携わるようにして、そして付加価値の高い農業を目指していった場

合にやはりこの人手が要ると思います。

もちろん、私はこのハーベスターとかプランターを否定しているわけではなくて、もっと島が活性化するためには、サトウキビを中心とするけどもサトウキビの面積が今のままで、そして先ほどのt当たり2万1,000円前後であれば、それだけでも単収が10t以上あれば農業生産額の50億ということは可能だと思いますけども、農家の先ほど戸数も減ってきた、人も減ってきたから機械化をしたんではなくて、機械化がどんどん進めば進むほど若い労働力は必要でなくなってきていると。

高齢者は働くこともできなくなって、ですから機械化が進んできたけれどももう一度原点に戻って、昔は、例えの場合で私はああいう言葉出たと思いますね。手かさぎをしているときのほうが単収ははるかによかったわけですね。

ですから、みんなそれに戻っていくとは不可能ですけども、そういった時代のことを、あとの話の筋は全て昔に戻っていくという話の中で、キビの手かさぎの時代もあったというふうな話だったと思います。

それは、東京一極集中から地方に人が戻る時代になると、元に戻っていくという話の流れの中でそういう話が出たわけでありますので、決してこの機械化、多くの農家が今現実にきつい中でプランターの導入を否定したわけではなくて、あれは多品目の農業をしながら手間暇かけて単収アップ、そして農業所得アップということができないのではないかと。その道もまた模索しなければいけないということであります。

普通、土地は平均2.5品目どこでも作っているわけですね。ですから、皆さん方がバレイショの跡地に落花生を植えるとかいろんな、ゴマを植えるとかそういう試行錯誤をしていっていることは大変いいことだと思っておりますので、美島議員はかちんと来たかもしれませんけどそういう意図で私は話をしたつもりでございます。

○14番（美島盛秀君）

私はかちんと来ていません。なぜ私が言ったかという、町長の言っていること十分わかりますよ、私もそうしたいです。なぜ、後もって自助・共助・公助ということも指摘してありますけれども、なぜそういうことができないのか。私もやりたいです。

できないから、私は今回ハーベスター、それからトラクター一式を、生産組合を作って立ち上げました。私はハーベスターの促進ということを出したんですけど、やはりそういうことも行政側でしっかりと農家と、あるいは住民と話し合う、これが必要だと思っております。

私が導入したのは平成26年度の補正でした。誰も26年度の予算を活用する人いないという話があって、それはもったいないことだと、沖縄に流さないといけないというような話等を聞いて、それが2月10日の締め切りでした。それを聞いたのが2月の初めでした。それで役場にも行きました。

とる人いないのということも聞きました。

しかし、役場の対応は忙しいとか、あるいはそれは難しくてできないとか、ハードルが高いとかこういう返事の1点張りでした。だから、じゃあ私が個人でやる以外ないなという思いで私はやり

ました。

ですから、そういうようなやっぱり努力、そういうことを指導していく、町のリーダーとして町長にももっと職員の指導をしていただかねばいけないと。私は伊喜副町長が退任されたことを非常に残念に思っておりますけれども、こういうことをしっかりと副町長はやっていく、また町長も期待して副町長に選任したと、提案してきたと思います。

しかしながら今退職されましたので、そういうこと等もできなくて残念に思うわけでありましてけれども、これからやはりリーダーとして職員の仕事の内容等々もしっかりと把握をしていただきたいという思いがいたしますので、どうか今後こういう事業等についてはしっかりと町長も部局も、あるいは各課も連携を取りながら、農家との連携を取りながらやっていける方策を検討していただきたいと思います。

5番は終わります。

次、3番目をお願いいたします。

○議長（琉 理人君）

それでは、次に3番目の自助・共助・公助について答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

詳しくは企画課長のほうが答弁をします。

その前に、先ほど美島議員の地方創生の質問の中で自助・共助・公助、これこそが地方創生そのものだという事は私も全くそのように考えておりました。

少し例を上げて説明をしますと、伊仙町は自助・公助・共助については今地域わくわくクラブとか地域包括支援センターなど、またクリーン作戦などそういうことは徐々に芽が出てきているとは思いますが、まだまだ可能性は高いと思っております。

例えば、伊仙町は1人当たりの平均所得低いのになぜ出生率が高いんですか、という話などを聞かれたときに地域の自助・共助・公助、地域力が高いことは間違いないと思っておりますので、今後政策の中で生涯活躍の、CCRCをわかりにくいからまた官僚の方々がああいうふうな名前をつけたんですけれども、そういったことをやっていくためには、この自助・共助・公助これちょっと、定義は後でまた課長が説明しますけれども、お互いみんなでまちづくりをしていこうと。

先ほど美島議員が話したように、行政も町民の全ても議会もオール伊仙町、職員も議員も伊仙町民の1人であるわけですから、そういうつもりでやっていくためには私の役割は先ほども指摘受けたように、職員の指導は今後徹底してやっていきたいと思っております。

そして、指導に関して、今までは課長に信頼していろいろやってきて余り口出ししないほうがいいというに思っていましたけれども、今副町長がやめられてその後どうするかということ考えたときに、昨日も課長会で申し上げたのは農業振興計画も私がリーダーシップをとって作り上げていくと、実行していくてことを昨日話しました。

ですから、あらゆることに現場に行き、私は今までしなかった分を徹底して畑にも行きながら

やっていくことが、今町の地方創生をつくり出すために最も重要であると最近つくづく思っておりますので、そういう自助・共助・公助それこそが地方創生だと。そのモデルをつくり出していくためには、町長自らが多くの町民と今まで以上に、今までよりもっともっと接触をしていくつもりでございます。

○企画課長（池田俊博君）

美島議員の質問に町長の補足を少ししていきたいと思います。

まず、まち・ひと・しごと創生法の概要中に、第1条目的として、国民一人一人が夢や希望を持ち潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成と謳われています。

その中で、人とは地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、仕事とは、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出とあります。

あと、次条以下には地方創生の基本理念等が述べられておりますが、その中で自助・互助・共助・公助とよく言われています。今美島議員は自助・共助・公助とありますが、共助のほうが互助と共助と2つに分かれて、この2つは大体似ているところがございますが、この別の表現をすると、自助とは法人、個人が自立すること、互助とは関係者組織が共同して行うこと、共助とはNPO、ボランティアが共生して進めること、そして公助とは公共のセクター、役場等がこれらのことを支援するというところをかつて離島振興協議会の講演の中で伺ったことがございます。

地方創生は、東京一極集中の是正であります。原点へ返りますと、人が生まれ、地域で育み、ボランティアなど助け合う精神を学び、全ての人々が豊かで幸せな生活ができる、このような社会をつくり出していこうとしているのが今の地方創生の要であると思います。

そこで、伊仙町として学校の統廃合はしない。地域を小さな拠点、各小学校単位でもいいですし集落単位でもよろしいですから、小さな拠点を活性化させることが伊仙町としての存続、発展が望めるものだと考えて、地方創生の中にもこのことを重点として掲げ、これからはしっかり人・地域を作っていくような努力をしてまいりたいと思っています。

少し例を上げていきたいと思いますが、今木之香集落とか阿権集落では、駐在員を中心として地域活性化の取り組みが本当に充実してきているところであります。なかでも阿権集落のほうでは今、町歩きとかそういうので集落の中を散策できるようなコースどりとかそういうのを考えてやっているところ、方々もございます。

そこで、阿権のほうに町のほうに寄贈していただいた平屋敷と石積み等がございますが、この活性化を集落の単位でできないかという模索をして、この間阿権集落行って説明会をしてございます。

次の牧議員のほうの魅力ある観光地づくりということで、この間私と担当の内山とのほうでこの平屋敷を活用した観光地名所づくりができないものか。これは建物とか土地とかはもう今町のほうに寄贈されています。あと管理運営をいかにして、地域でしっかりと管理ができるかどうかを阿権集落行って、阿権1・1という共同体がございますが、その阿権1・1を中心とした管理運営体制をしっかりとできないかということで話をしてきてございます。

このような地域の活性化、住民自治を通してこれからの地方創生ができるような方向性で町としても頑張りたいと思っております。

○議長（琉 理人君）

質疑時間が残り8分となりましたので、時間内でお願いします。

○14番（美島盛秀君）

自助・共助・公助については、やはり当たり前のこと、常識的なことこれがしっかり認識されている、これは昔から私たちの伊仙町、町内には結の精神、これがこのもとなんじゃないかなと私はそう感じております。

そういう中で、町長も度々意識改革ということを行ってきました。

その意識改革はどこまでできたのか、最近は余り言わなくなりましたが、今こういう地方創生という中でこの自助・共助・公助については、町民上げて今後取り組んで理解をしていかなければならないことだと思います。

これが本当の地域力だというふうに思いますけれども、やはり小さな拠点づくり、あるいはこのそれぞれの自助・共助・公助についてはやはりこの結の精神が、生まれてきたこの私たちの島、これには多くの先人やあるいは先輩のおかげだということを忘れてはならないと私は思っております。

時代の流れに流されてそのまま今まで来たということが特に取りざたされて、この自助・共助・公助を見直さなければならぬということだろうと思いますので、しっかりとこれから認識を深められることを執行部の皆さんにもお願いをいたしたいと思っております。

町長も、私は答弁を聞いてとってやっと目覚めたと思っております。私も色々と反省をしております。こういうことは、これからこの自助・共助・公助を進める地方創生に向かって取り組んでいることは、私はしがらみからの脱却だと思います。

このしがらみからの脱却があって、初めて私は実現できるものと思いますので、答弁は要りません。このことをお願いして町長の政治手腕に大きな期待を持つところでありますけれども、言わせれば政治手腕だけでは私はいけないと思います。その手法がもう少し考える余地はあるなということがありますので、ぜひしがらみからの脱却、そしてその政治手腕の手法をもっと真剣に取り組んでいくことをお願いして一般質問を終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、美島盛秀君の一般質問を終了します。

本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

次の議会は、9月11日金曜日午前10時から開きます。日程は一般質問です。

お疲れさまでございました。なお、このあと全員協議会を議員委員会室で開催いたしますので、議員の皆様はご参集願います。

散 会 午後 2時31分

平成27年第3回伊仙町議会定例会

第 3 日

平成27年9月11日

平成27年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第3号）

平成27年9月11日（金曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第3号）

- 日程第1 一般質問（牧 徳久議員）1名
- 散会后 各常任委員会付託案件審査（議会委員会室）

△開 会（開議） 午前10時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 日程第1 一般質問

○議長（琉 理人君）

日程第1 一般質問を行います。

初めに、牧 徳久君の一般質問を許します。

○3番（牧 徳久君）

町民の皆さん、こんにちは。3番、牧 徳久でございます。平成27年第3回伊仙町議会定例会において、ただいま議長から一般質問の許可がありましたので、一般質問通告書に従い、順次質問をいたします。執行部の簡潔かつ明快なる答弁をお願いいたします。

さて、本年は、相次ぐ台風や豪雨による畑作物の被害があり、特に50年に一度という大雨で、町内各地において、畑地や道路の流出がありました。

被害状況をすばやく調査して、その復旧に向けて全力で取り組んでいる町当局に対し、深く感謝を申し上げます。

さて、異常気象とも言われる今日、連日テレビ報道されているとおり、本土では大雨による被害で、大変な状況に陥っています。災害は、これから先もたびたび起こり得る可能性が大でありますので、細心の注意を払う必要があります。

それでは、通告してあります質問に入ります。

まず、1番目に農林水産業の振興策について。

相次ぐ台風の襲来やメイチュウ被害、害獣被害など、徳之島の基幹作物であるサトウキビは、2年連続減収となっています。この状況が続けば、南西糖業の2製糖工場が1つに集約され、1工場体制にもなりかねないと思います。

また、南西糖業の担当員制度を廃止し、農家は不安を募らせている。これに加え、サトウキビの種苗補助事業もなくなり、農家では営農意欲の低下に拍車をかけております。

この状況を踏まえまして、打開策は考えられないのかお伺いします。

2番目に、台風など荒天続きで、漁業者には欠かせない浮漁礁が流出し、少なくなっています。漁業振興のため、各関係機関とも連携し、浮漁礁の設置は考えられないのかお伺いします。

続きまして、3番目に、農業生産額50億円達成に向けては、鋭意努力されているとは思いますが、目的はあるのかお伺いしますが、1番目と3番目については、美島議員の一般質問とも重複する点多々あると思いますが、よろしくお伺いします。

続きまして、2番目の観光の振興について。

1番目に、平成29年度に奄美・琉球諸島が世界自然遺産登録を目指し、官民一体となって取り組

んでいますが、残念なことに、当初予定の28年度から29年度になり、また、つい最近になって、大久保町長が説明したとおり、30年以降ということで、大幅に延びる感がありますが、これが実現すれば、大勢の観光客の来島が予想されますが、受け入れ体制は考えているのかお伺いします。

続きまして、②番目に、これらを受けまして、新たな観光資源の発掘や、町内各地区に点在する鍾乳洞など、伊仙町にはまだまだ未開発の宝が数多く存在しますが、これを再開発し、魅力ある観光地づくりに貢献できないかお伺いします。

次に、3番目、徳之島なくさみ館で8月に闘牛大会が開催されましたが、スピーカーの故障で観客に多大な迷惑をおかけしました。お叱りを受けましたが、町の職員では専門的な知識がなく、困惑している状況でありましたが、緊急時に備え、電気や音響の専門家の待機は考えられないのかお伺いします。

続きまして、3番目の土地基盤整備事業の早期着工について。

県営畑総糸木名地区の着工予定はいつごろなのか。

また、相次ぐ集中豪雨や50年に一度の大雨被害で、糸木名地区では畑が水没し、いまだに水が引かず、ため池と化している。早急に対策を講じる必要があると思うが、できるのかお伺いします。

続きまして、4番目の人事について。

副町長が体調不良を理由に、7月31日付で退職したと新聞報道がありましたが、後任人事は考えているのか。

また、財政状況が非常に厳しい中で、財政が好転するまでは、しばらくの間据え置くお考えはないかお伺いします。

以上、通告してございますが、2回目からは自席で質問いたしますので、執行部の皆さん、よろしくお願ひします。

○町長（大久保明君）

牧議員の質問にお答えいたします。

冒頭、昨日の報道で、全国的に、関東地方鬼怒川の防波堤が決壊いたしまして、大変な被害を起こしております。この自然災害は、これからいつ起こるか全くわからない状況の中で、災害対策、今、徳之島3町で訓練をやっていることは、大変意義があると思っております。

今回、被害に遭われた方々に、お悔やみ申し上げたいと思います。

台風の襲来やメイチュウ被害、鳥獣災害など、この4年間、サトウキビ産業は、かつてないほどの厳しい状況に追い込まれております。

先般、南西糖業社長が来庁いたしまして、担当員制度を廃止した後に来庁いたしました。

これは、南西糖業の経営が非常に厳しくなっているということと、もう一つ、そこで確約したことは、どんなことがあっても2工場を維持するというを名言いたしました。

その意味においても、今回の人件費の削減は、どうしてもやむにやまれぬ状況だというふうな説明がございました。

今年は、現在のところ、キビの生育状況は順調に見えます。しかし、去年のように、9月、10月に大変な台風が来ることも予想されます。また、計数が非常に少なくなっているという状況などの説明もございました。

今後、補助事業等に関しましては、県、国に今後とも強く要望していきたいとは考えております。

あと、詳細については、経済課長のほうから答弁をしていただきます。

○経済課長（上木義一君）

牧議員の農林水産業の振興策についてお答えします。

南西糖業も、担当員制度を廃止し、農家は不安を募らせている。これに加え、サトウキビの種苗補助事業もなくなり、営農の意欲の低下に歯車をかけている。この状況を踏まえ、打開策は考えられないかという質問ですが、お答えをします。

今期、春までは増産基金事業等で、農家の負担を軽減するために、種苗や肥料等に助成をしてきましたが、増産基金事業がセーフティーネット基金となり、従来のような助成ができなくなりました。

また、セーフティーネット基金が発動する要件として、病虫害発生注意報・警報等が発動、1カ月の降水量が平年に比べ1割未満、または、台風被害での行政が推定する被害率が10%を超えるとされた場合に発動することとなりました。

また、生産農家の営農意欲を低下させないようには、助成は必要だと考えております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

町長の答弁では、南西糖業が2工場は今後も維持するということであったようですが、本当にこうなれば安心しているわけですが、農家にとりましては、第1次産業、徳之島においては基幹作物でありまして、これがなくなると、バレイショは、去年は良かったんですが、今後、サトウキビにおいては、工場が1工場となると雇用も減となりますし、また、サトウキビでないと、島の人は、例えば、徳之島の人は沖永良部の人なんかと違って面倒くさがり屋で、サトウキビはつくれば、耕運機で除草して、薬剤をまいて、除草剤をまいてすれば、ハーベスターが獲ってくれる。

それで終わりですので、簡単に誰でもできるということではありますが、バレイショにおいては、去年は高騰続きだったんですが、今年はどうなるかもわからない。ですので、昨日、美島議員がおっしゃったとおり、基幹作物の3品目、サトウキビ、畜産、バレイショ、こういったのに力入れないと、今後は農業が成り立っていかないと思いますが、ぜひとも種苗の補助、昨日も質問に答えがありましたとおり、200haの夏植え面積が84haしか達成できてないということも、この要因に入ってくるとしますので、ぜひキビの補助、昨年までは半額補助、300円だったかな、あれ、1束。

これが、1束600円となると、相当の負担となっておりますので、ぜひこの基金事業、台風災害があればできるとか何とか、さっきお話がありました、町長は、奄美群島の代表でもありますし、こういった陳情、政治的な陳情を今後も続けていって、これを守る考えがあるのか、町長にお伺いします。

○町長（大久保明君）

いろいろな制度、先ほど、課長から答弁があったように、制度的な状況の中で、これが助成できなくなったわけですが、また新たなセーフティー制度ということは、また作り出していくことは絶対できるわけですから、とにかく現状を強く訴えて、この助成事業がなくなると、農家の方々が大変失意の状況にあると、意欲をなくしてるということなどは強く要望して、ぜひまた同様の制度が復活できるように、町村会で、11月ありますので、そのことを提案をして、強く要望していきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

町長、先ほどの経済課長の質問で、昨年春まであった肥料の補助、これも種苗と同じくもうないということですが、これについても、今後は補助を政府に訴えて、これを復活できるようにできないのかお伺いします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

先ほども答弁しましたように、生産農家の皆さんが、とにかく営農意欲を低下させないように、助成は必要だと考えております。

また、基幹産業であるキビが一番、牧議員が作りやすいというお話でしたが、これもやっぱ一言で言えば適期管理をしないと単収が上がらないと、圃場周辺の除草、そして、圃場内の除草、そして、今から水は、徳之島用水の水、また伊仙中部・西部ダム、東部ダム等、水を有効に活用した中で、ちゃんとした散水のローテーション、そういうのをルールを今後とも守らしながら、また、そういう推進をしていきたいと考えております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ありがとうございます。

サトウキビですが、単収が、奄美町では土質の関係もあろうかと思いますが、砂地で単収が6 tから7 tあるのに、伊仙町だけが四、五tということは、この原因は考えたことありますか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

今答弁しましたように、一番の単収減が、やっぱ適期管理、除草です。やっぱ草のほうに栄養分がとられていると。あとは、土壌、土壌処理、地力が落ちている圃場が多いということで、昨日も美島議員のほうに答弁したように、単収推進向上対策室を、今、立ち上げた中での単収アップに向けて、その問題点を、今、解決をするために、徳之島3町のほうに実証圃場を、今、立ち上げて、伊仙町のほうにも3営農集団と、そして、私の圃場に、4カ所に、今、実証圃場を立ち上げて、定期管理をしたら単収が上がるというのを示しながら、全農家が単収アップに向けてできるように、今、推進してるところでございます。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、土づくりにおいても、他町村に単収が負けないぐらいの、伊仙町も努力して、今後も単収アップを図るように、経済課のほうで努力をお願いしたいと思います。

1番目は、これで終わります。

○議長（琉 理人君）

②の浮漁礁の設置について、答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

悪天候が続いて、浮漁礁が流失したことに关しましては、対応をとっておるようでありますので、経済課長のほうから答弁していただきます。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

浮漁礁の設置は考えられないかということですが、答弁いたします。

7月10日から11日に来ました台風9号により、浮漁礁が1基流出したということです。

このことにより、海上保安部及び大島支庁に確認をしながら、流出届を今提出しているところでございます。

今後は、指導を得ながら、また、伊仙町漁業集落でも、役員会を7月17日から9月の2日、2回、役員会を持ってして、申請したということです。

そのことで、浮漁礁のロープ、シャックル等を補強し、同じ位置に設置するように、今、進めているところでございます。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

この浮漁礁、流失した浮きの部分が、徳之島町のほうに打ち上げられたということを聞いておりますが、それは確認しておりますか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

組合長とうちの担当のほうで、確認をして、今、徳之島町のほうで預かってもらっているところ
です。

○3番（牧 徳久君）

喜念浜にも大きな漁礁が打ち上げられたと聞いていたんですが、これは、漁業組合のほうには連絡したのか、しなかったのか、お伺いします。

○経済課長（上木義一君）

喜念浜のほうは、ちょっと報告を受けてないです。またあとで、担当のほうに確認をしておきます。

朝一番で、担当のほうで、今、漁協のほうに呼ばれましたので、もしかしたらその件かもわかりません。後もって、また報告します。

○環境課長（美延治郷君）

環境課です。牧議員のご質問にお答えいたします。

すいません、環境課のほうで、海上保安庁のほうから連絡が入りまして、確認をいたしました。海岸漂着物ということで、うちのほうに連絡が入ったんですけども、確認をしまして、漁協のほうには、こちらのほうで届けるというか、こういうものが来ているんですけども、どうすればいいですかということで、相談には行っております。

○3番（牧 徳久君）

喜念浜の漁礁においても、一般の人はこれ、わかりませんが、恐らく中層なんですよね。

中層浮漁礁というのは、40、50m下に浮かしてする関係上、浮力に耐えられるよう、相当な高価なもので、何百万から何千万単位、この浮きがするんですよ。だから、これが打ち上げられておいたら、廃棄処分せずに、これを再利用するっていう形で、廃棄処分したら鉄くずで何万円しかないんですが、これをつくるのには何百万かかっているわけですので、今後、こういった無駄のないように気をつけていただきたいと思いますんですが、どうでしょう、環境課。

○環境課長（美延治郷君）

確認したところ、浮漁礁で、上のほうにパネルがついていて、電球までつけられるような大きなやつです。3m以上ぐらいありました。長さが7mぐらいで、コンマ45のユンボでも持てないぐらいの大きさでしたので、喜念浜の上まで引っ張ってくるのにやっとこでして、上に置いてもまん丸い状況ですので、置いておくと下に、それこそ風や雨で転がっていきそうな勢いだったので、うちのほうでも処理がなかなかできなくて、業者を呼んで、早々に片づけられたというところですよ。

今後、そういった再利用が可能なのが出てきた場合には、漁協並びに漁業されている方々と一緒に見て、再利用ができるようにまた進めていきたいと思えます。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、財政の厳しい状況の中でもありますので、こういったのが見つかった場合は、今後も注意しながら、これを再利用するという形をお願いしておきたいと思えます。

業者については、漁業集落のほうで対応するというところでよろしいですね。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

漁業集落のほうで対応するという事になっております。

○3番（牧 徳久君）

じゃあ、2番についてはこれで終わりたいと思えます。

○議長（琉 理人君）

③農業生産額についての答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

50億円達成という目標を立てましてから、逆に生産額は少なくなっている状況には、非常に残念な思いでございますけれども、先般、農業振興計画を、よく見たらわかると思いますけれども、単収がアップしている代表的な農家の方々のノウハウまで全て、今度書いてありますので、圃場管理とか、それから補植の推進など、いろいろ書いてある状況を全ての農家が理解をして、そのような方法をどうしたらやることができるかと。

一つは、高齢者の方々が、管理をなかなかできない状況にあるわけです。今、伊仙町において歴然としているのは、単収の格差でございます。80代の老夫婦でしっかりと畑を管理している方は、去年でも8 t以上の単収があります。また、防風対策を確実にやっている方が11 tという結果も出しております。

一方、畑の管理をほとんどしてない方々は、草のほうにほとんど栄養がとられて、単収が3 tから4 tという形でありますので、そういうことを、ノウハウはわかっていると思います。

あとは、いかにしてそういう方々の単収の低い圃場をいかにアップしていくかということであります。これは、水が、徳之島ダムが完成して、水がちゃんと来るとか来ないとかいう以前の問題になるわけですので、伊仙町の中部の水管理組合のほうも、最近ほとんどスプリンクラーがローテーションを守る以前の、故障してそのままになっておると。本来なら、管理組合が自ら修繕すべきですけれども、そういうことも全くできてないんで、来週、緊急の伊仙町土地改良区理事会を開会して、そここのところを、今まで議論をしてもほとんど前進しなかったわけですけれども、土地管理組合の責任というものを、私は理事長ですけれども、一人一人が責任感を持って、スプリンクラーをしっかりと管理していくためのいろんな財政措置等も、今、講じなければいけないんじゃないかと考えております。

また、いろんな台風で、共済の加入率が4割を超すようになりましたけれども、これ、もっともっと、沖永良部は9割近い方々がこの共済に、管理して、台風が来たときも安定した補償を受けられる状況にしていくということが重要であると思います。

もちろん、土づくりに関しても、今後、いろいろ、堆肥センターの件なども、さらに内容が充実するようにしていかなければなりません。

伊仙町民は、私は、決して余り面倒臭がるとか、そういうことではなくて、それよりも危機感がないと思います。危機感がないと、畑、単収の低いところはほぼ諦めている状況が多いと思いますので、その辺を、土地の意味を、価値を大事にすれば、もっともっと単収は上がるわけでありますので、その辺のことを今後、今、ハーベスターの方々が管理組合などをつくっていますけれども、そういうNPOのような若い農業青年などが、管理をしっかりやっていくような仕組みをつくっていくことを、この前から提案をしていますので、そのためには、人が必要です。

雇用を生み出していくと、その方々がしっかりと管理をして、信頼を得てやっていけば、そこに管理料というものも十分出てくるわけですので、そこで単収アップをすれば、その分だけの利益は間

違いなく還元できるということになりますので、そういうことも含めて、今、3町でつくりました単収アップの協議会の文書を、私、毎回見ておりますので、あれの内容を見ながら、私自身のこうしたらいいんじゃないかということも、また提案をしていきたいと思っております。

農業生産額で、今、全国的にいろいろ注目されている、注目されているというか、農水省が推進しているのが、もう一つの方法は、その土地でできたものを生産から加工、流通までやっていくという6次産業化が、農家が大きく飛躍するチャンスであるし、そのためのいろんな事業などは、国が推進していきます。

今、鹿児島県がJ-GAPということでやっていますけれども、そうじゃなくて、もう町単独で、直販でして、いいものを都会に、カボチャでも、タマネギでも、ニンジンでも送れるような仕組みが推進室、ありますので、これは、中間で利益がなくなるということではなくて、直接その農家に来るような仕組みですので、これを今、推進していきたいとも考えております。

とにかく農業振興計画の中に、あらゆることが書いてあります。以前の50億に向けての計画書でもつくりました。しかしこれは、農家の参加が少なかったということと、コンサルタントに委託をしたということで、現場をよく知らないコンサルタントに頼んだこと自体が大きな間違いだったと思うし、そのことは、現場の農家の人たちが参加して作成してなかったということは、全く実にならなかったわけですから、今回は、代表の方々のいろんな意見をこの中に盛り込んでやっていきますので、実現できる可能性は十分、かなりありますけど、ただ、それを着実に、年次ごとに、段階的に実績を増やしていっていけるかどうかと、これは難しいんじゃないかと、これはもっと伸びるんじゃないかというチェックのために、昨日、美島議員が話したこの協議会を年2度ほど開催していくということでございますので、全力でこの実現のために鋭意努力していきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、この農業振興におきまして、50億円達成しなくても、農業の補助をアップして、農家のために頑張ってくださいと思いますが、本当にハーベスター事業者も、最近では地力が低下して、キビが、本数が少ないということで、昔みたいにもうけが少ないという話も聞こえますし、また、農家にとっても肥料が高い、キビ苗が高い、それにハーベスター代取られると、手取りは全くゼロの状態って嘆いているし、お互い、ハーベスターの方も、お互いこうした話が聞かれますので、ぜひ、キビの生産意欲を増大させるためにも、先ほど申し上げました補助事業等をとってきて、農家の足しになるように、一つでも足しになるように努力していただきたいと思えます。

これで終わります。

続きまして、観光の振興についてご質問です。

○議長（琉 理人君）

それでは、大きな3番の観光振興についての答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

世界自然遺産に関しまして、伊仙町のほうで第一人者である星野一昭先生に来て、講演いたしまして、280人ほどの方々に参加いたしました。質疑応答の中でも、いつ国立公園化されるかということでありましたけれども、翌日、徳之島で初めて、12人の専門の学者が来た科学委員会というものが開催されまして、その中で、国立公園化が10月までに、9月いっぱいには地権者との交渉が成立しなければ延びるということで、これが、早くて30年ということで報道されました。

このことで、いろいろ科学委員会の後でも質疑応答がありました。その中で、これは、地権者との交渉は、環境省、県がやっているわけであります。具体的な内容については、まだ正確な情報はありませんけれども、かなりの交渉の中で、地権者の立場を考えた交渉をしたけれども、それでもなかなか成立しなかったということでありますので、この1年間、国立公園化を確実にさせるために、もっともっと場所の選定に関して、科学委員会の後、その先生方が虹の会を中心とした方々で、島内の新しい国立公園の可能性のある地域を視察いたしました。

この中で出たのが、義名山の森と妙眼の森は、石灰岩の上にあのような動植物があつて、それが何千年もの間守られてきたというのは大変な価値があると。これは、もう我々が想像する以上の価値があるということで、そこを今、犬田布岬からずっと国立公園は国立公園になりますけれども、そこにどのように連結していくかということが課題になっております。

要するに、スポットで、点の状態でそこを加えることが過去には難しかったけれども、今回、例えば、阿権川、鹿浦川の溪谷と妙眼と義名山をどう国立公園化するかということは、強く訴えていますので、その価値からしたら、多分含まれる可能性が高いと、今、思っております。

そういった中で、コアゾーン、国立公園というものを担保して、国が責任を持って守るということでなければ、世界遺産地域は決められないわけですから、そういった意味で、犬田布岳にクロウサギはいたということ、この前、科学委員会に明確に示してありましたので、そういうことも含めて、観光スポットは多くなると思います。

ですから、延期になった間に、どのような、トレイルというのわかりますか。散歩する、散策する歩道の選定もこれから行っていくわけですが、そういうことをやっていくと。

それから、いろんな受け入れ体制は、これは、宿泊施設も、今、交渉中ですがけれども、これは看板とか、それから、ああいうものがまだまだ非常に徳之島はわかりにくいと。島の人はどこからどうと道はわかりますけど、初めて来た人はほとんどわからないわけですから、そういう人たちの立場を考えて、しかも、英語と中国語、韓国語もですがけれども、そこまで含めた看板が、もう既に大島ほどなんかでは始まっております。

島に来る人たちは、どういう方々かということ、自然遺産の方は、この前講演を聞いたと思いますけれども、欧米人は、ナチュラル・パーク、国立公園というものであれば、物すごい価値を見出しているわけです。いろんな国を旅したら、国立公園はどこにあるかということ、これをまず尋ねていくと。その上で、世界自然遺産、ワールド・ナチュラル・レジェンド、遺産、世界自然遺産というのであれば、もう圧倒的にその地域に行くわけです。ですから、そういうことは、これ、間違いない、世

界中の現実ですから、そういうふうな方々が来たための受け入れ体制っていうのは、英語の通訳、屋久島などもそういう英語の通訳なども養成していますので、そういった受け入れ体制を今から準備していけば、30年までの間にそういうことをやっていくことが重要ではないかというふうな話をこの前、その講演の中でもやっていましたので、そういうことをやっていきたいと思います。

あと、企画課長のほうから補足説明をしていただきたいと思います。

○企画課長（池田俊博君）

牧議員の質問について、町長の答弁の補足説明をいたします。

観光客の来島ということは、過去、何度か議会においても質問がございましたが、町長のほうからも説明があったように、5月6日の星野先生の講演の中においても、世界自然遺産登録ができたときにおいては、これまでの過去の例から、観光客は大勢入ってくるというのは、もう確実視されていることでもあります。

そこで今、伊仙町としても、奄美群島広域事務組合、その他関係機関と連携して取り組んできておりますが、その中で、広域的な取り組みとして、エコツアーガイドの養成とか、今年度から始まる外国人観光客の増加に備えての、奄美群島特例通訳案内士の養成等々を行っているところであります。

さらに、毎回、2回開催の奄美群島の自然や文化を体験する奄美シマ博覧会の開催が定着しつつあります。伊仙町においても、3件ほどの登録があり、公表を博しているところであります。

あと、これから世界自然遺産登録が1年間延びるということではありますが、これは、時間的余裕ができたということではなくて、この中で、しっかりとした観光客の受け入れ体制ができる状況をつくるという神の試練というように受けとめて、伊仙町としてもしっかりとした体制づくりをやっていきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

国定公園が、世界自然遺産が、さらに28年度から1年延びて、29年度からさらに30年度以降と永遠に延びているような気がいたしますが、地権者と交渉というのは、これは、奄美の関係ですか。

○企画課長（池田俊博君）

環境省等からの話によりますと、おっしゃるとおりでございます。

○3番（牧 徳久君）

これは、奄美が大手の会社、山を、すごい山を持っているのはわかりますが、これが永遠にできなければ、もうずっと延びるわけでありますので、これは切り離して、琉球、奄美、徳之島だけということとはできないもんですか。

○企画課長（池田俊博君）

琉球、奄美というか、奄美と徳之島を切り離すとか、沖縄と切り離すとか、そういうことを考えていきますと、世界自然遺産登録に要するようなコアゾーンの面積的な部分もありまして、徳之島単独とか、各単独の部分では、世界自然遺産の登録にはちょっと難があると思います。

○3番（牧 徳久君）

この大手の、個人の会社が持っている、所有している大きな山が解決すればいいんですけど、解決できなければ、世界遺産は実現しないわけですので、これが長年にわたって解決しない場合は、その委員会あたりで徳之島と沖縄を先にして、奄美は後にするとかいう考えも発言できないのか、お願いします。

○企画課長（池田俊博君）

今の環境省が主催で、科学委員会等は開いているところなので、その中で、そういう発言等に関しては、今のところ考えているような状況ではないと思います。

また、先日の星野先生の講演の中においても、環境省が徳之島駐在2名を置いているということは、環境省が本腰を入れて、ここを世界自然遺産に登録するということを目指している証拠であるということですので、ここは環境省のほうで頑張ってください、その地権者との交渉等をしていって、奄美、琉球という一体した世界自然遺産を目指すものと思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、早急にこれが実現するようお願いしたいと思いますが、奄美群島の中でも、大島本島と徳之島だけですね。沖永良部と与論、喜界はこっちから外れるわけですので、ぜひ、こういった考えは、無理にできない場合は、発言はいいんじゃないかと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、受け入れ体制について、これから先、町長がおっしゃいましたとおり、看板が少ないということで、看板を作成しなければならないわけですが、トイレについてもトイレの看板がない。

例えば、役場あたりの前については、ここに公共のトイレがありますという看板は、これから先も必要でありますし、また、これから先、この前のまるちゃんのホームページに、亀津の方かな、定年後、日本一周するというので、車に、キャンピングカーを自分でつくって、日本一周今しているところで、大分についたら、大分は中国人の多さにびっくりしたと書いてありましたが、こういって世界遺産とかになれば、今後は外国人が、中国人だけじゃなくて、韓国、近隣から相当来ると思っておりますので、今後の看板作製については、1回つくれば、長年これを使用するわけですので、こういった考えも含めて、さっき町長がおっしゃったとおり、外国、英語とか、韓国語、中国語、この3つを含めた看板で作製はできないのかお伺ひします。

○企画課長（池田俊博君）

牧議員のおっしゃるとおり、沖縄のほうにおいては、台湾のほうからいっぱい観光客が来ているということで、沖縄のほうでは中国語、台湾語、あとは韓国語と英語ということで、それぞれの特色ある観光案内板等も準備してあるようですので、奄美群島の中においても、また広域と連携しながら、中国語と台湾語、韓国語、英語、そこら辺あたりまでの案内板等は、作製するようにまた協議してまいりたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

以上で、1番については終わりますが、2番について、1番と連携しますので、よろしくお願いします。

○議長（琉 理人君）

それでは、観光振興についての②、答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

鍾乳洞に関しましては、今、沖永良部がかなり力を入れておりまして、昇竜洞の入り口などは、過去何回もいろいろ補修して、今、ケービングというのは、穴にもぐっている活動、観光をするということでもありますけど、そのメッカとして多くの方々が来るようになったということになっております。

島も沖永良部に負けないぐらいの数はあることは確認されていますので、今後、過去にもいろいろな観光地でありましたけども、その辺の復活などは前向きに検討していかなければならないと考えております。

あと、企画課長のほうから具体的に説明をしていただきます。

○企画課長（池田俊博君）

牧議員の質問にお答えいたします。

伊仙町の中には、本当に豊かな観光資源がいっぱいございます。瀬田海、喜念浜等の海水浴場とか、犬田布岬、小原海岸の絶景スポット、古里、鹿浦、前泊、犬田布のウミガメや鯨のビューポイント、戦艦大和、カムイヤキの窯跡、そして新田神社等の歴史、民謡、伝説の地等、そして、阿権集落にあります阿権300年ガジュマルと石垣の小道、小島の暗川、検福の銀竜洞などの癒しのスポットなど、数多くの観光資源がございます。

現在、進められているようなところもございますが、まだまだ未整備のところがありますので、これを有効に生かすのも政策の重要なところであると思います。

町としては、これらの観光資源を生かすように、伊仙町観光事業計画書を作成し、県補助の魅力ある観光地づくり事業で整備が進められないか、検討を行っております。

国立公園化に伴い、環境省事業等と、また県の事業等と相まって、相乗効果を発揮できるような観光地づくりを目指しているところであります。

昨日、美島議員のほうにも答弁の中で少し触れたところがありますが、阿権の平家屋敷のほうの整備等の事業を、今、この事業でできないかということで、今、担当のほうが打ち合わせをやっているところでございますが、この中では、土地とか建物とか、町有地という、町のものであるということと、または、町に所有権がすぐにでも移せるということが対象となるということであり、また、その施設整備をした後の維持管理体制等がしっかりできている、そういったところに優先的に事業ができるということで、今、鋭意、担当の者が阿権集落の方々の一緒になって、この維持管理ができ、この整備がうまくいって、阿権集落の皆さん、地域の皆様の活躍、地域力が発揮できるような仕組みをしながら、この整備を進めてまいりたいと、今、思っているところです。

○3番（牧 徳久君）

今、企画課長の答弁では、阿権集落の平家の屋敷が町に寄附されまして、それをほったらかしているの、これをどうにかしたいということですが、具体的にこれは整備をして、観光客向けに食事等、地元料理等、提供したりするのを作るのか、宿泊施設を作るのか、どれですか。

○企画課長（池田俊博君）

今、この平屋敷跡は、これを整備する、この建物をそのまま利用して、集落の案内所とか、阿権集落に来て、買い物とお土産等が買う場所がないとか、そういうのもありますので、そういうのができるような事業というか、集落の方々と話し合いをしながら、どういったものがこの整備には必要になってくるか、どういったことをすれば観光客の受け入れ体制がしっかりできるか等々を、今、話し合いをしている段階でございます。これが決まった場合に、県のほうに申請をして、事業を進めるようにやってきたいと思っていますところでは。

○3番（牧 徳久君）

以前に、内地から来た女性の方が、この屋敷を管理してみたいということをお願いしていたんですが、その後、その方から連絡はないですか。

○企画課長（池田俊博君）

その話は、1年ぐらい前ですか、そのような話があったんですけど、それから何度か連絡をとろうと町長のほうにも話はしてあるんですけど、連絡はそれ以後ありません。

○3番（牧 徳久君）

どうであれこうであれ、いいんですが、宝を放っておいたら、もう腐れて、もう解体処理するにも、また町の金がかかりますので、今、利用できるうちに、早目早目の対応をしたらいいんじゃないかと思います。

それと、各地区に点在する鍾乳洞についても、以前、興行した観光地として、開発して、個人でしとったんですが、ただ小島と検福の銀竜洞ですが、そのほかにも鍾乳洞は、5、6件、小さいのを含めてあると思いますが、徳之島に来れば、伊仙町にしか、これは、鍾乳洞はないわけですので、両町にはないわけですので、沖永良部においても知名町にしかないわけですので、ぜひ、知名町に負けたくないぐらい、鍾乳洞1つぐらい、小島じゃなくて検福でもいいわけですので、開発を是非していただきたいと思います。

それと、先ほどと連携しますが、国立公園から見ますと、国の100%事業で遊歩道を、先ほど町長がおっしゃったように、義名山でもどこでもいいんですが、ぜひ、国立公園化になった場合の遊歩道、こういったのを小原海岸、ここにも設置できるように要望していただけないのかお伺いします。

○企画課長（池田俊博君）

国立公園になった場合においては、環境省のほうの直轄事業みたいな形で整備ができる事業がございます。その中で、今、奄美にある環境省の出先の機関のほうの方には、小原の整備ができないかということ等は、要望はしてございます。

また、その以外に関して、先ほど町長が話された観光ルート関係の事業に関しては、県のほうの事業としてトレイル事業等を、また県のほうでも計画をしている段階みたいですので、国と県と町と三者が合わさった形の観光地づくりを目指していきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、小原海岸は、昔は、かつては、当時のメッカでありまして、奄美大島本島からも来て寝泊まりして、潮だまりですけど、今のタラソの原点なんですよ。これを直して帰るというぐらいの人気があったわけですので、ぜひ遊歩道を設置すれば、こういったことも実現できますので、今後、この100%事業、頭の隅っこにおいて、環境省にはどしどし要望していただきたいと思います。

続きまして、③番をお願いします。

○議長（琉 理人君）

それでは、観光振興の③なくさみ館の答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

8月の闘牛大会の観戦中でありましたけれども、横綱戦で突然音声が途切れまして、しかも、非常に不可解な、不愉快な、耳に痛いような音がずっと継続して、それが終わったら、比較的みんな落ちついて観戦をしていましたけれども、5、6分かかったんではないかと思います。

あと、企画課長のほうから答弁をしていただきますけれども、科学委員会で、先ほどの補足ですけども、義名山と犬田布岬の断崖に来まして、あそこから湧水しているということには、かなり私、驚いておりましたので、降った雨がずっと地下を流れて、途中で小原のように、滝のように落ちているというのも、非常に関心を持っていましたので、このことも強く要望はしていけると思います。

○企画課長（池田俊博君）

先般のなくさみ館においての、音響施設の不手際というか、関係で、少し迷惑かけたところは、本当、大変申しわけなく思っております。

9月の7日の日に、この音響施設のほうを設置した業者において、どういった状況なのかということ、担当と一緒に確認したところ、その音響設備自体においてあれないと。

その差し込み口等にほこりが入ったり、サビがかかったりして、それで、そういった不快な音が出たということでありました。

企画としても、やっぱりこういった精密機械とか設備ですので、もう少しちゃんとした管理の方法をやっぱりとらないといけないということを、課内のほうで話し合いをしている段階でございます。

それで、こういった不測の事態が生じることは、これから先もあると思われまますので、そういう専門家の方々を配置できるような体制づくりを、施設運営費の負担にならないような状況を勘案しながら検討してまいりたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

この設備においては、まだ2年足らずと、2年前後かな、新しいわけですので、これ、業者が専

属に管理体制が悪い、ほこりやゴミということですが、この業者、かけた業者において、これは、ほこりとゴミがあるからと言われたんですか。

○企画課長（池田俊博君）

9月7日に業者に来てもらいまして、確認させました。そこで、接続部分のところとか、そういうところにほこりがたまっているとか、あと、それをずっと差しっぱなしにしているところが、サビが入っていたりとか、そういうことで、そういうような不快な音が出たということでございます。

○3番（牧 徳久君）

そういうことでありますので、役場の職員では素人で、電気関係もわからないし、音響関係もわからないと思いますので、常時待機するということが無理かも知れませんが、定期的に業者に点検、ほこり、サビとかおっしゃいましたが、こういったのは点検したほうがいいと思いますが、そういう考えはあるのかお伺いします。

○企画課長（池田俊博君）

こういった重要なまた備品、設備でありますので、管理体制等、またしっかりしてまいりたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

伊藤観光ドームでもありますが、ここも音響が悪いということで、主催者が、トイレもない、音響も悪いということで、借りたくないということで、今、伊藤観光ドームでは興行する方が最近少なくなって、もうほとんどいないような状況になっていきますので、ぜひ、今後何回か、10月に2回、全島大会と中量級大会と、国民文化祭の闘牛においても、なくさみ館使用しますので、こういったトラブルが、絶対とは言いませんが、起きないように、本土からも来賓とかいっぱいいらっしゃるわけですので、こういったときは、国民文化祭あたりは専属を呼んだほうがいいと思いますが、どうでしょうか。

○企画課長（池田俊博君）

国民文化祭のときに関しては、その前段階において、前段階というところ、そこで地域女性連等の踊り等の関係等もございまして、そのときには専門家を多分配置できる状況だと思います。

また、その他の関係に、闘牛大会等に関しても、今、企画のほうでは配置の方向で検討をしているところでございますので、よろしくお願ひします。

○3番（牧 徳久君）

なくさみ館の件で聞きまして、関連質問をいたしますが、議長、よろしいですか。

つい先日、徳之島の闘牛連合会で、牛の体重測定が9日の日に軽量級があったわけですが、そのときに3町からこの計量に見物人が多く来ておりまして、ぜひ、目手久のなくさみ館に計量施設を設置してほしいと。

といいますのも、今後は、徳之島の闘牛の主役はなくさみ館だけになる可能性がありますので、ここに闘牛が、毎日、「場所クマシ」って方言でいいますが、持ってくるわけですね。

そうした場合、2日に1回は体重を測りたい方はいるわけですので、ぜひこれを設置してほしいという強い要望がありました。これをまた設置しますと、畜産振興にもなりますし、徳之島でいいますと競り市があるわけですが、子牛の、自分で積んでいって測ることもできるわけですので、子牛、成牛、闘牛だけでなく、畜産振興にも貢献できるわけですので、これを設置すると町費が要るわけですが、今言ったあそこの競り市場に眠っている体重測定器が、以前使用していたものがあるということを知っていますが、これも考慮に入れながら、自分の、町の金でするわけですが、1回体重測定するために500円、ワンコイン、これを入れてもいいですから、ぜひ設置してほしいという要望だったんですが。

例えば、1人500円入れると、1日3回ぐらい、平均やるとして、2～3年で元がとれると思いますので、こういった考えも必要じゃないかと思いますが、町の財源も非常に厳しいわけですので、地域振興事業、大島支所庁管轄の半額補助のそういった事業でも、折衝してできないのかお伺いします。

○企画課長（池田俊博君）

今、通称というか、愛称でなくさみ館と呼ばれておりますが、あの事業は、牧議員のほうはどういった事業で作られたかというのは、本当にしっかりわかっている状態だと思っております。

その中で、「なくさみ」という言葉は使うなということも聞いております。これが、畜産振興という関係でなくて来るんでしたら、企画課でなくて、経済課のほうの畜産のほうで整備していただいたほうが、私としてはよろしいのではないかと、今、思っております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

経済課ということですが、どこにおっても役場は一緒ですので、役場内ですので、経済課長はどう思っていますか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

畜産振興のほうでは、ちゃんと3町の徳之島広域の競り市場がありますので、当日ちゃんと、日々、生産農家の方々は、目安は8カ月の目安の体重は把握できておりますので、畜産振興としては、必要ではないと考えております。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、必要じゃないとかあるとかじゃなくて、こういった住民から要望があるわけですので、宝の持ち腐れがあるわけですので、競り市場に体重測定器があるのを、経済課長、わかりますか。

○経済課長（上木義一君）

確認はしておりません。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ一度確認して、今、使える状態か、使えない状態か、これを確認して、使えるのであれば、これを払い下げなりして整備すれば、安くで済むわけですので、新品入れなくてもいいわけですので、ぜひ今後、こういった、闘牛振興じゃなくて、畜産振興という形で、ぜひ進めていただきたいんですが、どうでしょうか。

○町長（大久保明君）

畜産振興は、成長があるということです。町がなくさみ館を管理していますが、それは、闘牛協会が、そんなにまだ使われて、JAが譲り受けるんだったら、闘牛協会でもらって、そしてあそこに置くということであれば、これは何ら問題ないと思います。

そして、コインを500円入れる、そういうのは、必要はありますか、闘牛協会でもらってきて置くんだったら。

○3番（牧 徳久君）

測るのを要るか要らないかじゃなくて、例えば、競り市場まで行くと、ガソリン代が500円以上かかるわけです。目手久だっただらすぐ、5分間で、伊仙あたりから行けるわけですので、500円を使ったと思って500円入れればいいわけですから、その分、設置した費用は十分返せると思います。

敷地においても、今の駐車場じゃなくて、東側に住宅跡地がありますよね。あそこの敷地も十分ありますので、東側、闘牛場の東側の空き地がありますので、設置は十分可能だと思いますので。

○町長（大久保明君）

経済課長のほうから確認してもらって、全く使っていないんだったら、これはもったいない話ですから、町で譲り受けてもいいし、そして、いろんな制度上、設置できなかつたら、確かに町有地がありますので、そこに置けば確かに問題はないと思いますので、前向きに考えていきたいと思えます。闘牛協会もまた、しっかり協力していただきたいと思えます。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ、闘牛協会と町と力を合わせて、住民の要望に応じてまいりたいと思えますので、よろしく町当局もご協力お願いしたいと思います。

次に、3番目をお願いします。

○議長（琉 理人君）

それでは、大きな3番の土地基盤整備事業の早期着工について答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

ここはもう、3年ほど前から水没して、一旦は水がなくなったんですけども、豪雨のたびに冠水して、今はもう抜けないという状況で、町のほうでもいろいろ、過去いろいろ緊急的な対応をしたり、また試みたりしているところでもありますけれども、この前、地権者、温厚な方でしたけれども、かなり怒られまして、責任を感じております。

具体的な対応に関しては、いろいろ町だけでなく、要因となった事業、県の事業でもありますので、県とも相談して、何かいい対応策はないかということをお急ぎに考えていかなければいけない

と思います。

担当課長のほうから、経緯等について説明をしていただきます。

○耕地課長（穂 浩一君）

ただいまの質問に関して、補足説明を行います。

ご質問の糸木名地区につきましては、当初、平成28年度新規地区で予定をして、進めておりましたが、区画整理予定地内の登記名義人の不明者または登記名義人の死亡で、相続者が多数に上ります。また、この事業自体に反対される方等、かなり多く調査の結果、上がってきたところでもあります。今後、県と今話をして決まったところにつきましては、とりあえず、畑かん部門、国営の犬田布八重竿団地の畑かん部門を先に、平成28年度から新規で行って、その後、詳細な登記名義人の調査やら、反対者の説得等、時間をかけていって、区画整理部門を2期目ということで進めていきたいという形で、今、県と話をしているところであります。

すみません、区画整理については、もう少し時間がかかるものだと思っております。

もう一つのご質問であります糸木名地区の水没畑につきましては、昨年度、議会の視察時に、土地の所有者と一緒に見たところでもあります。土地の所有者から、とりあえずあそこの浸透している穴のようなやつが、幾つかその当時はあったので、そこを中心にちょっと深く重機等で掘ってみたいと思うので、重機借り上げについて何とかお願いができないかというようなお話がありましたので、耕地課のほうで重機借り上げと燃料のほうを負担して、土側溝のようなものですが、深く掘ったところでもあります。

しかしながら、冠水が以前より増して、ちょっと悪くなったような状況であります。

今後の対応につきましては、役場内の関係各課で所有者との話し合いをしながら、何とかいい対策方法を考えていきたいと、今、考えているところであります。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

この件については、私たち議員も見たわけですが、そのときより今回の雨が、50年に一度の雨で量も多かったせいかもしれませんが、上のほうに行きますと、上に農道があるわけですが、その農道も通れない状況になっておりますし、そこに2人の地権者のキビ畑の近く、キビ畑も完成して、今まで冠水していた方の分じゃなくて、そのキビ畑も、キビがもう全滅している状態ですので、これは、ポンプで応急処置として、2台ぐらいで、大型ポンプで川のほうに抜く、水を抜くということもできると思いますが、これを早急に水を掃かすというか、ポンプでくみ上げる考えはありますか。

○耕地課長（穂 浩一君）

ポンプで排水をするというようなお話ではありますが、ちょっと現場を見たところ、いろいろ工夫も必要ではないかと思っております。さらにまた、借り上げ等、財政的な面もありますので、もう少し、月曜日、一緒に議会と現地視察をしますので、そのとき、所有者を含めて話し合いをしながら

ら、この排水処理を含めて、いろんな方法を考えていきたいと、今、考えております。

○3番（牧 徳久君）

以前、ダムに行く道路と、その右に曲がる、右の山奥に行く道があるんですが、その山奥に道を横断して、その下のほうに2筆、犬田布の方と河地の方の地権者がいるんですが、そこは承諾していると、町が予算組まないからできなくなったというお話でもありましたが、そこを掘削、土側溝でも入れれば、その下の2筆の方は困っているんで、それは知らんぷりするわけにはいかないということで、いいという返事ももらっているというふうに聞いたんですが、これは、話し合いもできているのに、町が予算を組まないからできないということでしたが、いい方法もありますわけですので、今後、月曜日にまた現地で見たらわかりますけど。

最初水没した方が言うには、県の畜産団地をつくった関係でこうなりましたから、町がその作物を補償するというお話もしたということ聞いたんですが、こういった話もしたのかお伺いします。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

私が去年、異動してきたわけですけど、その間に関して、そのことの確認はとれていません。

聞いてないです。

○3番（牧 徳久君）

水没した方は、聞き取りしたところ、そういうことを、町が作物を補償してあげると、予算化するということをしきりに言っているものですから、今後、土地改良が、28年予定が地権者の反対、登記の不明でいつになるかわからないわけですので、これをそのまま永久にほったらかしておくというのも大変なことでありますので、面積的にも大きいし、これをだから解決する方法としては、どう考えているのか。

○耕地課長（穂 浩一君）

その土地の所有者については、非常に申しわけないというような気持ちが十分あります。

昨年、土側溝をした後、夏植えですか、キビを植えられて、全然何も収穫できない間に水没したということです。町としてもいろいろ、大変な問題だなと、今、思っているところです。

今、牧議員がお話しされたように、川のほうに土側溝を掘るとか、そういうような現実的にいい方法を地権者含めて、しっかり話し合いをして、早目に、早急に解決していきたいというのは、もう町長含めて、町当局としてもそういう形でありますので、話し合いをしながら、また、牧議員等の助言も聞きながら、いい解決を早期に見つけて、解決していきたいと思っています。

○3番（牧 徳久君）

今、耕地課長がおっしゃいましたように、昨年、キビの夏植えを3反ぐらい植えて、いいキビになっておったんです。そこで、片方の隅っこには、また沖縄の方がおまして、牛の餌を、草を相当の面積を植えたわけですが、これも全滅。地主にとっては大変なことです。これ、原因が今から4年前、本当にさかのぼりますが、横に畜産団地をつくったと。そこに、昔は水が流れよった

と、こんなに水がたまったことはない、今、言っているわけです、地主は。これは、町としても責任はあると思いますが、この補償等は考えているのかどうか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

今、先ほどもお答えしましたように、これは畜産、隣の圃場整備ということで、この事業名としては畜産整備事業で実施した後に水没、流れとったのが流れなくなって、今現在、ため池化しているということです、これは、原因は経済課サイドにあると、今、考えておりますので、私も、穂課長のほうは、去年、議会の視察のときに、ユンボ、掘削等で掘って、作業したということで、穂課長のほうが今答弁してますけど、今度、月曜日に議会現地視察があるわけですので、その段階から、まだ本人とはうちは一回も会ったことがありませんので、そのとき、穂課長が、本人も、受益者のほうも呼んでるということですので、その現地等で、私どものほうも、いろんな話を聞いているうえで夏植え等も、植えつけて、一回も収穫してないということですので、非常に今キビ不作の中で、ゼロということですので、農家のほうはもう大変なことです、月曜日の日に話を聞いて、これはもう経済課サイドのほうで、私のほうがもう対応していくように、今、考えてるところです。

あとは、対応策としては、今、先ほど牧課長がおっしゃったように、補償するとかそういう話等々があったということですので、その経緯等、聞き取りをしながら、また流末処理も無償でさせるという方がいるということですので、その辺も現地で確認をしながら、できるのであれば、もし臨時会等があれば、その段階で予算計上等もしながら、これはもう前向きに、一日でも早く実施をしていきたいと、今、考えているところでございます。

以上です。

○3番（牧 徳久君）

以前、補償等もするということをおっしゃっているわけですので、こういったことも考慮に入れて対応していただきたい。何年も大規模な土地をそのまま池にして、知らんぷりしておくわけにはいかないし、ぜひ町の前向きな対策をお願いしたいと思います。

まず一番先にやっていただきたいのが、ポンプでその水を近くに引き抜く、その次に、おっしゃいました山奥に行く道、管を入れれば、その下は土側溝で、2人の地権者は土側溝でもいいわけですので、もう買収しなくてもそこを、かわいそうだからやっていいよと言っているわけですので、早急に対策を考えていただきたいと思います。

次に、4番目に、お願いします。

○議長（琉 理人君）

それでは、人事についての答弁をお願いします。

○町長（大久保明君）

副町長の人事についてでございます。

私が就任いたしましたして、当初、2年以上にわたって副町長が不在のときがありました。

そのときは、当時の総務課長に相当の苦勞をかけたりました。その後、副町長がまた、前々の副町長がいろんな役割を担っていただきました。

牧議員が指摘しているような、財政的、人件費の問題で、これは副町長を置くとか置かないとかいうことではなくて、副町長の役割ということをいろいろ考えております。

そういった中で、国から地方創生の本部から、各全国の自治体に副町長等で来ている人たちがいますけれども、間接的に連絡をとって聞いたところ、今年、今年度はもういないということで、来年4月からであれば、20代後半から30代の方が、県内においても長島町でも副町長というかたちで、今、頑張っていますけど、聞いたところ、長島町はもとから副町長がおって、新しく副町長を地方創生のほうから、地方創生の国の総合戦略のために招いたということであります。

そういった方が1人、副町長として、副町長の任務というのはいろいろ多岐にわたっておりますので、いいのかどうかなども考えていかなければなりません。

前回、不在のとき、いろいろしたときに、例えば、そのときは総務課長を副町長の立場でいろいろ出張をしたり、いろいろしていました。そうしたときに、総務課長の役割もまた、全課長で補っていくという形になっておりました。

今の伊仙町の全職員をどのようにしたら、職員が機能的にうまく動いていけるかと。

そして、職員を厳しく監視して、指導して、チェックする役割も各課長は担っているわけでありますので、そういうことを考えている中で、町長がこの全部、副町長を課長に任せて、もう私も、交渉などを出張してする機会が多いわけですけれども、そうしたときに、昔ある方が言っていました。町長は、外回りするものだと、中は、そのときは助役以下の方がやるのが行政だということをお聞きして、啞然としたことがありました。

ですから、私は今考えているのは、昨日も答弁したとおり、町長自らが再度現場に行くと。

それは、伊仙町内の各事業を現場に行き確認をしながらやっていくという作業が、今まで足りなかったと思っております。

例えば、いろんな災害の事業等、そのあとの経過がどうなったかなどは、担当がするし、それがうまくいっているかどうかなどを、自ら回ってチェックしないと、この前、かたろわあでえで出て驚いたのは、スプリンクラーの管理がとまっていたということは、全く情報として上がってこなかったのは、それはやはり町長とか、課長ですら知らなかったわけです。しかし、農家の方に怒られて初めて確認したら、情報はとまっていたわけです。

ですから、そういうことを当分の間、徹底してやっていきたいと、今、考えておりますので、もちろんそれは、いろんな役職等はしっかりとしながら、そのことも率先するようにしてやっていくと。そうすることが、各課長が、やはりこのままではいけないと、町長自らが全ての事業をチェックして、町民とのいろんなことを直接聞いていくということは、やらなければいけないと最近思っていますので、そういうことを当分の間しながら、ある程度落ちついてきたときに、また、副町長

というのは、町長と課長だけじゃなくて、目標を完全に一致して、一心同体でやっていくという強い信頼関係が築いていける状況でやっていくときに、副町長の存在価値というものはあるわけですから、そういうことも踏まえて、今後検討をしていきたいと思います。

○3番（牧 徳久君）

町政において、町長が言うのもわかります。町政においては、29年度のダムの償還等5億、まだそれに基金が足りないわけですが、こういったのも含めると、財政的にもやはりこれは厳しいわけですので、先ほど町長がおっしゃいました、昔は町長、各課長自ら、農家に足を運んで、ああ、あっちでもよう頑張っている方への励まし、夏のキビ植えとか、経済課長もそうですけど、農家回って、本当によく頑張っていますねと声をかえたら、農家も励みになるんです。だから、そこ辺へ座ってのうのうとしているのが役場職員じゃないんです。町長じゃないんです。だから、現場に何回も足を運んで町民と語らう、こういったことが今後にも必要になってきますし、また、信頼関係も生まれるわけですので、このことを実現しながら、ぜひ頑張っていたきたいと思います。

また、しばらくの間は保留というかたちになると思いますが、総務課長に対しましては、忙しくなる。また、各課長においても、その分助け合いながら、助役がない分、自分たちが頑張るんだという意気込みで、今後も当分の間は頑張っていたきたいと思いますが、他課長のほうもぜひ協力体制でよろしくをお願いします。

また、職員自ら頑張らないと、財政が厳しくなると、給料カットとなった場合は、自分たちの家族のこともありますし、大変でありますので、ぜひみんなで力を合わせてこの場をしのいでほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（琉 理人君）

これで、牧 徳久君の一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

これで、散会をいたします。

なお、この後、全員協議会を議会委員会室で開催しますので、議員の皆様、ご参集を願います。

散 会 午前11時42分

平成27年第3回伊仙町議会定例会

第 4 日

平成27年9月14日

平成26年度伊仙町一般会計他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成27年 9月14日（月曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第4号）

○日程第1 委員の派遣（目的：決算審査に関わる現地調査）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	7番	福留達也君
8番	前徹志君	9番	明石秀雄君
10番	樺山一君	11番	永岡良一君
12番	伊藤一弘君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（2名）

6番	永田誠君	13番	琉理人君
----	------	-----	------

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐平勝秀君	事務局書記	荻田恭平君
--------	-------	-------	-------

～平成26年度伊仙町一般会計他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

ただいまから、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

当特別委員会は、平成27年9月9日の本会議において付託されました平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算の審査を目的としており、委員会の会期は本日9月14日から16日までの3日間を予定しております。詳細については、お手元に配付してあります議事日程のとおりです。

また、委員の皆様におかれましては、同決算審査において慎重に審査を行った上で、委員会報告書を提出いたしますので、効率的かつ円滑な委員会運営を行えるよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

△ 日程第1 委員の派遣について

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

日程第1 委員の派遣について議題とします。

お諮りします。平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査に関する現地調査を実施するため、伊仙町議会会議規則第74条の規定に基づき、お手元に配付してある委員派遣要求書のとおり、議長へ委員派遣要求書を提出してもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

異議なしと認めます。したがって、委員の派遣については、お手元に配付してあります委員派遣要求書を議長へ提出することに決定しました。

本日はこれで散会します。

散 会 午前10時05分

平成27年第3回伊仙町議会定例会

第 5 日

平成27年9月15日

平成26年度伊仙町一般会計他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成27年 9月15日（火曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第5号）

- 日程第1 認定第1号 平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 認定第7号 平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	7番	福留達也君
8番	前徹志君	9番	明石秀雄君
10番	樺山一君	11番	永岡良一君
12番	伊藤一弘君	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（1名）

6番 永田誠君

1. オブザーバー（1名）

13番 琉理人君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君 事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	総務課長	樺山誠君
企画課長	池田俊博君	税務課長	當吉郎君
町民生活課長	伊藤勝徳君	保健福祉課長	松田一郎君
経済課長	上木義一君	建設課長	中熊俊也君
耕地課長	穂浩一君	環境課長	美延治郷君
水道課長	喜昭也君	農委事務局長	益岡稔君
教育長	直章一郎君	教委総務課長	仲島正敏君
社会教育課長	明勝良君	学給センター所長	永島均君
ほーらい館長	仲武美君	総務課主幹兼財務係長	前元広紀君

～平成26年度伊仙町一般会計他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前10時00分

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

ただいまから、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会を開会します。

審議を始める前に、委員並びに説明員の皆様にお知らせいたします。質疑並びに説明をする際は、決算書並びに主要施策の成果説明書、平成26年度施政方針のページ数を提示した上で各自進めていただきたいと思っております。

また、質疑や答弁をされる場合は、決算書に提示されている件について簡潔明瞭に発言されることを心がけていただき、質疑においては1項目3回までの質問といたします。それ以上の質疑は他の委員の質問に支障を来す関係上許可しませんので、あらかじめ添えておきます。

△ 日程第1 認定第1号 平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

日程第1 認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

決算書の67ページをお開きください。

実質収支に関する調書、歳入総額53億1,406万4,000円、歳出総額52億3,257万3,000円、歳入歳出の差し引き額が8,149万1,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源は、（2）繰越明許費繰越額25万2,000円と（3）事故繰越明許額8万9,000円で、合計額34万1,000円でございます。

実質収支の額は8,115万円でございます。実質収支のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は5,000万円でございます。

ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の質疑を行います。質疑はございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成26年度歳入歳出決算の質疑をいたします。

6ページ、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算書決算事項別明細書についてでありますけれども、同時に説明書の36ページ、37ページをお願いいたします。

最初、9月1日だったのですかね、告示があったのが、告示があった日に告示されたこの決算書と、それからこの明細書を見たときに、中、見てください。数字が違っております、説明書と。このこ

とを担当の課長に電話を入れたら、しまりないということで、たしか3日の土日を挟んでのときでしたけれども、私は、なぜそういうことを言ったかという、きちんとこういう書類を作成し直して各議員に届けるものだろうと期待をしていました。

ところが、全く連絡もないものですから、昨日朝になって担当課長を呼んでどうなっているのと言ったら、今日差し替えをしますということで、昨日その差し替え分をもらいました。

そうしたら、数字が間違っていたということでありまして、昨日見て夕べずっと精査をしましたが、こういうようなことがあって、なぜこういうことが、内容についてはもう言いません。

なぜこういうことが頻繁に起こるのか、これは毎回議会のたびに何かあります。

そのたびに私は注意をしていました。しっかりしてくださいよということを注意しておりました。

そこで、私はちょっと聞いたりしていたら、職員の異動が非常に激しいのではないかと、特にこの税関係の担当は、たしか課長が1年で3人代わったと思いますが、肝心の税金を徴収する課の課長が3人もかわる。しかも、決算時期になった8月1日からまたかわっている。

これは町長が言っている適材適所、いろいろありますけれども、このこういう職員の異動についての町長の責任は、私は重大と思っています。また、他の課にもあると私は思っております。

慣れたところにすぐ異動させる。

なぜこういうことをするのか、町長にまず伺ってから質疑をいたします、次に移ります。

○町長（大久保明君）

町長就任当初、異動が多いということで議会でも相当批判を受けました。その後は責任を持って課長ないし他の職員も仕事が全うできるような形を進めております。

今回の税務課の異動に関しましては、1人が体調不良ということでありました。

今も治療中でございます。次の方もまた体調不良という形になっての苦肉の異動でございますので、決していたずらに異動を多くしているわけではないと思っております。

○14番（美島盛秀君）

職員も一生懸命頑張っているとは思いますが、そういたずらに異動するということはあってはならないわけでありまして、私は一般質問の中でもしがらみから脱却しなければいけないということを言いました。そういう長年の町長のそういう政治姿勢が私はこういう結果を生み出していると思っておりますが、そこらあたりは町長の今後の努力に期待をしたいと思っておりますし、また職員の努力にも期待をして見守っていきたいと思っておりますが、そこで、今言った数字的なこと、これについては差し替えが昨日ありましたので、見ました。

ところが、ずっと私見ておって、告示されて予算書を精査している。そういう中で、明日から委員会があるというときに急に差し替えられたら戸惑ってしまうんですよ、こんな数字をいっぱい並べているのを見たらですね。だから、そこらあたりを私は議会を軽視しているとしか思えない。

議会はてげてげでいいだろうと、認めてくれるだろうと、そういう思いが職員にあってこういう結果を招いている。その指導のできないのは町長にある、私はそう思っています。

ですから、ちょっと見たら財務の担当もかわっているようでありますけれども、その後差し替えた理由、数字を間違えた理由、説明をまずお願いいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

ただいま美島議員の質問にお答えします。

まずもって、私、8月1日に税務課長を拝命したわけですが、それまで税務関係は担当したことがありませんでしたが、その前に決算等のくくりは終わっておりまして、8月の末ぐらいですか、成果説明書のチェック等がありまして、成果説明書等を私も目を通してはいましたが、この決算額というのと見比べてなかったということで、それは私の落ち度かと思えます。

初めて告示がなされて書類を見たときに、何か数字がおかしいなあということで精査してみましたら、やっぱり入れるべき正しい数字が入っていなかったということで、この36ページの表2と、それから37ページの表4、それからそれに関連して表5、それと表6のほうには数字の入れ間違いがありまして、決算書とは整合性がなかったということがわかりまして、本当に、もっと前に気づくべきではありましたが、そこら辺はちょっと私のほうも税務課のほうの会計等がよくわからずに申しわけなかったと思っております。

それで、皆さんにお配りをしてあります、まず表2ですが、この表の性質上、まず26年度の調定額というところは、滞納繰越分に関していろいろ町民税、資産税、軽自動車税等は不納欠損をしてあるわけなんです、最初に入れるべき数字は不納欠損をする前の調定額を入れるべき表でありました。

それを不納欠損をした最終の調定額を入れた関係上、一番右端に出てくる収入未済額が決算書でいい収入未済額と整合性がないような表になっておりましたことを皆さんにまたご理解をしていただきたいと思えます。

それと、表4ですが、表4の町民税の部分が、金額のところで数字の入力間違いがありました。その数字をまた表2の不納欠損のところに入力してあるということでもまた収入未済額は全然決算書とは突合しないということになっておりました。

それと、表5の分納誓約及び納付状況のところで、人数の合計額が全然違う、たしか40件ですかね、課のほうでは毎年同じような帳票を繰り返し差し替えみたいに使っていて、そこに計算式をちゃんと入れておけば間違いなかったと思いますが、前年の数字あたりがよくよく見ますと入っているような状況でありましたので、そこらの数字にも訂正をお願いしたいと思えます。

あわせて、関連して27年度の徴収計画の表6の表であります、前の表で間違っている関連から、引き続き27年度の調定額の滞納繰越分それぞれの数字が違う数字をまた入力してあったということでございます。

大変皆さんには成果説明書と決算額とはもう全然整合性がないような状況をそのまま差し出して審査をしていただくということになりまして、本当に申しわけありませんでした。

○14番（美島盛秀君）

差し替えたのと、それから決算書とあわせれば精査すれば合致すると思いますけれども、町長も公務員は文書で始まって文書で終わるということをおっしゃっていました。

そういうことで、しっかりと今後こういうことにも気を引き締めて取り組まなければいけない、私は気の緩みからこういうことが出てきていると思いますので、ぜひこういうこと、2回も3回も照らし合わせてみてみるということが大事だと思いますので、今後は、いつも今後今後とばかり言わせないで、もうこれが最後にするようお願いをしたいと思います。

それと、6ページの法人税の収入未済額の137万8,600円、この額、法人の滞納繰越分だと思えますけれども、その滞納者、どのような意図なのか、説明をお願いいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

ただいまの質問にお答えをします。

これはちょっと大手の地元の業者さんだと思いますが、たしか年度が滞納繰越分は3月末までであります。たしか4月には入金されていると聞いております。

ですから、27年度の調定額の差し替えをした計画表を見ていただきたいと思います。

滞納繰越分は148万4,600円ですが、既にもう27年度では139万9,900円ぐらいは徴収できるということで、こちらのほうに載せてありますので、たしか金額的には幾らか覚えていないんですが、結構の金額徴収はされておりますので、計画のほうでも徴収、右側の徴収率のほうでも、昨年度は12.61%でしたが、今年法人税の繰越分は94.29%徴収するというので、計画のほうにはのせてあります。

○14番（美島盛秀君）

これ決算ですよ、26年の、4月以降徴収されたのであれば、その徴収された額をここに記入、残額を記入しなければならないのでは。

○税務課長（當 吉郎君）

滞納繰越分は3月までで徴収を締めるわけですよ。普通の通常の会計は5月31日まで徴収できるわけですが、滞納分に関しては3月31日まで徴収することになっておりますので、そこら辺ご理解いただきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、26年度の滞納繰越分は、27年度の3月31日まで滞納で残るということですね、ここで数字が変わらないということは、それは、ちょっと事務的に私はおかしいのではないかなと思いますけれどもね、そこはあとまた後で研修してください、勉強してください。

そして、その上の個人の町民税の不納欠損を落としているわけですが、5年経過したら不納欠損ができるという法的な根拠もあるわけですが、そのことに関連して、説明書の36ページ、表の3、26年度は財産調査件数など0件になっていて、全然仕事していないということです。

住所の調査や、あるいは滞納者を調査するということを全くやっていない、仕事していないということですよ、どうですか。

○税務課長（當 吉郎君）

確かに26年度は財産の調査等を行っていません。実を申しますと、26年度ですか、当時の課長さんがちょっと9月ぐらいから体調を壊して、そういった取り組みが課としてちょっとできにくかったということと、あと職員の異動等もありましたけれども、あとその調査に関しては手数料が要るということで、26年度は調査手数料、予算措置等がなされてなくてすることができなかったということを知っています。

ちなみに、27年度におきましては、調査等進めているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

そういう調査等、確認等もしないで、これだけ442万も不納欠損で落としているわけですよ。

ちゃんとした理由があって不納欠損というのはしなければいけないと、きちんと法的な根拠がうたわれているわけですよ。そういうこともしないで、勝手に不納欠損する。

そして、36ページの表の上のほうに徴収額は表2のとおりで、目標が達成できなかった。

要因として台風被害の影響云々、そして徴収においても影響を受けたと思われると、こう書いているわけですが、やはり私がいつも言っている、農家の収入がないと税金も納められないということを役場も認めているわけです。

だから、一つ一つ議会で取り上げられることを真剣に取り組まなかった。そういう結果がこういう大きな間違い等などに結びついていく、これは怠慢だとしか私には考えられない。

もう私も本当うんざりしています。

また、先般の私の一般質問の中で町長は、美島議員はすぐかちんとくるからねと言ったけども、本当に失礼なことですよ。こういう自分のやるべきことはやらないでおって、かちんとくるとか、議会に向かって言うこと自体、町長の資質を私は言いたい。

まあいろいろありますけれども、伊喜副町長が退職したのも、私は理解ができます。

こういうことを言って、今後二度とこういうことを起こさないことを忠告して、質疑終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○3番（牧 徳久君）

26年度歳入歳出決算書の質疑をいたします。

先ほど美島議員からもありましたが、町税の収入未済額が4,100万、町税含めて、それから分担金が、現年度分が800万で計6,900万円、住宅料3,400万、このように多額の町税の収入未済額があるわけですが、これをどのようにして努力して徴収に向けて取り組んでいるのか、お伺いしてみたいと思います。

○総務課長（樺山 誠君）

現在の取り組み状況でございますけれども、徴収対策会議等によって行っているところでございます。

27年度の中でも26年度の反省といたしまして、まず、徴収対策会議でやったことに関しまして、監査の意見書をもとにしっかりした勉強会を行うということと、これから27年度に向けての徴収の計画というような状況、あと耕地課の滞納分に関しましては、耕地課と町長と総務課長で再度どのように徴収をしていくか、あるいは徴収の中で事業前に徴収をできる方法がないか、その辺も含めて土地改良法の中を勉強しながらしっかり事業を継続していくためにどのように徴収するかということも含めて、やっているところです。

今回の徴収対策会議においては、副町長不在ということで、町長にも出席していただきまして、一緒に実施をしている状況でございます。

○3番（牧 徳久君）

総務課長がおっしゃるとおり、今後伊仙町においては、面工事もまだ新規地区も何カ所か残っております関係上、このように膨大な7,000万近くの借金が膨らんだ、1割町が持つわけですが、町が持って受益者には分担金という形で、借金という形で今現在残っているわけですが、今後、この事業推進に当たっては、強力にこれを徴収しないと、今後の畑かん事業、もう三京ダムも湛水試験終わります、いよいよ来年あたりから通水が始まると思いますが、伊仙町においては、3つのダムの水は今来ていますが、この三京ダムの水が来れば単収もアップすると思いますので、ぜひこの耕地課の分担金は強力に徴収しないと今後の事業運営に支障を来すと思いますが、耕地課長の意見をお伺いしたいと思います。

○耕地課長（穂 浩一君）

ただいまの牧議員のご質問にお答えをしたいと思います。

耕地課におきましては、26年度は25年度に比べまして特に滞納分についても半分程度の徴収率になっております。

この大きな原因としましては、やはり私ども耕地課内の徴収体制がしっかりしていない、余り進められなかったというところが大きな部分であります。

今年度27年度につきましては、徴収対策会議の中でも耕地課のほうに特に力を入れていくということで、年末、年度末を待たずに定期的な徴収や、あと畑総事業につきましては、分担金を前もって半分程度でもいただけるのかとか、あとは畑かん事業が今後のメインになっていくわけでございますので、区画整理分の分担金が残っている方等については、区画整理分の分担金をいただいてから畑かんをするとか、いろんな方法を考えて進めていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ徴収には力を入れて、財政が厳しい中でのことですので力を入れていただきたいし、また、農家にとっても台風被害やいろいろな害虫被害等民有地被害で大変とは思いますが、この畑を整備して使いやすくなった分、それだけ何年経過したかわかりませんが、収益を上げているわけですので、分担金の額が高額な方は年々分納契約とか話し合いによってできる可能性もあると思いますので、ぜひ努力をしていただきたいと思います。

ページをさかのぼりますが、6ページのたばこ税、88万円ほど増額、当初予算から増額になっているわけですが、徳之島町では以前の新聞に、鹿児島県一たばこ税が高いということもありましたが、伊仙町では以前も私は質問、商工会にもお願いして、たばこは地元で買いたまおうということのを店頭に掲げ出してはどうかということのを商工会の会合の中でも言った覚えがありますが、こういった努力をされているのか、税務課にお伺いします。

○税務課長（當 吉郎君）

私も8月来てすぐ、そこら辺のところはまだよくわかりませんが、税務課としましては、各職員の出張のときやらそういった面を通しては町内でたばこを買うようにというような職員間の周知とか、そこら辺はやっております。

また、今後また町挙げていろんな町民の皆様にもそういった周知を行って、1円でも多くたばこ税が伊仙町に納められるように努力をしていきたいと思っております。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ貴重なこれも財源となっていくわけですので、頑張ってくださいと思います。

次に、44ページの中の18の特産品製造プロジェクト事業費の工事請負費ですが、86万も残があったのに、議会の予算で落とされる、決算で不用額となっているわけですが、工事は契約したら残額はすぐわかるわけですので、なぜ不用額となったのか、お伺いします。

○経済課長（上木義一君）

牧議員の質問にお答えします。

不用額の86万2,000円、大きい数字ですけど、水道管等の布設ということで、ぎりぎりまで残が出るか出ないかというのが、想定はしながら進んでいたわけですけど、ぎりぎりまで工期を引っ張りながら対応したということで、最終に専決で落としたということです。

○3番（牧 徳久君）

不用額で残っているということは、最終の専決処分にも間に合わなかったということで、不用額となったわけですが、今後、大きな金額5万以上のものはなるべく決算で不用額としては残らないように、予算で今後も処理するように、大きな金額を残らないようにしていただきたいと思っております。

それから、50ページの社会資本整備交付金事業費の伊仙馬根線の繰越明許費が、公有財産購入費が400万と補償補填が2,500万、これはどのような理由で明繰りになったのか、お聞きします。

○建設課長（中熊俊也君）

今の質問にお答えします。

まず、公有財産購入費につきましては、地元にいるその関係者とは話は決まりましたが、また地元以外の方からもうちょっと待ってくれと、自分が帰ってくるまで、契約を待ってくれと言われてまして、それで帰ってきて説明したら、もうすぐ契約に至るところであります。

それと、この補償額においても、似たような内容であります。

○3番（牧 徳久君）

これ繰り越しされているわけですが、今年度はもう大丈夫ということですね。

○建設課長（中熊俊也君）

はい、大丈夫です。

○3番（牧 徳久君）

先ほどと同じような関連になってきますが、教育委員会のほうでも原材料費とか、例えば56ページのこれは原材料費、56ページの上から4行目ぐらいかな、10万が残っております。

その次のページの58ページの5万とか、残っておりますが、この不用額もこれはなるべく不用額として5万以上のものは残さずに、使い切るのもなんですが、なるべく予算でするようにしたいと思います。

あと同じような質問で、61ページの義名山公園管理費においても、需用費が16万5,000円かな、こういった大きい金額はなるべく予算で落とすようにお願いします。

それと、65ページの公債費の元金が7億5,700万、利子が1億1,000万、計9億近くあるわけですが、今公債比率はどれぐらいになっていますか。

○総務課長（樺山 誠君）

成果説明書の1ページの（2）の財政指数等の状況の中の実質公債費比率3カ年平均というのがありまして、平成26年度で12.7%になっております。

○3番（牧 徳久君）

12.7であれば、18以下ですので、まだ大丈夫かとは思いますが、これから基金と今年また5,000万積み立てが26年度にされたわけですが、基金の残高は、今年を含めていくらですか。

○総務課長（樺山 誠君）

同じ表の一番下のほうに基金の内訳がございますので、この内訳のとおりでございます。

財政調整基金と減債基金で6億7,300万程度ございますけども、我々まだまだこの基金の状況が不足しているということで、公債費比率12.7%という状況ですけども、安心はしていただけないというような状況でございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○3番（牧 徳久君）

ぜひ三京ダムの返還までは6億ぐらい要る予定ですので、努力して基金積み立てのほうにしたいと思っています。

これで質問を終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○5番（美山 保君）

一般会計歳入歳出決算事項別明細書、歳入1ページ、1、町民税、1、町民税滞納繰越分133万5,700円、2、固定資産税滞納繰越分273万800円、3、軽自動車税滞納繰越分31万200円、計442万6,700円、不納欠損としなければならないその理由、それぞれお願いします。

○税務課長（當 吉郎君）

36ページの右下のほうに書いてありますけれども、地方税法第18条において、消滅時効の成立した案件を不納欠損処分としたということで、法定の時効消滅期間が5年間でありますので、たしか平成21年度分のそれぞれの滞納分ですか、不納欠損になったわけですが、それぞれまた税の性質等にもよりますけれども、生活困窮や、また税ごとにまた死亡して債権の請求ができなかったとか、そういったのとあと車、軽自動車税あたりは死亡あるいはまた転出して、結局車を廃車処分せずに転出していった方とか、あと死亡した方や、あるいはまた、中には廃車をせずに車を乗りかえたりして、その車そのものはもう一切使っていないにもかかわらず、そのまま税金だけが残ってしまっているような状況が見受けられました。

○5番（美山 保君）

その徴収方法としてどういう対策をとっているのか教えてください。

○税務課長（當 吉郎君）

それぞれの税によりますが、債権者が確認できる皆さんにおいては、債権者にまたお願いをして納税していただくようにということをお願いはしていますが。例えば、今の徴収方法としては3名の方をお願いして東部、中部、西部、あともう1件だけ、下検福だけ別で駐在委の方に徴収を普段はお願いして、また職員のほうではそれぞれまた役場に来ていただけない方の電話等とかありましたら、こちらのほうから伺って、また徴収をしている状況でございます。

今後また徴収対策会議等も開催しまして、それぞれの税ごと性質もありますので、精査しながら職員で分担し、夜間徴収等も取り入れて、昨年度よりは1%でも多く徴収できる体制づくりからまず進めて、今後また徴収のほうを心がけていきたいと思えます。

○5番（美山 保君）

軽自動車税とか単車税、結局、今本当に軽自動車税を納めない方は、車の車検とかそういうのはどういう態勢になっているのか、車検を受けないで放置されているのか。

それと、各家庭回って、そういう車検、結局単車なんか特に5年も6年も放置して、もう自分が車検を受けなければそれはそれでいいものだと、そういう思いの方がいらっしゃるのではないかと。

そして、そういうのをやっぱり個人に教えてあげて、特に単車の税金とかは、廃車をしなければ、ずっと毎年お金は取られますよということをやっぱり指導しなければ、恐らくもうしなければいいものだと、そういう思い込みをされている方もいらっしゃると思えます。ですので、個人個人にそういう指導をするように心がけてください。

終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

決算書の41ページの21貸付金の500万の問題ですが、これについては我々がこの経営状態について

の口出しができないものですから。まず、いつごろまでこの状態を続けるのか、お願いいたします。

○経済課長（上木義一君）

明石議員の質問にお答えします。

当初予算で今年27年度限りということをお願いしておりますので、本年度までとしたいと思います。

○9番（明石秀雄君）

今聞くとところによりますと、1億を売り上げたとか、最近まだ今年のもは聞いていませんが、仕事はそれなりにやっておりますので、伊仙町本体自体が非常に財政難で困っているところに、そこに貸し付けるほどの余裕はないと思いますので、ぜひある時期に来たら、ちゃんとけじめをつけていただきたいと思います。

それから、成果説明書の1、2ページ。今年も相変わらず財政的なものは非常に厳しいということが数字を見ておわかりになるかと思います。類似団体に比べても、非常に数値が悪い。

何とかして、これを脱しないと今後非常に厳しいと思います。経常収支比率が既に93%、もうちょっとしたら首が回らなくなる。それこそ東北、あの辺のような事故があれば全く身動きできないような財政力は膠着化していると、こう見られるわけです。これを改善する手だては、計画はあるのかないのか。

○総務課長（樺山 誠君）

この質問に関しましては、再三質問も、答弁もしてきているところでございますけども、まずは町の徴収率、徴収をちゃんとすることから始まり、無駄な予算配分あるいは事業に関しても優先順位をつけて、民間が負担するものは民間に負担していただくと、町でやるものに関しては、優先順位をつけながらしっかりしていくというような状況。

あと、この表の中でも、2ページの経常収支比率の状況の中でも、今年度3.3ポイント、25年度と比較しますと26年度の比率が上昇しているという状況の中で、我々も危惧しているところでございますけども、この中で物件への電気代だとかあるいは上がっているのが、あと補助費の輸送コスト関係あるいは航空運賃の低減の助成関係、そういうのが増えた関係で、この経常収支のポイントが上がってきているとは思いますが、しかし、やるべきことをしっかり制御しながらやるということが一番大事なことだと思っているので、よろしく願いいたしたいと思います。

○9番（明石秀雄君）

ラスパイレス指数が類似団体よりも少し低いような、それを低いとかいうわけでもないんですが、にもかかわらずして、人件費が経常収支比率状況のこの表を見ますと非常に高いという状況であります。これを改善する方策、計画などないのかお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

人件に関しましても、今考えているところが早期退職者を募ったりだとか、あるいは退職後の再雇用の募集をしたりだとかそのようなことをしながら、あと職員の数も条例の定員で150名でございますけども、今平成26年度の状況で139名の職員でございます。あと、平成27年度は139名から2名

程度落とした状況で、業務ができるような状況で少し職員の数も減らしていかなきゃいけないということ等を考えながら、採用試験においても毎年採用をしていくと。

これはなぜ毎年採用するかというと、1年から2年ぐらいはなかなか仕事になれるのが一生懸命で、戦力として十二分じゃないところもあるので、一挙に入れた場合にその状況の比率が大きくなるということで、毎年空きがある中の状況でやっていきたいと。

あと、採用試験の基準に関しましては、町長とお話をしているところでございますけども、140名を超さないというような状況の中で、人数も絞り込むような状況でやっていかなきゃいけないというふうに思っておりますので、そういうことです。

○9番（明石秀雄君）

それぞれ努力はしているような声が聞こえますけれども、やはり財政をしていくためには計画、財政計画は5年なり、または10年パターンでちゃんとつくられているのかどうかお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

財政計画に関しましては策定をしております。あと県の財務診断も昨年度実施してもらいまして、今年度も引き続き財務診断を10月の中旬に実施をする予定で、今動いているところでございます。

○9番（明石秀雄君）

ぜひ診断を受けるだけではなくして、その指摘されたことは一つずつでも改善をしていくということに努力をしていただきたいと思います。

確かに、この数字を見てみますと、今年も数字では、赤字ではないわけです。

しかし、実質単年度は赤字なわけです。各それぞれ会計もあると思いますが、全部それぞれに繰り出しをしたり、繰り入れをしたり、また貯金を崩すとかいろいろなことをして形は整えているようですが、実質的には、その年、その年に比べると赤字になっていると。

これも計画的にやはり財政を運営していけば、私的に単年度は直せると思っております。

事業を見直すとかがいろいろなことを努力すればできると思っておりますので、ぜひこれを直していただきたいと思っております。

それから、ぜひ財政計画をしっかりとつくって、それに沿って運用していけば、やはり単年度は何とか取りつくろうと思っております。その努力をしていただきたいと思いますということを要望いたしまして終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

○7番（福留達也君）

今の明石議員の質問を聞きながら思いましたが、監査報告書の2ページをお願いします。

この審査の結果ですが、毎年見ながら違和感がありましたが、それぞれ一般会計から特別関係まであるわけですが、それぞれ黒字、一般会計、特別会計が黒字という形で終わっている記載ですよ。

僕は、どうもいまちはっきりしなくて、一般会計は8,149万の黒字となり5,000万を積み立てにしてあると。一般会計は4億8,000万ぐらいの記載をして、これぐらいの黒字になっているが、他の会計に5億以上の繰出金をして4億ぐらいでおさまっているから、一般会計としては無難といや無難なのかなと思いつつながら、問題は特別会計のほうです。

例えば国民健康保険、(2)の国民健康保険の中、361万の黒字となりと記載してありますけれども、これ一般会計から1億9,000万ほど入れてあるわけです。介護保険にしてもそうです。

こういった、繰り入れをしていいから繰り入れをして帳尻を合わすと思いますが。

この書き方として、国保会計なり特別会計というのが、それぞれ独自の会計では、これぐらいのマイナスになるよとか厳しい現状ですよと、我々議会もまずそういったこと言った後じゃないと、なかなか徴収をきちんとしてくれ、何をしますとか言っても、なかなか危機感をみんな持たないのではないかと。こういった「黒字ですよ、黒字ですよ」という監査報告書見の改善というのはできないのでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

監査意見書に関しましては、伊仙町の監査委員のほうで26年度の歳入歳出の決算書をもとに、監査をした結果を書いていただきますが、この表現に関しては我々が執行部のほうでとやかく言うべきことじゃございませんので、監査のほうと、これからまたいろいろ意見交換をしながらやっていきたいと思っております。

○7番（福留達也君）

初日に町長のほうから報告があった健全化判断比率なり資金不足率に関しても、実際に繰り入れがなかったら特別会計なんか財政再建団体とはいきませんが、そこぐらいまでいくような大変な状況だと思えます。

これちなみに、総務課長に聞きますが、他の市町村も同じように繰り入れがなければ特別会計というのは厳しい危機的な状況なのでしょうか。

○総務課長（樺山 誠君）

大体他の市町村の決算書、予算書の状況を見ますと、やっぱり一般会計から特別会計への繰り入れというのは非常に多くて、それぞれの特別会計に関して、昨年の県の財務診断をさせた中でも意見の中でありましたが、町民が負担する部分に関して、その負担の金額もしっかり精査をしていただきたいと。

ということは何を言おうとしているかと言うと、一般から繰り入れが多いわけですよ、多いから適正な価格にやっていると。

しかし、適正な価格という形で価格を決めても、なかなか納税していただく方、負担していただく方が負担できないような状況だと困るので、そういうものも含めて特別会計のほうの中でもしっかり議論していただくようお願いをしているところでございます。

○7番（福留達也君）

その監査意見書の5ページです。徴収率、真ん中あたりの公営住宅使用料の57%あるいはその下の農林水産のその11%、下のほうの水道の47%とか厳しい徴収率だなと思いつつも。

言いたいことは、この監査意見書の書き方なんかで本当に特別会計なんかは大変な状況ですよ、どの会計も黒字ですよ簡単に書かずに、実質はその繰り入れが相当あって大変な状況になっているというのを、まず議員もわかって、そういったことで町民にもわかってもらって、危機感を持って、滞納率の徴収率の向上なんかにも努めていけたらいいのかなと思っています。

ぜひこの書き方を、様式が決まっていたら仕方ありませんが、独自に一般財源からどれぐらい繰り入れて乗り切っているとか、そういったより実質をわかりやすいような工夫をしていただきたいと思います。

以上です。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時11分

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ございませんか。

○11番（永岡良一君）

それでは、2点ほど質問させていただきたいと思います。

先ほどからも徴税の関係で質問がありましたが、6ページの法人税の5万円不納欠損してございますけども、この今現在法人の方は、仕事のほうはどのような状況になっておられるのかお尋ねいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

今の法人税ですが、私が聞いているのは廃業なさっているというようなことを聞いております。

○11番（永岡良一君）

また、あと148万4,600円ありますが、この方々は現在どのような状況になっておられるか。

○税務課長（當 吉郎君）

先ほどの美島議員のほうでも少し説明しましたが、滞納繰越額というのは3月31日までが納期限です。それで決算は閉めるわけですが、3月を過ぎてから大口の納入がありまして、滞納が148万なっていますが、実質的にはある程度もう納められていることをご理解していただきたいと思います。3月過ぎて行きますと、あくまでも3月31日まで支払った分、支払いされていない以降は滞納のほうにまた回ってしまうということで、それを過ぎてから納入された方がいるということをご理解していただきたいと思います。

○11番（永岡良一君）

わかりました。じゃ、法人税は来年度からは、このような不納欠損等は0件ということで理解を
していきたいと思います。

続きまして、教育委員会のほうへお尋ねをいたします。成果説明書の67、68ページを見ていただ
いたら、基本方針とか重点施策とか英語教育の充実等々いろいろ本当にいいことが教育関係でうた
われていますが、68ページの信頼される学校づくりの推進、教職員の資質向上とあるが、教職員は
児童生徒に指導をする立場ですが、教職員はどのような対応を教育委員会か教育長か、また町長か
学校長がということをお尋ねします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

ただいまの永岡議員の質問にお答えいたします。

教職員に対しましては、学校長のほうで指導するようになっております。

○11番（永岡良一君）

わかりました。校長ということで、学校長のほうに教育委員会のほうから言われると思いますが、
何日前かに総務課長にも見てもらうようにいったと思いますが、住宅の庭の雑草等が、私が見たと
ころは1軒、2軒ですが、それは教育総務課長にちょっと見てもらいたいということを行いました
が、現状見ていただけたかどうかお尋ねをいたします。

○教委総務課長（仲島正敏君）

先週、永岡議員のほうからそのようなご指摘を受けましたので、伊仙町内の教員住宅を全て見て
まいりました。委員のおっしゃるとおりに、環境美化のほうがされてない住宅が数棟あったという
ことで、今後までそちらのほうはお願いしていきたいなと思っております。

○11番（永岡良一君）

ぜひ、これは学校長から指導されるということですが、たまたまこの2、3日前、運動会のとき
に、私の集落ですが、地域の方々が余りに目に余るということで、2回ほど雑草を取ったというこ
とでしたが、しかしながら先生は何も言ってこない、自分らが果たしてやっていいのかどうかも
わからないと。全然対応できてないことを思って、これからそんなことを、はっきり言ってしなく
ていいと思うが、目に余るということで地域の方々が美化をやっていたそうです。

生徒を指導する立場の先生が、校内ではちらしたらいけないよとか、ちゃんとしなさいよという
立場の方が、家の中は実際目に見えませんが、それはもうそれぞれ個人的にもあると思うが、そ
ういうところをぜひ教育委員会のほうから学校長へと指導していただき、やはり指導する立場の方
がこういうことをやってはいけないと思います。ぜひそこは指導していただきたいと思います。

教育関係、子供たちにしつけをする側から、ちゃんと襟を正してやっていただきたいと思いま
す。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

どうもすみません、先ほどちょっと忘れましたので、1件だけ。成果説明書の12ページの（5）退職手当組合負担金の件ですが、現在退職手当組合のほうへ毎年負担金を支払っていると思いますが、27年度の4月1日でも、6月でも、9月現在でもいいですが、どれぐらいのお金が積み立てられているのかお伺いします。

○総務課長（樺山 誠君）

26年末で38億1,780万7,000円が積み立てられておりまして、その中から累計の額が今の額です。組合から本町にこれまで払われた累計が37億1,526万4,000円で、現在残っている額が1億254万3,000円です。

○9番（明石秀雄君）

3年ぐらい前、1億ぐらいあったという話を僕は聞いているが、これを切り崩して使ったらどうですか。全部じゃないですよ。今年もまた1億いくらか退職者の予定を計算すれば、ある程度どれぐらい要るのかわかるでしょう。計算ができるでしょう。それはどれぐらい余るのが出れば、今年も1億3,870万6,935円、4期に分けて支払いするわけですから1億ぐらいは余るはずですよ。それ以上積み立てる必要がないので、切り崩して使ったらどうですか、できませんか。

○総務課長（樺山 誠君）

今の明石委員のご指摘、研究してみたいと思います。そのかわり、取り壊して使えということは、我々今、これまで答弁してきたことに我々が反すると思っておりますので、やっぱりちゃんとした使い道があつてこそ、そういう状況になると思いますので、その辺も含めてしっかり精査をしていきたいと思ひます。

○9番（明石秀雄君）

単年度で赤字になっているような状態で使わない金が積み立てられているわけです。要するに1億でなくても5,000万でも、それは今年度の赤字は解消される。私はそれでいいと思ひています。検討してよければ、ぜひやっていただきたいと思ひます。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。
ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時46分

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算を採決します。この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

お諮りします。伊仙町議会会議規則25条第2項の規定により、本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、本日予定された残りの議事日程につきましては、明日9月16日に再開いたします。お疲れさまでした。

延 会 午前11時48分

平成27年第3回伊仙町議会定例会

第 6 日

平成27年9月16日

平成26年度伊仙町一般会計他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会

平成27年 9月16日（水曜日） 午前10時 開議

1. 議事日程（第6号）

- 日程第1 認定第1号 平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第2 認定第2号 平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第3 認定第3号 平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第4 認定第4号 平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第5 認定第5号 平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第6 認定第6号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）
- 日程第7 認定第7号 平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（補足説明～質疑～討論～起立採決）

1. 出席議員（12名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	平博人君	2番	岡林剛也君
3番	牧徳久君	4番	上木千恵造君
5番	美山保君	6番	—
7番	福留達也君	8番	前徹志君
9番	明石秀雄君	10番	樺山一君
11番	永岡良一君	12番	伊藤一弘君
13番	—	14番	美島盛秀君

1. 欠席議員（1名）

6番 永田誠君

1 オブザーバー出席議員（1名）

13番 琉理人君

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 佐平勝秀君

事務局書記 荻田恭平君

1. 説明のため出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	大久保明君	副町長	—
総務課長	樺山誠君	企画課長	池田俊博君
税務課長	當吉郎君	町民生活課長	伊藤勝徳君
保健福祉課長	松田一郎君	経済課長	上木義一君
建設課長	中熊俊也君	耕地課長	穂浩一君
環境課長	美延治郷君	水道課長	喜昭也君
農委事務局長	益岡稔君	教育長	直章一郎君
教委総務課長	仲島正敏君	社会教育課長	明勝良君
学給センター所長	永島均君	ほーらい館長	仲武美君
総務課主幹兼財務係長	前元広紀君		

～平成26年度伊仙町一般会計他 6 特別会計歳入歳出決算審査特別委員会～

△開 会（開議） 午前 10 時 00 分

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

日程第 2 認定第 2 号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を議題とし、昨日の議事を続けます。

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について補足説明をいたします。

まず、決算書の最後のページを、お開き願いたいと思います。

実質収支に関する調書ということで、歳入総額は11億5,256万2,000円、歳出総額11億4,894万9,000円、歳入歳出差し引き額として361万3,000円、実質収支額、同じく361万3,000円ということがございます。基金繰入額として、200万円を繰り入れするというようにしております。

なお、成果説明書については、43ページをお開きください。

まず、保険税については税務課のほうで行っておりますので、給付費関係についてご説明いたします。

療養の給付費ということで、真ん中の左の段にございますけれども、一般被保険者の関連したものでございまして、平成26年度においては、件数として2万391件、費用額として7億2,582万9,127円、保険者負担金として5億2,440万6,331円、一部負担金として1億8,352万1,933円、他方負担分として1,790万863円となっております、1件当たりの費用として3万5,596円となっております。

療養の給付費として、右の下のグラフにありますとおり、一般費用額ということで、給付については26年度においては費用額が下がっているとグラフから見てとれます。

成果といたしましては、右上のほうに文章化されておりますけれども、一般被保険者及び退職者被保険者の療養給付費は減少の傾向にある。

国民年金情報や国民資格情報の例月突合での保険給付の審査やレセプト点検により、再審査請求につなげ、保険給付の適正化に努めております。今後も点検強化が必要であるということでありませ

医療費の抑制対策といたしまして、ジェネリック医薬品、これは後発医薬品について、移行についても利用促進を促しているということがございます。健康の保持のためには、疾病の早期発見、早期治療が大切であり、それが医療費の抑制にもつながる。疾病の早期発見に欠かせないのが健診である。さらなる受診啓発干涉も必要であるということ、問題点も見出してはおります。

次のページの44ページ、右のほうにグラフ化されておりますけれども、1件当たりの費用額ということで、退職者と一般被保険者の費用額が書いてございます。

これらを含めて、さらに保険料については、先日の一般質問の中でありましたように、繰入金が多いということでありましたけれども、あわせて繰入金についてもご説明いたします。

1億9,393万円の繰入金があるということでありまして、法定外繰り入れというのがございまして、このうちの56%を法定外繰り入れということで、1億801万2,000円が法定額繰り入れということで、これが純粋の繰入金となっております。

1億9,200万円の残りのお金については、法で定めるものに基づいて基盤安定基金、財政支援基金、事務費ということで、繰入金というふうに法で定められている金額に基づいて入っております。

純粋に一般会計からの繰り入れは1億円余りですけれども、これもやっぱりあるべき姿ではないということは認識いたしております。

こういうところを含めて、皆様方のご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

補足説明を終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。質疑はございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてお尋ねをいたします。

歳入の72ページ、説明書の42ページ、国民健康保険税の不納欠損が452万8,200円となっておりますけれども、この中で、説明書の退職者の不納欠損が4万6,634円ありますけれども、退職者というのは公務員関係だと思いますが、なぜこういうような高額年金などをいただいている人が、こういう不納欠損になったか、その理由。

それから、この不納欠損全体の理由。どういう人たちが不納欠損なっているのか、また徴収等、徴収対策本部もあるわけですけれども、どういうような徴収方法をとったのかお尋ねをいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

ただいま美島委員の質問にお答えをいたします。

まず、退職者関係の不納欠損もあるということでありまして、まず、徴収についてですが、保険税にはそれぞれ納期がありまして、納期ごとにまず納入されない方には必ず20日以内に督促状を発送しております。それでも納めていただけない方には、過年度分等を含めまして、年1回催告状を発送しております。

それでもまだ納入していただけない方には、個々に面談等を行っておりますけれども、あと保険とか貯金等の調査等も行いまして、その中で貯金等があれば差し押さえ等の手続等ができるわけですが、滞納をされてる皆さんというのは、大概預貯金等、あるいは保険あたりの加入がなされてない方が多くて、なかなか差し押さえまでは至っていない現状にあります。

私が聞いているところによりますと、退職者等の皆さんもそれまでの手続を踏まえて、それでも納入していただけてなくて、時効が成立して不納欠損になっているという状況であるということをお伺っております。

○14番（美島盛秀君）

今の説明だと、なかなか難しい点もありますけれども、これも5年以前の滞納者の不納欠損と思いますけれども、この右の上、成果説明の上に、景気の低迷などにより生活保護世帯も増加傾向にありますということを書いてあるんですけれども、こういうような現状で徴収ができないということとを指摘しておりますけれども、ぜひ退職者などからは、しっかりと退職した時点で滞納など、されないようなことを厳しく徴収条件をつけて徴収をして、滞納・不納欠損等にならないように、今後の対応もしていただきたいと思います。

この不納欠損額の448万1,566円の内訳等が、名前は要らないですけれども後で、住所不定とか、あるいは件数、資料で提出をお願いいたしたいと思います。

そして、この生活保護世帯ですけれども、今現在、保護世帯、何件あるのか。

そして、ここ4、5年、増加傾向にあると思うんですけれども、毎年何件ぐらい増えているのかお尋ねをいたします。

○税務課長（當 吉郎君）

今、美島委員のご指摘がありましたように、生活保護世帯のような状況に陥って滞納されている皆さんも何名かいらっしゃいまして、そういった方々は、基本的には生活保護の支給費の中には、支給開始以前のことということでありましてできないわけですが、何名かは相談して、少ない金額ながら、それ以上増えることはないわけですので、何千円程度で分納していただいている皆さんもおるということは聞いております。

○保健福祉課長（松田一郎君）

生活保護の世帯数ということですが、大体200世帯前後で推移しております。

若干増えつつあります。特に若年層の生活保護の加入が上がっては来ております。

全体的は下がっている高齢者の方もおりますけれども、わずかながら多いということで、しっかりした数字をまた後から出しますけれども、200前後、170から200の間ということで把握していただければと思っております。以上です。

○14番（美島盛秀君）

この生活保護世帯のことですが、まさかと思われるような人が生活保護費をもらっているという話等も聞くわけです。

こういうような人等が、まさかこういう税金を滞納しているとは思われませんが、その生活保護を受けている人、私は名前も聞いて、この人なんか生活保護まで受けられるのかなという気もしました。この生活保護を受ける基準、そういうのはどこらあたりにあるのでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

生活保護の認定基準については、法律のほうで定められたとおり、一般的な社会通念上の生活ができない最低限の生活の方についてということで、貯金額についても30万円以下しか保有がなくて、資産は別として、預金高においては30万円以下ということになっております。

世帯の中では、勤務調査も入って、その中での採択の要件となりますので、そういったものを網羅したやつの全体の中での保護者の決定ということになっております。

結局、表面的に見てもどうもないと思われる方の中でも内部失陥がありまして、働くことができないとか、そういった必要条件がありますけれども、県のほうにおいても、なるべく就労を結びつけるような対策を講じております。

ただ、今の段階で就労できない方たちとか、金銭面的なものを網羅した中での生活保護の決定というふうな順序であります。

○14番（美島盛秀君）

この生活保護費、これは国、県、あるいは町の割合的なものはどうなっていますか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

医療扶助、生活扶助、住宅扶助もろもろありまして、これは国からのもので、町が負担するというのはありません。一部、事務費として2万円ほどありますけれども、その生活保護を支給されている方に対しては、町からの負担はございません。

○14番（美島盛秀君）

その件に関しては終わります。

成果説明書の43ページ、療養給付費ですけれども、最近、もう何軒も病院へ行っているとかいるようなですけれども、その薬を持って帰ってきたら、家にもう使わないで置いてあると。

その使わない、飲み切れなかった薬は、病院へ持っていけば、その分は差し引きをして医療費をとるということを聞きますが、そこらをちょっと事情がわかっていたら説明をお願いします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

病院は、重複、頻回と言いますけれども、何回もあちこちの病院へ通っているというデータが、それは国保連合会でも把握していますので、その人たちに対しては、頻回についての注意喚起を行っております。

その中で、また薬を持って医療機関へ持って行って、それを調整するというを私は聞いたことありませんけれども、1回薬を出して、それが古いかどうかそれはわかりませんが、そういったのは、ちょっと私は問題なのかなと思ひまして、またそれに関しては把握しておりません。

○町長（大久保明君）

知る範囲内でお答えいたします。

今、医療費が40兆円を超しまして、その改革としてこのジェネリック医薬品を導入しようということでもあります。

もう一つは、いろんな薬をいろんな施設からもらっている方々に関しては、今、薬剤師協会が、新しい法律ができて、その患者さんの薬をチェックして、そしてこれとこれは類似医薬品ですからまとめてくださいとかいう指導が新しい法律のもとでできるようなので、そういうこととかしとれないと、確かに薬がかなりやっぱり廃棄されているのは、これは現実でありますので、そう

いうことを一つの方向でやると同時に、もう一つは、今、国は、財務省も含めて厚労省も含めてジェネリックに、効果はほとんど変わりませんので、ただいろんな特許の問題とかがあるということと、あとはいろんな利害関係のある団体、薬剤師会とか、そういう方々を説得していかなければ、医療費はもう膨張する一方ですので、そういう改革が進んで行かざるを得ないと今、考えております。

その始まりとして、薬局の薬剤師がそこまで関与するような法律になってきたと思います。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決を起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について議題とします。補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

それでは、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算についての補足説明をいたします。

まず、最終ページの100ページのほうをお開きください。

実質収支に関する調書ということで記載してございます。歳入総額9億8,088万7,000円、歳出総額9億6,576万7,000円、歳入歳出差引額1,512万円、実質収支額として、同じく1,512万円。

6の基金繰入金ということで、地方自治法第233条の2の規定により、基金繰入額として実質収支の2分の1までは繰り入れできるということでありますので、1,000万円を基金として繰り入れしました。

現在3,900万円のほどの基金がございますけれども、これに合わせて1,000万円を増額し、基金として非常時の対応に使わせていただきたいと思います。

成果説明書の45ページのほうをお開きください。介護保険の成果説明書がございます。

概要といたしましては、要介護の認定が平成27年3月31日現在で、認定者数が583人というところでございます。

成果及び問題点については、右の欄のほうに書いてございます。

新規申請については、地域包括支援センターの協力のもと、家族等の了承を得ながら自宅訪問や聞き取り調査を行い、介護申請が必要か適切に判断をしております。

必要と判断した場合は、介護保険係にて受け付けを行い、徳之島地区介護保険組合へ調査を依頼し、調査員が調査を行っております。

目安としてほぼ30日を限度として調査を行いますが、件数が多いということで、平均的には34日ぐらいかかっているというのが現状でございます。

2番目の保険給付事業として、在宅サービス業者が3,402名、施設サービス利用者が1,236名、地域密着型サービス利用者973人ということで給付事業にかかわる人がいるところであります。

介護サービス費としては書いてございます。予防サービスについてもございます。右のほうもあります。

3番目の介護保険料として、今年から3年間についての保険料が改定されました。

給付と負担との関連から、400円ほど前期より上げていただきました。

特別徴収対象者、年金からの引き落としですけれども2,363人、普通徴収対象者ということで335人、第1号被保険者保険者現年度分ということで、調定額は1億1,898万5,550円、収入額1億1,521万1,840円、徴収率として96.83%、前年度と比較しまして若干は伸びてはいるが、25年度と比べては若干落ちてはおります。

過年度分として、調定額は3,921万2,390円、収入額は167万9,560円として、納付率、徴収率が4.28%ということで、過年度分については約2%伸びてはおりますけれども、まだまだ滞納についての対策を講じていかなければいけないのかなという課題点を抱えております。

次のページの46ページ、地域支援事業でございます。介護保険に伴う予防ということで書いてございますけれども、事業名として、真ん中に書いてありますうりたわつきや教室を社協、地域さわやかサロンということで包括の職員でしております。自主サロンということで、各集落が自主的に行っております。いっちも一れ教室が徳之島老人ホームということでございます。元気はつらつ教室がほーらい館、あとは介護予防研修会等で職員の研修に支援事業費をつぎ込んでおります。

右のほうに課題等が書いてありますけれども、23集落で行っております。

100%の集落の関与をさせて、要望につなげていきたいということで、包括のほう頑張っております。

包括と支援事業の真ん中にありますが、包括の年間相談件数は851件ということで、隣町に合わせて約10倍の相談件数がございます。職員として、日夜相談に乗っているということで、職員としては24時間携帯を離せないという状況もあります。

任意事業ということで、家族介護のおむつ関係、地域の自立生活支援事業ということで、これは

配食ですけれども、仙寿の里で食の自立支援事業ということで支援を行っております。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

45ページをお願いします。下のほうの介護保険料過年度分、調定額が3,921万3,390円、収入額が167万9,560円で、徴収率が4.28%。今の説明では、前年度よりも2%弱、また徴収率が悪くなったという説明でございましたけれども、この大きな原因としてはどういうことが考えられるのかお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

徴収率が上がった理由、主なものについては、滞納者についてはサービスの制限条例です。

滞納がされているということで、いろんなサービスについては、一括に払えない方については分納誓約をしながら、その中でサービスを提供するという理解をいただいて進めているのもありますし、夜間徴収とかも継続してやっていますので、その効果が滞納についてはあらわれております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

ちなみに一般会計の滞納分の徴収率が一番悪いのが住宅料で、それでも7%は収納できているようです。それに比べると4.28%は若干少ないような気もいたしますけれども、今後またどういう対策等を考えているのか再度、課長にお聞きしたいと思います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

75歳以上の方ですので、収入も年金頼みということでありますし、なかなか徴収に結びつけないというのが現状で、いかんせんこれは所得の低さの影響もあろうかという考えはしております。

また、今後もその徴収をつなげながら、夜間徴収しながら、分納誓約できる方は分納誓約とか、一番大きな課題でありますけど、死亡者についても、今後これがまだ不納欠損されていない状況もありますので、ここら辺はきれいに解決していきながら、滞納については徴収できる分について極力徴収して、死亡者についても再度、2年の間の期間内の間で、取れるものについては遺族の方とか家族の方とか徴収を呼びかけて、徴収を進めていこうかなということで今、協議しております。

以上です。

○4番（上木千恵造君）

これについてはこれで結構です。

次に、47ページをお願いします。任意事業の地域自立生活支援事業、この給食サービスですけれ

ども、これを行っている、提携をしている事業者が町内何カ所ぐらいあるのかお尋ねします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

給食を配食されている事業所は1カ所ということで、仙寿の里であります。

理由といたしまして、一応百菜とか他のところにも呼びかけはしております。

ただ、中でその支援を受ける、配食されている方の健康状態で、薄味、濃い味、いろんなものが制限ありますので、その制限まで入って配食ができるかどうかという問題点がありますので、それをクリアすれば、他の事業者のほうにも広げていけるのではないかなと思って呼びかけはしております。

ただ、今、そういった事業者がなかなかあられないというのがありまして、今、仙寿の里で月900食程度配食しております。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

まず、89ページ。今の質疑に関連しますけれども、介護保険料の収入未済額が4,130万6,540円ありますけれども、こういう滞納している人たちの、保険料を払っていない人たちが介護を遠慮して受けられないと、受けていないという人等はいないでしょうか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

窓口のほうでそういった状況を調べながらですけれども、理由を聞いて、その中でサービスを停止するという事はしておりません。

また、はねることもなければ、ただその中で、こういった滞納がございますよということで、分納契約など、そういったものの中で理解を求めて、あからさまにもう断っているということはありません。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ国保税、あるいは介護保険料等、厳しい中で収入が少なくて払えないと、年金だけでは払えないという人もたくさんいると思います。

そういう人たちには、どうすればいいかというところを執行部のほうでしっかりと取り組んでもらわなければならないと思いますけれども、そこで成果説明書の46ページ、地域支援事業というところの一次予防事業というのがありますけれども、いろいろ予防するために事業をやっており、その中に、いっちも一れ教室というのがあります。状態の悪い高齢者をピックアップして、送迎して、運動など、いろいろやっている事業だということですが、この42名は、どこに連れていき、どういうふうな活動をしているのかお尋ねをいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

サービスを受ける人で、状態の悪い人は極力参加をしておりません。状態が、改善の見込みがあ

るとか、教室の研修の中で交流ができる人だけを一応呼びかけをしております。

強制もしていませんし、包括の車などで送迎しております。

場所については、徳之島老人ホームの専用の施設をつくってありますので、そこを利用させていただいております。

常時10名ぐらい参加しております、老人ホームの職員の方々が、健康についての体操とか、そういった筋膜マッサージとか、そういった日常の機能の衰えているところを回復するというところで行っております。

○14番（美島盛秀君）

その一次予防事業の予算額が576万4,538円ありますけれども、研修、燃料代、看護師ということでもありますけれども、この事業を進める中で、この予算内で、26年度は間に合ったでしょうかお尋ねいたします。

○保健福祉課長（松田一郎君）

国から示された予算の枠の中でやるというのが現状で、介護保険の給付費の5%という枠が決まっていますので、その中でやるわけで、現実的に言えば、週1回の教室をもっともっと増やせば、週2回ぐらい増やせば、もっともっと元気な方も出てきますので、私たちとしては枠を大きく希望はしております。

その中で、受け入れ態勢については、施設のほうの職員の配置とか、包括のほうでの職員の配置とか、そういう対応ができればもっともっと伸びるのではないかなと思っておりますけれども、これは予算に合わせた組み方で、現実的にはやっぱり足りないです。

○14番（美島盛秀君）

これは保険料等々いろいろ関連しますので、この一次予防でこれを抑えて、いつも言っている長寿日本一の、子宝日本一の伊仙町ということ言うからには、こういうところにももっと予算配分をしなければいけないと思うわけですがけれども、事業内の5%で今のこの事業をやっているということですが、今後、町の補助金、負担金でこういう事業をやる考えがあるのかなのか、町長にお尋ねします。

○町長（大久保明君）

これからの社会は、社会保障の給付費をいかに縮減していくかということが最大のテーマになると。その分、子育て支援に回していくというのが、国の大体の方向性だと思います。

そういった中で、今回の地域さわやかサロンなど一次予防事業は、今、伊仙町がこれから取り組んでいこうと考えている地域さわやかサロンというのは、まさに集落で高齢者が集落の方々、また若い子供たちと一緒に元気を取り戻していこうということでもありますので、こういう事業を拡大していくことが、これからの地域の活性化、その中に、先ほど美島議員から一般質問であった共助とか互助とかいう形をいかに絡めていくかということの政策を進めていこうというのが離島版CCRCです。

そして、これは今、名前が変更になりました生涯活躍のまちづくりをしていくことが、最大のこの町の方向、政策になっていくと思います。

それにまた、いろんな方々が来た場合に、今、このCCRCで一番課題になっているのは、元気な人が来て、年金で生活して、農作業等にかかわって生産性を上げていくことは一番いいんですけども、それだけではなくて、いろんな施設に入所している方々を、東京では施設が足りなくなるから地方に移していこうとした場合に、その給付金を受け入れる自治体を持つのか、もともとある自治体が出すのかというふうなことで、それは引き受ける側の自治体が出すのが当然であろうという考え方を示したときに、地方が大反発したということですけども、その件については今後、地方創生の中で議論を進めていくことになりますので、このような事業は地方創生の中でもこれからどんどん事業化されていくと思いますので、伊仙町の財政状況をしっかりと踏まえた中でどうしたらいいのか、また地方創生の補助率が2分の1と国は発表していますが、現実にはそうしたらどこも事業できないわけでありますので、前回申し上げたとおり、地方財政計画の中にある今年の、来年もそうですけれども、1兆円という枠の中でいかにその事業費を補助率の高い形で取り組んでいくかというときに、このCCRCというのは離島版CCRCのモデルになるために今、いろいろ勉強もしている状況ですので、そうなれるようにやっていけば、まさに美島議員が話しているこういう事業は拡大していくし、それに本土から来た方々も参加できるようになるというのが理想でありますので、それに向かっていけたらと思っております。

○14番（美島盛秀君）

町長の説明のとおり、私もそう考えております。まず一番大事なことは、こういう事業を進めることで、地域自治、これを進めていかなければならないと。あるいは、それが地方創生に結びつけていけると思っていますので、まずその地方創生、これを成功させるためには、こういう地域での事業をきめ細かに進めていくということが大事だと思いますので、難しい言葉でCCRCとか言いますが、これを具体的にしっかりと説明をして、この地方創生に結びつける事業として、今後一層努力していただきたいと思えます。

終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○3番（牧 徳久君）

1点だけお聞きしてみたいと思います。

介護保険料が伊仙町では高いという住民からの声聞こえますが、近隣市町村、類似団体と比べてどうなっているのか、1点だけお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

郡内で保険料が一番高いのは、奄美本島のところにあります。あと6,200円ですけども、標準額で6,200円があるのは伊仙町と他の南3島の1カ町ありまして、あとは6,000円とか6,100円とか、そ

ういった状況下にあります。

ただ、あと2～3年後過ぎると、伊仙町はまた次の計画の中でも若干上げる程度で済むのではないかと思います。5,000台後半、6,100円になっている市町村については、大幅に上げざるを得ないという状況に多分落ちてくるという予測があります。

県のほうとしても、伊仙町は高いということではなく、それだけ給付費を払っているから、その分の保険料ということでの結局は判断だということで、まだ県のほう等もそういった支援をいただいているところで、県下全体の中でも高いところはもう7,000円を超えています。

そういった条件ありながら、やっぱり背負うところが低くければ、その負担についても住民としてはやっぱり大変だというのはわかっておりますけれども、その中で減免措置とかもありますので、それを町としても使っています。29年度からも低所得者のほうが、若干また保険料が軽減措置によって下がります。

○3番（牧 徳久君）

今後も上がる予定ということですが、伊仙町は長寿の町であります。高齢者の方から耳にするのは、この介護保険料が高くて、年金からこの保険料を引かれると年金は、最近は全然もらう金がないと嘆いておりますので、ぜひまた努力して、介護を受ける方が多過ぎるということですが、これも再度検討をして、認定にも仕方もあると思いますが、どうもない方が認定を受けることがあるかもしれません。こういったことに気をつけて、なるべく介護保険料が上がらないように、我々、若い世代はいいですけど、年寄りの皆さんはこの年金から介護保険料が控除されるということで、取るものがない、食べることもやっただということを聞いておりますので、今後よろしく願います。

以上です。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○7番（福留達也君）

この成果説明書を眺めてみますと、保健福祉課の皆さん、懸命に頑張っているのかなと、そういった気持ちであります。

先ほど町長も言ったように、社会給付費を抑えるために、いろんなことを前もって、要介護状態へ行く前にいろんな対策をとって、介護給付費を抑制していこうということであると思いますが、この成果説明書の47ページの課題のところ、保健福祉課長が書かれてありますけれども、きめ細やかな対応をするためには、今の人員体制じゃきついのかなと、もう少し職員配置を増やしてほしいと、そういった要望があると思っております。今後離島版CCRC、そういったことになっていった場合にも、その受け入れ体制、当初の窓口は保健福祉課あたりになっていくと思いますが、そこらを見越してもう少し職員配置を厚くする、そういった考えはないのか伺いたいと思います。

○保健福祉課長（松田一郎君）

貴重なご意見をありがとうございます。おっしゃるとおり、高齢者の自立、健康づくりについては、包括ほうが一生懸命頑張っております。

その中で、包括は職員として必要なのは社会福祉士、ケアマネージャー、看護師ということですので、体制を町長とも話しておりますけれども、包括のほうとしてC C R Cを導入する中では、そういった人員、体制スタッフを整えていくということで町長とも協議しておりますので、そうやらなければ、またその事業としてはとれないと思いますので、極力また町長のほうにも私たちのほうからお願いしたいと思っております。

ありがとうございます。

○7番（福留達也君）

町長のほうにも、ぜひそういったところの考慮をよろしくお願いしたいと思います。

そのいろんな事業、先ほどのうりたわっきや教室や、地域サロンなどありますが、なかなか職員が周知していると思うが、昨日もたまたまそういった話があって、そういったうりたわっきや教室は老人ホームがやっているやつですけれども、そういったのがあるということで大変喜んで、教えた方に物すごく感謝されたとか、そういったことがありました。

ほんとにそういったところに、介護認定を受ける方ではなくて、その前の段階のそういう人たちはまだまだいると思うので、そういった周知を徹底していただきたいなと思いました。

それと、話は違いますが、いろんな特別会計、一般会計もそうですけれども、徴収の問題がずっと出てきます。これ、町で徴収対策室を設けてやっていると思うが、以前は課長ばかりでなく、町長もそういったところに行って、徴収対策に加わって、実際現場に行かれたことがあると思うわけです。

そういったことも含めて、我々議会も、これ個人的な意見ですけれども、議員もそういったところに加わって、難しい人はこの人が行けばできそうだとか、そういったのをピックアップして、議員も町長もどんどんそういったところに入っていったらいいのかなと、個人的な思いますが、そこらあたりどうでしょうか。

○町長（大久保明君）

先ほどの人員配置に関しましては、今回、職員採用試験で看護師、ケアマネージャーを各1名ずつ予定しております。

徴収対策に対しまして、町長がどこまで関与するかということで、以前は、徴収対策室の方々が、非常に徴収が困難な方々がいます。

そういう方々に関しましては、町長自らが要望をしたという過去の経緯があります。

徴収対策室を先般、開催いたしまして、夜間徴収を全職員でやって、国保税の徴収が93%近くあったこともあります。そのようなことを全職員でやったということでもあります。

議会のどこまで関与を法的にできるのかどうか。ただ、個人的に、一町民としていろいろ町に協力していただいけませんかということは何ら問題ないわけでありましてけれども、伊仙町徴収対策室を

今後、町職員だけでなく、一般の方々、有識者も含めた形での会議にした場合に、議会の代表が参加することは、これは問題ないと思いますので、今の意見を前向きにまた検討をしていきたいと思ひます。

議員の方々は、各集落でのいろいろな情報と、また個人的に生活の状況なども一番よく把握しているわけでありますので、啓発活動をしていくということは、議会にとっても重要なことであることには間違ひないと思ひますので、制度上をクリアして、そういう組織をつくっていくということは、可能ではないかと思ひますし、伊仙町議会は、議会報告会などもまたいろいろ集落でやっていくと。議会の地方創生も含めて、この前、後継者育成、人材育成という大きなテーマで取り組んでいるわけでありますので、そういった徴収の啓発活動なども十分やっていくことを期待したいと思ひます。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。

これから、認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願ひます。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○保健福祉課長（松田一郎君）

委員長、先ほど生活保護についての資料を、人数、世帯数のはっきりした数字がわかりましたので、報告してよろしいでしょうか、先ほどの。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

はい。

○保健福祉課長（松田一郎君）

先ほどの美島議員のほうからありました生活保護の世帯数、きちっとしたのがありますので、伊

仙町の場合、4カ年間の中で、23年度が243世帯、24年度が242世帯、25年度が232世帯、26年度が219世帯となっております。世帯層については、また報告します。

続きまして、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての補足説明をいたします。

107ページをお開きください。実質収支に関する調書、歳入総額は1億8,000万1,000円、歳出総額は1億7,953万2,000円、歳入歳出差し引き額46万9,000円、実質収支額46万9,000円、同額です。

繰越金はありません。基金による繰入金はございません。

成果説明書は47ページのほうでございます。高齢者の医療費の概要ということで、医療費の状況が書いてございます。

目的としまして、1人当たりの受診件数は14.15件ということで、1件当たりの日数は2.9、約3日。1件当たりの診察費は5万2,725円、1人当たりの診療費は74万6,092円。

これが重症化と言われるゆえんでありましょうか、ちょっと高齢になるに従って、医療費がかかっているということでもあります。年間被保険者数は1,514名ということでもあります。

この中で、医療についても特定健診にあわせて高齢者の健診、長寿健診ということで、3年ほど前から行っております。

成果と課題については、右のほうに書いてございます。

長寿健診については、一番下のほうに受診者数が309名ということで、これも総事業費が195万1,731円ということで、以下、補助対象経費として、補助率が高くなって、県のほうでも高齢者の長寿健診を促進しているところであります。

以上で、簡単ではございますけど、後期高齢者の補足説明をします。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について採決します。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第5 認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○ほーらい館長（仲 武美君）

それでは、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計決算の説明をいたします。

115ページをお願いします。歳入総額1億2,179万8,000円、歳出総額1億1,486万5,000円で、歳入歳出差引額は693万3,000円で、実質収支額が693万3,000円となっております。

成果説明書については63ページ、意見書については19ページでございます。

以上です。よろしくをお願いします。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑はございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

成果説明書の63ページをお願いします。

ここに月別会員推移という集計がありますけれども、フルタイム、フル家族、フル夫婦、デイトタイム、デイトタイム家族、デイトタイム夫婦、この小計が6,458人で、12カ月で割りますと、平均538人になると思います。

また、教室会員を含めて1万40人でありまして、これを12カ月で割りますと840人、月平均になると思いますけれども、当初この運営をしていくためには、会員数が1,000人から1,200人という試算でこの事業を進めた経緯があると思います。

そこで、今の状況は運営が厳しいという状況だと思いますけれども、監査委員からの指摘もありまして、バス代金をどうにかできないかという話でありますけれども、このことについてまず、運営審議委員等で話をされているのかどうか。

これにつきましては、徳之島町、天城町、899人、合計で3,556人も年間来ているわけですので、非常に伊仙町のほーらい館に貢献はしてくれていると思います。

しかしながら、バスを運行している関係上、燃料費等、運転手の報酬等、経費もかさんでいると思いますので、このコストを落とすための方法等を考えているのかどうか、まずお尋ねします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

監査意見書の中でもあります。バスの運行については運営審議会のほうでも協議を行ってしまして、徳之島町においては亀津まで、天城町においては西阿木名まで運行したらどうかという意見等がございましたが、現在の会員の中で、年会費等を納められる方等もいますので、再度、運営審議会でバスの問題等については協議を重ねていきたいというふうに考えております。

また、現在は、徳之島町においては山から花徳まで、天城町については松原から浅間のほうまで運行をいたしております。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

目的からすれば、これは徳之島全体をエリアとしてやっているわけでありますので、山、あるいは松原、これは結果的にはいい結果が出ているのではないかなと思います。

しかしながら、これ町の負担で運行します。他町村の人を無料で送迎するというのはどういふものかなと、ちょっと疑問になる点がありますので、こういう無料で運行して料金を取るというのを以前に質問をしたら、総合バスあたりから文句が出るとか、法的にいろいろ問題があるということですが、これを私は今、会員の件でちょっと問題があるということですが、3,556人も天城町、徳之島町から来ています。

これはありがたいことですが、1人50円でも100円でも、この町外の方の会費を上乗せして検討できないのかどうか、お尋ねをいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

このことについては、運営審議会のほうでも協議を行いたいというふうに考えております。

○14番（美島盛秀君）

たびたび運営審議会で検討するということですが、こう言われたらぜひ結論を出して、やるのかやらないのか、次回の運営審議会ではあともって報告できるようにしていただきたいと思いたすので、ぜひ運営審議会を早急に開いて、ここらあたりも解決していただきたいと思いたす。

この月会員は、去年の4月から6,000円と、5,000円だったですかね、料金が上がってからの会員数が1万40人ということになると思いたすけれども、その料金を値上げしたために会員数が減ったとか、そういう問題等はなかったでしょうか。

○ほーらい館長（仲 武美君）

去年の4月1日から会費等については1,200円ずつ上げてありますが、そんなに大きく誤差が出てはおりません。

○14番（美島盛秀君）

その教室会員、これは水泳教室と思いたすけれども、これを除いた会員が年間6,458人で、月平均538人ですが、これは運営の努力の結果だと思いたすけれども、以前はこの水泳教室とかはなくてこの事業を推進したときに、1,000人から1,200人だということを私は考えますけれども、そう

しますと、この会員が538人で、それで今の値上げをして会員が減らないと、変わってないということだと思います。

しかし、今後、まだまだ5,000万円以上一般会計から繰り入れをしていますので、これをきちんとするためには、運営をしていくためには、もっともっと会員を増やして、会費をとって、それで運営ができるようなこと等を考えなければいけないわけで、先般の6月議会だったですか、指定管理はもうしないと、当分は町でやるという答弁でありましたけれども、もっともっと会員を増やすか、料金を上げる考え等も将来的にあるのかどうかお尋ねいたします。

○ほーらい館長（仲 武美君）

会費については、将来的には上げなければならないというふうに考えております。

○14番（美島盛秀君）

今、高齢化が進んで、人口も減ってきていますし、余り年をとってくると、この利用する人も減ってくると思われまます。私は、会員を伸ばしていくのは困難なことかもしれないと思います。

先ほどから言っている地方創生で人口が増える。そして、こういう施設も利用する人が増えてくる。そういう努力をしないと、私はこの運営もさらに厳しくなってくると思われまますので、ぜひそういう会員を増やす努力、そして今、料金を上げることも考えなければいけないというふうに言っているんですけども、そこらあたり十分これから検討をしていく必要があると思われまますので、運営審議会の中で、しょっちゅうこういう議論をして、将来の安定した運営ができるような方向にしたいと思われまます。

終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めまます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めまます。

これから、認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計

歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について議題とします。
補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算書の補足説明を行います。

決算書の124ページをお開きください。成果説明書は63ページから66ページを参考にさせていただきたいと思います。

実質収支に関する調書、歳入総額3億8,991万3,000円、歳出総額3億6,961万円で、歳入歳出差引額は2,030万3,000円でございます。実質収支額が2,030万3,000円となりました。

よって、実質収支額は、翌年度へ繰り越した状態となっております。

以上、ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明を終わります。

認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の質疑を行います。

質疑ございませんか。

○4番（上木千恵造君）

成果説明書の64ページをお願いします。3、費用構成について、右側、国では2028年度までに簡易水道事業を上水道と統合が進められる予定であると書いてありますけれども、現在の事業頻度で28年度までに合併条件が整うのかどうかをお聞きいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

29年度までには合併ということですので、今現在、作業を進めているところでございます。

大丈夫だと思います。

○4番（上木千恵造君）

28年度においては、ぜひ予算を多めにお願いして、なるべく28年度中に事業が終わるように努力をしていただきたいと思いますが、どうですか町長。

○町長（大久保明君）

この問題は、奄振委員会の中でも今、議論をされておりまして、仮に統合した場合においても、今話したように簡易水道の継続事業は、補助率はそのままの形で何年か猶予期間を置いていくというふうにならなければ、今簡易水道事業をやっている自治体は非常に持ち出しが多くなりますので、そうなるように要望をしていますので、統合は予定どおり統合すると思います。

○4番（上木千恵造君）

それでは例年どおり事業が終了するように努力をしていただきたいと思いますが、

終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑はございませんか。

○3番（牧 徳久君）

西部地区においては、簡易水道において、水質の問題で非常に水道課にはありがたいと思っておりますが、この西部地区の簡易水道事業はもう完了したのでしょうか。

○水道課長（喜 昭也君）

木之香の県道沿い、犬田布にかけて県道改修工事がございますが、その部分だけ今残っている状態でございます。

○3番（牧 徳久君）

西部の上の小島から河地、西犬田布まで、石灰がなくなって非常に住民は喜んでいますが、糸木名と犬田布、木之香あたりだけが残ったんですが、これももう十分石灰はなくなったんですかね。

○水道課長（喜 昭也君）

あちこちを回ってみますと、もうきれいになったという話を聞いております。

○3番（牧 徳久君）

ありがとうございます。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

○14番（美島盛秀君）

平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について質疑をいたします。

確認をします。この簡易水道、先ほどの答弁で、29年度までに簡易水道と上水事業と統合することとありますので、関連性がありますので、ちょっとわかりにくい点もあると思いますけれども、成果説明書では63ページから66ページ。

この簡易水道特別会計で取り扱っている地区名、西部は、木之香から小島まで。

それから東部は、喜念から面縄、古里まで、上水道が中部を含めて阿権、検福だと思っておりますけれども、確認をいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

そうでございます。

○14番（美島盛秀君）

そこで、また滞納のことになりますけれども、26年度で上水の滞納が1億598万9,431円、調定額が1億598万9,431円で、徴収額が2,414万2,928円で、これ差し引くと8,184万5,003円は、上水と筒水の両方合わせた額でよろしいですか。

○水道課長（喜 昭也君）

はい、そうです。両方合わせて8,000万円ちょっとです。

○14番（美島盛秀君）

水は大事な命の綱でありますので、8,000万円以上の滞納があるということは、非常に町の財政も

圧迫していることだと思います。この徴収方法について今後、統合した場合にどういうふうに検討しているのか。徴収方法について、今後、お尋ねをいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

滞納についてはまだまだたくさんの金額が残っているわけですが、現在、水道課としては現年度を中心に、納期限が来たら即座に支払いをしてもらおうと。その期限を守ってもらって進めているところでございます。

滞納に関しては、現年度の期限を守る意識が皆様に出てまいりましたら、滞納についても今後、力を入れていきたいと思っております。

今現在では、督促状の送付やら、給水停止の予告書の通知、または電話で支払いをお願いしたり、また防災無線等でもお願いをし、給水停止を含めて徴収率アップに頑張っているところでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

この中で、努力しているということでありませけれども、今後、徴収の不可能だと思われる、これはどうしても取れそうにないと思われるような件数等、あるいは額面等がある程度わかっていたら、説明をお願いいたします。そういうのがあるのかどうか。

○水道課長（喜 昭也君）

現在、徴収において給水停止等で訪問しているわけですが、件数的には調査中ですが、空家等、転出、死亡、まだ名義変更をしてないなどと、そういう方がいらっしゃっておりますので、その現在の調査をし、職権による閉栓等を考えているところでございます。今、調査中ですので、件数等に関しては、確かにそういう方がございます。

○14番（美島盛秀君）

この会計処理は非常に難しい点があると思っておりますけれども、しっかりとそれ法的根拠にのっとり、徴収するものは徴収をし、またそういうのがあれば、不納欠損だどうしても一つ一つ整理をして報告等もできるようにしていただきたいと思っております。

しかしながら、上水、それから簡易水道合わせて現年度が上水で5,200万円、簡易水道で4,900万円、1億円以上の調停がありますので、その中で、やはり私は、水道料は滞納しても、亀津あたり行って、あるいは何とか水を月2,000円とか3,000円で買っている人が大分いると思えますよ。

以前にもこういうことを言ったことがありますが、これプライバシーにもかかわるとは思いますが、そういう調査等もある程度して、そういう人たちにお願いをして、その分、今、水道整備もやっていますので、おいしい水が飲めますよと、飲ませるようにしますよということ等を説明しながら徴収をしつつ、滞納の徴収に努力をしていただきたいと思っておりますけれども、私が試算すると、亀津あたりから飲料水を買っている人は、額にすると私は七、八千万円にのぼると思えます。伊仙町の3,200戸の半分ぐらいはその水を買って飲んでいる。そういうところの人が滞納などしてな

いかどうか、そういう努力も必要だと思いますが、今後のそういう検討ができるのかどうか、お尋ねをいたします。

○水道課長（喜 昭也君）

美島議員が言われたとおり、そういうのをいろいろ調査し、徴収に頑張っていきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

聞いたら、頑張ります、努力していますと言いますが、結果を出さなければ何もならないわけです。いつも議員に言いますが、ぜひこういう徴収、あるいはいろんな予算執行に当たっては、結果を出すようお願いして終わります。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。

これから、認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

日程第7 認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算について議題とします。

補足説明があれば、これを許します。

○水道課長（喜 昭也君）

認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業特別会計歳入歳出決算書の補足説明を行います。

決算書の3ページの財務諸表から説明します。

営業収益が9,012万360円、営業費用8,020万5,112円、差し引いて営業利益が991万5,248円となります。

続きまして、営業外収入益が394万3,538円、営業外費用が344万3,136円で、差し引き利益が50万402円となり、これに営業利益の991万5,248円を加算すると、当年度の純利益が1,041万5,650円となり、当年度の未処分利益剰余金が1,041万5,650円のプラスになります。

以上、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

補足説明は終わります。

認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

討論なしと認めます。

これから、認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算を採決します。

この採決は起立によって行います。本案を認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

これで、当特別委員会に付託されました7会計歳入歳出決算審査を全て終わりました。

当特別委員会に付託されました7会計歳入歳出決算の審査結果と委員長報告については、伊仙町議会会議規則第77条の規定により、議長に提出します。

お諮りします。当特別委員会はこれをもって解散することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

異議なしと認めます。

したがって、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会は、本日をもって解散することに決定しました。

お疲れさまでした。

閉 会 午前11時35分

平成27年第3回伊仙町議会定例会

第 7 日

平成27年9月18日

平成27年第3回伊仙町議会定例会議事日程（第7号）

平成27年9月18日（金曜日） 午後1時 開議

1. 議事日程（第7号）

- 日程第1 議案第42号 伊仙町特定個人情報保護条例の制定（質疑～討論～採決）
- 日程第2 議案第43号 伊仙町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等の関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定（質疑～討論～採決）
- 日程第3 議案第44号 伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第4 議案第45号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第5 議案第46号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第6 議案第47号 平成26年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について（質疑～討論～採決）
- 日程第7 議案第48号 国民健康保険伊仙診療所設置条例を廃止する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第8 議案第49号 伊仙町立診療所運営審議会条例を廃止する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第9 議案第50号 国民健康保険伊仙診療所の費用徴収条例を廃止する条例（質疑～討論～採決）
- 日程第10 認定第1号 平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第11 認定第2号 平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第12 認定第3号 平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第13 認定第4号 平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第14 認定第5号 平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第15 認定第6号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第16 認定第7号 平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算（決算審査特別委員会委員長報告～質疑～討論～起立採決）
- 日程第17 議長発議 伊仙町議会地方創生総合戦略検討特別委員会の設置（特別委員会設置～

特別委員選任～正副委員長互選)

- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第19 常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 追加日程第1 同意第4号 教育委員の選任

△開 会（開議） 午後 1時00分

○議長（琉 理人君）

ただいまから本日の会議を開きます。

△ 追加日程第1 同意第4号 教育委員の選任

○議長（琉 理人君）

お諮りします。ただいま伊仙町長から同意第4号、教育委員の選任が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。同意第4号、教育委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 同意第4号、教育委員の選任を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（大久保明君）

平成27年第3回伊仙町議会定例会に追加提案いたしました議案につきまして、説明いたします。

同意第4号は、平成27年10月8日に任期満了に伴い、引き続き教育委員を地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、選任いたしたく提案しております。

ご審議賜り同意していただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

補足説明があれば、これを許します。

○総務課長（樺山 誠君）

同意第4号、伊仙町教育員の選任について、補足説明をいたします。

住所、鹿児島県大島郡伊仙町大字伊仙3518番地、氏名、大山惣二郎氏、生年月日、昭和22年11月16日生まれ。経歴については、お手元に配付してあるとおりでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ご審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（琉 理人君）

これで、補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号、教育委員の選任を採決します。この採決は、起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、同意第4号、教育委員の選任は同意することに決定しました。

△ 日程第1 議案第42号 伊仙町特定個人情報保護条例の制定

○議長（琉 理人君）

日程第1 議案第42号、伊仙町特定個人情報保護条例の制定を議題とします。

これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町特定個人情報保護条例の制定についての質疑をいたします。

この条例が制定されると、預金口座、あるいはいろんな年金関係、いろんな保険料とか、改正ナンバー法で定められた中で、行政としては利用できるということですが、例えば、税金の未納者とか滞納者、そういう人たちのものを勝手に調べて、勝手に差し押さえ等ができるようなことがあり得えますか。

○総務課長（樺山 誠君）

この条例は、社会保障番号制度の導入によってやる伊仙町の特定個人情報保護条例とございますので、今、議員のおっしゃったことが、できないような形の条例でございます。

結局は、条例の中にもあるように、この条例、1章から第4章で構成をされてございまして、第2章のほうで特定個人上の取り扱いだとか、あと第3章では、開示訂正及び利用の停止だとか、閲覧の方法だとか、そういうもの他、しっかりうたわれている条例でございまして、これを勝手に行政が取り扱うということはできないということでございます。

しっかり保護するために設けるといいますので理解いただきたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

できないという個人を守る条例ということですので、安心をいたしました。

そこで、この特定個人情報保護条例の保護審議会というのがあると思うんですけども、委員の名簿ありましたら、お尋ねいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

この条例は、10月5日から施行されるので、それまでにそういう手だてをしてまいりたいと思っ

ております。

○14番（美島盛秀君）

これは、22年にもう既に、法律で決められているわけでしょう。伊仙町個人情報保護条例審議会は、その時点で設置されていると思いますけれども、今から審議会を設置するということですか。

○総務課長（樺山 誠君）

これは、国のほうで法律が17年に制定されておりますけれども、今ちょっとお待ちください。

条例、調べますので。

税番号制度伊仙町特定個人情報保護条例と伊仙町個人情報保護条例はまた別ものがございます。

○14番（美島盛秀君）

その17年度に制定された個人情報保護条例のときの、その審議委員会のメンバーは決まっているということですね。

○総務課長（樺山 誠君）

伊仙町個人情報保護条例の中に、第4条の5項に伊仙町個人情報保護審議会に報告するものとするという項目がございますけれども、現在、伊仙町個人情報保護審議会に報告するものとするということで、現在のところ、こういう懸案がなかったものですから、この審議会というのを設置していなかったということがございます。

○14番（美島盛秀君）

去年の11月に、行政診断が、あったと思いますが、その中で指摘はなかったですか。

こういう条例規約等の。

○総務課長（樺山 誠君）

去年の市町村課の財務診断の中で、いろんな条項関係、他にもありましたが、この中での、この審議会の設置に関しての指導等はなかったです。

○総務課長補佐（田島輝久君）

審議会の件でございますが、今の県の市町村会、その中で審議会を設置し、各市町村の申し出があった場合審議するよというような計画が出ていますので、そちらのほうに一応、今、手を挙げているような状態でございます。

弁護士とか、そういう方が集まって審議する場所ということでございます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、伊仙町のこの審議会には審議員を置く必要はないと受け取っていいわけですか。

○総務課長補佐（田島輝久君）

町村会の中に、伊仙町の審議員という形で辞令を交付し、お願いするということになるかと思えます。

1県の町村会の中に、審議員が何人かいますが、その方を伊仙町が辞令を交付し、伊仙町の審議

員としてお願いすることということになるとと思いますが。

○14番（美島盛秀君）

そうしますと、伊仙町は、そういう人たちに依頼をすると、審議員として、そういう受け取り方でいいわけですね。わかりました。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

この条例は、個人情報保護のためにありますが、もし、これが他人に漏れ出した場合などの罰則などはないですか。

○総務課長（樺山 誠君）

この条例の中では、罰則に関しては、書いてないということでございます。

○9番（明石秀雄君）

条例には書いてないけど、罰則はありますか。

○総務課長（樺山 誠君）

国の法律等をしっかり読み込んでない、精査していない状況の中で、あるかどうかちょっと答えられません。これに関しては、しっかり国の法律等も指導を仰ぎながら、また、お答えしてまいりたいと思います。

○9番（明石秀雄君）

やはり、条例を出す以上は、そういうところしっかり勉強して、そういったものを盛り込んでいく必要があるのではないかと思います。まあ、ないからいいです。

しかし、一番最後の委任に必要なことは、条例に委任されているわけです、規則に。

規則に定めるようになっているが、他に規則はできていますか。

○総務課長（樺山 誠君）

規則に関しましては、この法律が施行されるまで、つくり上げていきたいと思っております。

○9番（明石秀雄君）

ぜひ、こういったものは、これは、万全ということはないと思いますが、そういったものも、盛り込んで施行日までには、11月ですか、規則のあれに別に諮問するわけでも何でもなく町政サイドできますので、漏れのないように、ひとつよろしくをお願いします。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、伊仙町特定個人情報保護条例の制定を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号、伊仙町特定個人情報保護条例の制定は原案のとおり可決されました。

△ 日程第2 議案第43号 伊仙町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定

○議長（琉 理人君）

日程第2 議案第43号、伊仙町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定を議題とします。

これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について質疑をいたします。

これ、個人番号は12桁ですか。後で個人番号カードというのが出てきますけども、一人一人に発行をすると、例えば、今、印鑑証明を取るためのカード等もありますけども、こういうのは必要なくなって、この個人番号カードだけでそういうのが処理できるということによろしいでしょうか。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

ただいまの答弁にお答えいたします。

個人番号カードか住基カードかと両方かということですので、どちらか選んで、個人番号カードであれば、住基カードを返納していただくということです。2つは持てないということです。

○総務課長（樺山 誠君）

この社会保障の番号の中で、そのまま印鑑証明のかわりなるかっていうような質問でいいですね。

これは、しっかり調べて、この印鑑証明のカードと全く別のもんですから、このカードは、今のところ、印鑑証明のカードは別のものだと考えていただければ結構だと思います。

○議長（琉 理人君）

しばらく休憩をします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時45分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

説明員へ申し上げます、議会上程された議案は、全て町民の生活に直結する重要な事件であります。議案の内容についてしっかりと熟知して上程されるよう注意をします。

それでは、罰則規定に関する答弁から、お願いします。

○総務課長（樺山 誠君）

罰則規定の質問に関しましてお答えをいたします。

マイナンバーの罰則のうち、特に起こりやすいだろうという罰則について紹介していきたいと思っております。

お手元に書類を配付してございますけれども、個人情報を管理する事務員が理由なく特定個人情報を提供した場合、4年以下の懲役または200万円以下の罰金。②、同住民が不正利益目的で、番号を提供した場合また盗用した場合、3年以下の懲役または150万円以下の罰金。③、人に暴行、脅迫、窃盗により、個人情報番号を取得した場合、3年以下の懲役または150万円以下の罰金ということと、あと4番目に、特定個人情報保護委員会による検査において虚偽申請または検査拒否をした場合、1年以下の懲役または150万円以下の罰金と。人を偽るなどの不正手段によって番号を取得した場合、6カ月の懲役または50万円以下の罰金ということでございます。以上が罰則の規定でございます。

○議長（琉 理人君）

美島君の質疑に対して、答弁をお願いします。

○総務課長（樺山 誠君）

先ほどの、カードを持っていれば、印鑑証明がそのまま取得できるかというところでございますけれども、印鑑証明を登録してあれば、そのカードで、今現在は印鑑証明のカードがありますが、それじゃなくて、マイナンバーのカードで取得できるということでございます。

あと、個人番号カードで、できることといたしまして、資料にも配慮してございますけれども、いろんなことができます。個人番号を証明する書類として利用できますと。

各種行政手続のオンライン申請ができますとか、あと、本人確認の際の公的な身分証明証として使えますと、これは、写真入りでございます。あと、各種民間のオンライン取引に使えますとか、さまざまなサービスを掲載した他目的カードですということです。あと、コンビニなどでの各種証明書の取得とかできるということでございます。

個人番号カードの中にある記載されている情報に関しましては、名前、住所、生年月日、性別、個人番号等が記載され、本人の写真等も表示されますと。これらの情報がICチップに記録されて

いるというようなカードでございます。

○14番（美島盛秀君）

こういう条例等が制定をされて、そして、個人情報保護していくということでもありますけれども、やはり、このマイナンバーカードですか、個人こういうカードを発行するというので、便利な方向で使用できるということでもありますけれども、個人情報保護でありますので、保護する条例でありますので、2ページから3ページに、その執行期間、どのような事務において保護しなければいけないかということ等が載っております、執行機関が役場でありますので、最高責任者は町長であります。

そして、教育委員会がほとんどで8ページまで続いておりますけれども、こういうことに関して、今後はしっかりと、情報を共有して職員の今後、町長等は責任者であると言えど、出張等外部にいることが多くて、なかなか統一できない点もあると思います。

そのあたりで、今後の職員の資質向上、またこういう情報が、今最近は非常に漏えいして問題化にもなっておりますので、ここらあたりの今後の対応、対策をしっかりとやっていただきたいと思いますので、町長にとっては、今後、指導強化をお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第43号、伊仙町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号、伊仙町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第3 議案第44号 伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第3 議案第44号、伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

第1条、第2条合わせて、通知カードの最高手数料、それから個人番号カードの再発行手数料と2つのカードの再発行の手数料ですけども、このカードそれぞれ1枚ずつ、2枚所持しなければならないということでしょうか。

○町民生活課長（伊藤勝徳君）

ただいまの質問にお答えいたします。

最初の通知カードと個人カードは、これは別です。最初の通知カードに写真を張って郵便局のポストに入れていただいて、それが返ってきたときに、今度は新しくそれを持って役場の窓口に来たら、カードと変更ということですので、これは、別々です。

○総務課長（樺山 誠君）

まず、1条のほうは、通知カードっていうのが来ます。来て、この通知カードをもとに、この個人番号カードというのをつくりますが、この通知カードをなくした場合には、もう1回再交付するときは500円手数料が必要ですよ。あと、個人番号カードがちゃんとできた後は、この通知カードというのはなくなるっていうことです。この個人番号カードをつくるために来る通知されるものを通知カードと言うということですね。

まずは、「こういうのをつくってください、あなたの番号はこうですよ」という感じで、カードをつくってくださいって通知カードが来ます。それをもとに個人番号のカードをつくります。

ですから、条例の中の附則の中に書いてあるとおり、この通知カードの最高手数料は、10月5日からこういう作業が始まるので、15日から施行が始まります。

第2条のほうは、このカードがつくられた後に、このカードをなくした場合には、初めてつくるときは無料ですが、2回目なくしたときは、事務手数料が800円発生するということです。

○14番（美島盛秀君）

今、防災の放送で、放送されて、通知いきますよという放送をしていますが、今、かなり高齢化が進んで、年寄りが多いです。そういう放送を聞いても、内容を把握できていないのではないかと思います。

そうしますと、この通知カードが10月15日から受け付けが始まって、役場のほうに返ってくる。

そうすると、個人番号が決まって個人番号が配付されるということだと思いますけれども、恐らく私は郵送をしたら来ましたかということ、私は個人的に確認をしないと、これ、私は相当通知カード送っても受け付けする人は少なくなると思いますが、そういう懸念等、今後、どう対応していけばいいと考えていますか。

○総務課長（樺山 誠君）

今、美島議員の指摘されたことが、確実に起こってくるのではないかなと思っています。

その中で、やはり通知カードが送られてきた状況等、個人番号の発行状況を見ながら、今、例えば、免許証がない方がいらっしゃる時に、顔写真付きで、免許証は取得していないが、このカードさえ持っていれば、顔写真つきでいろんなところの証明書等になるので、そういう利便性等を説明しながら、このカードの発行状況を見ながら、ちょっと取り組んでいかなきゃいけないなあとは考えているところです。

○14番（美島盛秀君）

これ、相当な、努力、人件費、人手がかかると。10月15日から始まりますと、11、12、2カ月70日80日ぐらい。そして28年1月から始まって徐々に徐々にその調査をして、届け出がなかった人は、さらに役場のほうから通知をして、早く出しなさい、早く出しなさいという指導等やると思いますが。これ、徹底しないと、マイナンバーカードを持参できない。いくら便利なものができても、マイナンバーカードがないと、自分の証明とかができない、また、さらに、お年寄りはどうもないよと子供の数とか孫の数もないよと言う人も出てくると思います。

そうすると、ひとり暮らしだとか、あるいは高齢者で、こういうのに余り無頓着といたらおかしいですけども、余り興味がないというか、そういうことがあって、もし、多くの町民がこのマイナンバーカードを取得できない、持参できないことになった場合、そのマイナンバーカードがない人は、今後、どう対応していくんですか。

○総務課長（樺山 誠君）

このマイナンバーは、それぞれ国民一人一人に番号が与えられます。その中で、個人番号のカードの所有は強制じゃないと、任意ということになっております。

強制的につくりなさいということではありませんが、番号を振り割られた番号自体は個人のほうにお届けするわけですが、このカードをつくるのは、個人の任意でいいですよというようになっています。

確かに、カードがあった方が、作業的には、事務作業としては、提示されたほうがやりやすいでしょうから、町としても、このカードの発行部数等が少ないようだったら、何とかして持っている方を多くするような方法も取らなきゃいけないと思っているので、これから、また、その辺を前向きに検討してまいりたいと思います。

○14番（美島盛秀君）

ぜひ、これが利便性のいいマイナンバーカードであり、そして、この利用度がいい方向に進んで、町民生活がいろいろ困窮しないような状況にもっていくのは、やはり行政の指導もあり、あるいは、私はその観点から控除だと思っていますので、そのあたりしっかりと今後、職員の皆様、努力をしていただきたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号、伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号、伊仙町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第4 議案第45号 伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第4 議案第45号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから、質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

第2条第1項中の1億3,747万9,000円、ただの数字にしか見えないが、条例の中には、1,000円の単位がついておりますので、この中にも、1,000円の単位を入れるようにしたほうが、私は見やすいと思いますけども、こういう改正する条例、これは議案でありますので、こういう議案のときもちゃんと単位を入れなければならないと思います。私は最初13万7,490円というふうに受けとめてしまいましたので、誤解を招きますので、ぜひ単位も入れるような議案で提出をしていただきたいと思います。

そこで、基金額の変更でありますけれども、889万6,000円の、その差額について説明を求めます。

○経済課長（上木義一君）

美島議員の質問にお答えします。

23ページの審査結果及び意見書にうたっていますけど、前年度、未済現在額が1億3,747万9,000円とあと、未済額が1億2,858万3,000円ということで、その差額分が889万6,000円ということでご

ざいます。

以上です。

○14番（美島盛秀君）

わかりました。終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

どうして886万9,000円の差額が出たのか。

○経済課長（上木義一君）

お答えします。

国のほうにも、この中から国の返済分、26年度が890万9,000円と、あと利息1,278万とのが含まれているということです。

○議長（琉 理人君）

よろしいですか。他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号、伊仙町肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第5 議案第46号 高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例

○議長（琉 理人君）

日程第5 議案第46号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

○9番（明石秀雄君）

1円増額になっていますが、その理由を教えてください。

○経済課長（上木義一君）

これは、預金利息分の1,000円でございます。

○議長（琉 理人君）

よろしいですか。他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号、高齢者等肉用牛導入基金条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

△ 日程第6 議案第47号 平成26年度伊仙町上水道事業会計の利益処分について

○議長（琉 理人君）

日程第6 議案第47号、平成26年度伊仙町上水道事業会計の利益処分を議題とします。

これから、質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号、平成26年度伊仙町上水道事業会計の利益処分を採決します。

お諮りします。本件は、可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成26年度伊仙町上水道事業会計の利益処分は可決されました。

△ 日程第7 議案第48号 国民健康保険伊仙診療所設置条例を廃止する条例

○議長（琉 理人君）

日程第7 議案第48号、国民健康保険伊仙診療所設置条例を廃止する条例を議題とします。
これから質疑を行います。

○14番（美島盛秀君）

国民健康保険伊仙診療所設置条例を廃止する条例について質疑をいたします。

大久保町長が就任をして、1年、2年目だと思いますが、診療所を閉鎖したのが、あれから、12～13年になるわけですが、なぜこれまで、この条例をこのまま改正しないで廃止しないで置いておったのか説明を求めます。

○保健福祉課長（松田一郎君）

廃止をしなかった理由といたしましては、後の活用策というのが、策定されておらず、そうやって起債の償還金がある中で、起債償還は25年度で終わったわけですが、その間、目的外ということではできませんでしたので、その間様子を見るということが主な理由であります。

基本的には、雨漏りが激しくて、活用策について結論が得なかったということが大きな原因となっております。

○14番（美島盛秀君）

起債が残っていたと、それから、廃止後の使用目的計画がなかったと思いますけども、これ、ほったらかしてとって、雨漏りとかいうのは、早期に廃止をして、古いものを使うと、ある施設を使うという財政的なことから考えても、私は、有効活用できたと思いますし、一般質問でも何回か言った記憶がありますけれども。

このような古いもの、古い施設、こういうのを今後、有効活用するという観点から言って、この診療所跡、今後どういう計画をしているのか、またどこまで進んでいるのかお尋ねをいたします。

○総務課長（樺山 誠君）

現在、総務課のほうで、公共施設等管理計画の策定作業を進めている中で、今、何回か答弁をしてきましたが、今、財産の状況の調査に入っていると。どういう財産があるのか、あるいはどういう使用をされているのか、あるいは使われていない財産がどれくらいあるのか。

この使われてない財産に関して、委員会等設けて、どういうに使用していくのか、何課が使用していくのかとか、そういのも進めて、あと、耐用年数が過ぎているもの関しましては除却していくのか、その辺のこれから議論を進めていくところでございます。今、進行の状況が整理作業をしているということでございます。

それとあと、診療所とかあるいは、歴民館だとか、ああいう大きなところがありますが、あと幼稚園等もあるんですけども、ああいうところをどういうにしていくのかっていうのを、今年度中、

この計画書の中に盛り込んで進めてまいりたいと思っているところでございます。

○14番（美島盛秀君）

こういう使われていない施設、こういうことに関しては、もう、以前からずうっと私も質疑なり、一般質問でやってきたことであります。やります、やりますで、ほったらかし。

今、計画やるとまた言っているんですけども、つむぎ工場にしてもそう、歴民館にしてもそう、幼稚園の跡地にしてもそう、いろんな古いまだ使えそうな施設等もたくさんあります。

そういうことを見直して、早急に今後の活用に役立てられるような方向性を見出していただきたいと。そういう施設を、自主財源少ないわけですから、こういう事業に使えるような起債、新しい起債がつけられるような事業、そういうのをなるべく探して、早急にこの計画の実行に移していただきたいと。

昨日も言いましたけども、言うのは簡単です。その成果がなければいけないわけです。

いつも「はい、やります、やります」とは言います。「計画中です」とは言います。

実行性のあることを、お願いをしたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

○9番（明石秀雄君）

この診療所設置条例を廃止するに当たって審議会がございしますが、審議会を開いたのか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

国民健康保険運営協議会という審議会がありまして、今年の6月の8日に開いております。

廃止については、審議会の中でやっぱり協議しなければいけないということで、今の状況を見ますと、雨漏りから、もうほとんど器具とかそういったのが、設備的に無理だということで、協議会の中では、廃止はやむを得ないということで、答申をいただいております。

○9番（明石秀雄君）

診療所の運営審議会ということですが、これは、今まで、審議会というのはあったわけですか。それとも、期限切などで、新たに今になって発令したのか。

○保健福祉課長（松田一郎君）

国民健康保険運営協議会については、毎年2回ほど行っております。年度当初と次期予算編成の絡みを含めて2月ごろですね。年1回、開催のときもありますけれども、基本的には年2回ということしております。

ただ、今までの中では、国保の運営状況の中で協議を行っておりまして、診療所の廃止についての諮問というのは、今年の6月8日が始めて、記録から見ますと、今年の6月8日が初めての廃止についての協議会で行われました。

○9番（明石秀雄君）

あらゆる審議会がありありますが、やはり毎年見直しするものはする、または廃止する。
やっではいいが、そういったところの意見とも踏まえながら、今後の他の審議会等についてもや
っていただきたいと思います。

終わります。

○議長（琉 理人君）

他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号、国民健康保険伊仙診療所設置条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第48号、国民健康保険伊仙診療所設置条例を廃止する条
例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第8 議案第49号 伊仙町立診療所運営審議会条例を廃止する条例

○議長（琉 理人君）

日程第8 議案第49号、伊仙町立診療所運営審議会条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、伊仙町立診療所運営審議会条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号、伊仙町立診療所運営審議会条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第9 議案第50号 国民健康保険伊仙診療所の費用徴収条例を廃止する条例

○議長（琉 理人君）

日程第9 議案第50号、国民健康保険伊仙診療所の費用徴収条例を廃止する条例を議題とします。これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから、議案第50号、国民健康保険伊仙診療所の費用徴収条例を廃止する条例を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号、国民健康保険伊仙診療所の費用徴収条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

△ 日程第10 認定第1号 平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算

△ 日程第11 認定第2号 平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第12 認定第3号 平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算

△ 日程第13 認定第4号 平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

△ 日程第14 認定第5号 平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算

△ 日程第15 認定第6号 平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算

△ 日程第16 認定第7号 平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算

○議長（琉 理人君）

日程第10 認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算、日程第11 認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、日程第12 認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、日程第13 認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、日程第14 認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳

出決算、日程第15 認定6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、日程第16 認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の7件を一括して議題とします。

本件について、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（樺山 一君）

平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員長報告をいたします。

去る27年9月9日、当特別委員会に付託されました平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算他6特別会計歳入歳出決算は、9月14日月曜日から16日水曜日の3日間、議長並びに議会選出監査委員を除く12名の委員で審査いたしました。

審査の概要といたしましては、9月14日月曜日に大久保町長初め、担当課長出席のもと現地調査を実施し、9月15日火曜日から9月16日水曜日の2日間は、大久保町長、直教育長、各課部局課長が説明員として出席し、平成26年度各会計決算書、主要施策の成果説明書並びに施政方針を参考にしつつ、議決された予算の執行状況や、行政効果、経済効果を検証し、また、住民にかかわって評価するという決算審査の大きな目的に沿って、本議事堂において審査を行いました。

以上の概要を踏まえて、順次、報告申し上げます。

まず、平成27年9月14日月曜日に実施された現地調査の1件目に、5款1項14目青年就農給付金事業決算額450万円の現状と実績報告を兼ねて、小島集落で畜産業を営んでいる受給者の牛舎を現地調査いたしました。

まず、経済課職員より青年就農給付金に関する概要について説明があり、今回、調査を行った農家においては、経営開始型という年間150万円を最長5年間受給できる制度を活用し、今後、優良素牛の導入を中心に20頭まで増頭していきたいという目標を述べていただきました。

また、各委員より、受給された就農給付金の用途についての質問があり、主に生産牛の購入費や農業器具の購入費に充当しているとのこと、事業の目的である、就農初期段階での経営に大きく寄与されているところでありました。

しかしながら、生産牛増頭に当たっての課題もあり、特に設備投資や草地の拡大に必要な資金面の支援について、奄美群島振興開発基金等や各種事業を斡旋するなど、規模拡大に向けて積極的に支援されるよう担当課へ要請いたしました。

次に、10款1項1目農林水産施設災害査定経費に関して、近年発生している豪雨により、糸木名地区の一部の畑が水没し、農作物の生産に支障を来している現状について調査いたしました。

その中で、これまでの経緯と今後の対策について耕地課長、経済課長並びに地権者本人より聞き取り調査を行いましたが、昨年9月に応急的な処置を耕地課で施したものの抜本的解決がなされず、現在に至っているとのことでありました。

また、地権者本人においても、畜産業を主に営んでおり、草地の水没が原因で粗飼料の確保が困難な状況に陥ったことから経営規模の縮小も余儀なくされ、死活問題であるゆえに早急な対応が求

められるとのことであった。

その件については、土地改良事業を利用した解決は望めないことを踏まえ、今後近隣の地権者の同意を得ながら適切な方法で流末処理をしていくよう担当課長へ要請いたしました。

3件目は6款1項5目観光拠点連携整備事業、決算額8,178万6,000円について、犬田布岬公園内の施設改修に係る平成26年度事業の費用対効果について検証を行いました。担当の企画課より、休憩施設と併設している戦艦大和記念館の資料展示物など不足していることを挙げ、今後は資料等も充実させつつ、使用料徴収していくことも検討していきたいとの説明がありました。

また、休憩施設の利用並びに管理状況については、本年8月のみの利用実績として町内181名、町外133名、島外115名の利用実績があり、管理状況については、月5万円を管理委託料として、支出しているとのことでしたが、現状の管理体制では、トイレ清掃、管内清掃等が主な業務内容であり、周辺の清掃業務についての明確な取り決めが町と委託相手方との間でなされていないことから、今後は、管理に見合った管理委託をされるべく、規約等に盛り込まれるよう要請いたしました。

さらに、利用者から当該施設に対して要望があった件については、今後前向きに検討されるよう合わせて要請いたしました。

次に5款1項12目生活改善センター運営、決算額179万2,000円について、同施設の管理運営に関しては、生活改善グループの代表から、本年3月に実施された当初予算審査、現地調査の際に伺いましたが、今回の調査においても衛生面や商品製造、開発の観点から、設備が不十分であり、修繕を要する箇所もいくつか見受けられましたが、経済課長から6次産業を確立する上で、財政面も考慮して、順次善処していく旨の回答がありました。

さらに、今後の改善グループの存続並びに特産加工品の販売の方法についても質疑が及びましたが、生活改善グループの活動に当たっては、若い世代へ普及啓発も進めていき、特産加工品の販売についても、原料は、地元の原料を使用し、今後は外貨を取り込むためにあらゆる方策を模索して取り組んでいくとのことでありました。

次に、観光関係の現地調査として、泉重千代翁公園の管理状況について現地調査をいたしました。観光客を誘致するために既存の写真やその他資料等の保管、展示方法について、今後親族等と協議を行われるよう要請いたしました。特に、同公園については、観光バスによる観光コースにも組み込まれていることから、案内板の設置及び周辺道路の整備等も含めて検討されるよう要望いたしました。

現地調査の最後は、7款2項5目社会資本整備総合公金事業費第二西下線、決算額6,732万円の現地調査を行いました。当該年度における工事を完了したことにより、クリーンセンター利用客と近隣住民の車両離合時の安全確保が図られたこと、建設課長よりの説明があり、事業成果について、概ね評価できるものでありました。

しかしながら、当該地区の道路については道路環境が大幅に改善したことで、利用頻度が多くな

ることが予測されることから、道路管理における安全面の確保も図られるよう要請いたします。

以上、1日目に実施された現地調査の結果であります。

続いて、9月15日火曜日から16日水曜日にかけて実施された各会計の審議内容について、ご報告申し上げます。

まず、認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算について、補足説明を終えて質疑応答を行いました。平成26年度伊仙町一般会計歳入総額は53億1,406万4,000円、歳出総額は52億3,257万3,000円であり、歳入歳出差引額については8,149万1,000円となっている。そのうち、地方自治法第233条2の規定により、5,000万円を基金へ繰り入れしておりました。

次に、同会計に関する質疑においては、町税で442万6,700円の不能欠損また収入未済額についても4,103万3,347円あるにもかかわらず、平成26年における財産調査や滞納処分の実施の実施件数が0件となっていることについて、徴収に対する取り組む姿勢を厳しく指摘しましたが、今後は調査等を行い取り組んでいくとの答弁がありました。

また、市町村たばこ税についても、たばこを購入する際は町内で購入されるべく広報されるよう要望をし、さらに、農林水産業分担金の徴収率についても言及しましたが、現状では、町長、総務課長、耕地課長で徴収対策について検討している最中であり、事業を継続するために、今後、関係法令に則して徴収方法に関する協議を行っていくとの答弁がありました。

次に、直売所百菜への500万円の貸し付けに関する質疑に対して、担当課長より平成27年度まで貸し付けを行い、町の財政状況を勘案し、次年度以降は貸し付けを行わないとの答弁がありました。

一般会計の総括としては、本町の財政状況を勘案すると、次年度以降さらなる緊縮財政を強いられることが予想され、特に、徳之島国営ダムの償還金に充当する予定の基金にも、決算年度末残高で財政調整基金が5億4,300万円、減債基金が1億3,000万円となっており、償還後の基金は枯渇することが明確であります。

また、類似団体の在籍状況を比較した場合においても、町村の経常収支比率については、70%未満に抑えることが目安とされているが、本町の経常収支比率は93%であり、次年度以降の予算編成に大きく影響を及ぼすほど、非常に厳しい状況であることを指摘しました。

その中で、今後、特に人件費については配慮されるべきではとの質疑に、現在の職員数は定数150名に対し、139名で推移しているとのことで、今後、早期退職者等募集や再任用などを活用して、さらなる財政健全経営に向けて取り組んでいきますとの答弁がありました。

さらに、今回の決算においても多額の不用額が発生しているが、当初予算編成時に過大な見積もりがないか精査すべきであり、今後は不用額として処理するのではなく、予算執行管理計画に基づいた適切な予算執行を行われるよう要望いたします。

以上の審査内容を踏まえ、認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算においては、起立採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

続いて、認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、歳入総額

11億5,256万2,000円、歳出総額11億4,894万9,000円、歳入歳出差引額361万3,000円となっており、うち200万円を基金へ繰り入れられていました。その中で、国保会計においても、不能欠損額は452万8,200円、収入未済額6,025万284円があり、これらの利用についても質疑がありましたが、景気の低迷や生活保護世帯の増加傾向に伴い、国保税の徴収に苦慮しているとのことであります。

また、大久保町長からは、今後、医療費を抑制するために、ジェネリック医薬品の推進なども念頭にし、国保会計健全運営に努めていくとの答弁がありました。

国保会計においては、一般会計からの操出金を含めた上で実質収支が黒字であるとのことも指摘し、今後、税徴収に積極的に取り組まれるよう改めて要望いたしました。

続いて、認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額9億8,088万7,000円、歳出総額9億6,576万7,000円、歳入歳出差引額1,512万円となっており、実質収支額のうち1,000万円を基金へ繰り入れている状況でありました。

次に、認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額1億8,000万1,000円、歳出総額1億7,953万2,000円、歳入歳出差引額46万9,000円となっていました。介護・後期高齢者特別会計共に利用頻度や費用がかさむ一方であり、その対策として、高齢者の健康と生きがいづくりの為に包括支援、各種介護保険事業、地域支援事業を充実させることを要望いたしました。

また、各種政策推進のための適切な人員配置及び国、県への予算折衝も不可欠であり、町が地方創生の重要戦略と提唱する離島版C C R Cの導入に向けて環境を構築させることも要望し、認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、起立採決の結果、それぞれ賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算については、歳入総額1億2,179万8,000円、歳出総額1億1,486万5,000円、歳入歳出差引額693万3,000円となっており、月会費の増額に当たって会員の増減はさほど見られないものの、島内一円を運行している無料バスについて運営審議会等で協議して、町外の利用者から徴収していただきたい旨、要望いたしました。

以上を踏まえ、認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算については、起立採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算について、歳入総額3億8,991万3,000円、歳出総額3億6,961万円、歳入歳出差引額2,030万3,000円となっており、次に、認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算については、財務諸表に基づく営業収益が9,012万360円、営業費用が8,020万5,112円、営業利益の差引合計として991万5,248円でありました。

次に、営業外収益は394万3,538円、営業外費用が344万3,136円差引合計として、50万402円となっており、当該年度の繰越利益剰余金は1,041万5,650円でありました。

簡易水道及び上水道事業会計においては、水質の改善や老朽管更新事業により、これまでの水道関連の問題は解決されてきたところではありますが、平成28年度までの簡易水道と上水道の統合を前に、事業の円滑な推進を図るための財源確保について質疑を行いました。大久保町長より、今後、積極的に財源確保に向けて取り組んでいくとの答弁をいただきました。

以上を踏まえ、認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算、認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算については、起立採決の結果、それぞれ賛成多数で認定すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

平成27年9月18日。

決算審査特別委員会特別委員長、樺山 一。

○議長（琉 理人君）

これから、認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

この採決は、起立によって行います。認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第1号、平成26年度伊仙町一般会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。

認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第2号、平成26年度伊仙町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。

認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第3号、平成26年度伊仙町介護保険特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。

認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第4号、平成26年度伊仙町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定することに決定しました。

これから、認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。

認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第5号、平成26年度徳之島交流ひろば「ほーらい館」特別会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

これから、認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。

認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第6号、平成26年度伊仙町簡易水道特別会計歳入歳出決算は認定すること決定しました。

これから、認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算の委員長報告に対する質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

討論なしと認めます。

この採決は起立によって行います。認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は認定です。

認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（琉 理人君）

起立多数です。したがって、認定第7号、平成26年度伊仙町上水道事業会計歳入歳出決算は認定することに決定しました。

△ 日程第17 議長発議 伊仙町議会地方創生総合戦略検討特別委員会の設置

○議長（琉 理人君）

日程第17 伊仙町議会地方創生総合戦略検討特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。伊仙町議会委員会条例第5条の規定により、まち・ひと・しごと創生法に係る伊仙町総合戦略について、7人の委員で構成する伊仙町議会地方創生総合戦略検討特別委員会を設置

し、伊仙町総合戦略に関する件を付託して、調査、研究機関を、設置の日から調査終了までとし、議会の閉会中も調査、研究することにしたと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、まち・ひと・しごと創生法に係る伊仙町総合戦略については、7人の委員で構成する伊仙町議会地方創生総合戦略検討特別委員会を設置し、伊仙町総合戦略に係る件を付託して調査、研究機関を設置の日から調査終了までとし、議会の閉会中も調査、研究することに決定しました。

引き続き、伊仙町議会地方創生総合戦略検討特別委員会の委員の選任を行います。

特別委員の選任については、伊仙町議会委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付しました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、特別委員はお手元に配付してあります名簿のとおり選任することに決定しました。

これから、伊仙町議会地方創生総合戦略検討特別委員会の委員長、副委員長の互選を行っていただきます。

ここでしばらく休憩をいたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 2時55分

○議長（琉 理人君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

伊仙町議会地方創生総合戦略検討特別委員会の委員長に福留達也君、副委員長に岡林剛也君が互選されましたので、ご報告申し上げます。

△ 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議あるませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

△ 日程第19 常任委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（琉 理人君）

日程第19 常任委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました継続審査の事項について、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定します。

△ 日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（琉 理人君）

日程第20 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教厚生常任委員長並びに経済建設常任委員長から、伊仙町議会会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務調査の事項について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（琉 理人君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成27年第3回伊仙町議会定例会を閉会します。お疲れ様でございました。

閉 会 午後 2時57分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

伊仙町議会議長 琉 理 人

伊仙町議会議員 伊 藤 一 弘

伊仙町議会議員 美 島 盛 秀